

令和4年版
環境白書
(資料編)

大分市

資料編目次

環境一般

環境行政のあゆみ	5
大分市環境基本条例	11
大分市環境審議会条例	15
資1-1 第14期大分市環境審議会委員	16

環境基本計画

資2-1 事業・制度の実施状況	16
資2-2 目標設定	21

公害防止統括者

資3-1 公害防止統括者等の選任区分	22
資3-2 公害防止統括者等の選任状況	23

大気環境

資4-1 大気関係公害防止協定値	24
資4-2 水質関係公害防止協定値	25
資4-3 測定地点及び測定項目	26
資4-4 大気汚染に係る環境基準及びその評価	27
資4-5 二氧化硫濃度測定結果(一般局)	28
資4-6 二氧化硫濃度経年変化(年平均値)(一般局)	28
資4-7 二氧化硫濃度経月変化(一般局)	29
資4-8 窒素酸化物濃度測定結果(一般局)	30
資4-9 窒素酸化物濃度経年変化(年平均値)(一般局)	31
資4-10 二酸化窒素濃度経月変化(一般局)	32
資4-11 光化学オキシダント濃度測定結果(一般局)	33
資4-12 光化学オキシダント濃度経年変化(昼間の年平均値)(一般局)	33
資4-13 光化学オキシダント濃度経月変化(一般局)	34
資4-14 一酸化炭素濃度測定結果(一般局)	35
資4-15 一酸化炭素濃度経月変化(一般局)	35
資4-16 浮遊粒子状物質濃度測定結果(一般局)	36
資4-17 浮遊粒子状物質濃度経年変化(年平均値)(一般局)	36
資4-18 浮遊粒子状物質濃度経月変化(一般局)	37
資4-19 微小粒子状物質(PM2.5)濃度測定結果(一般局)	38
資4-20 微小粒子状物質(PM2.5)濃度経年変化(一般局)	38
資4-21 微小粒子状物質(PM2.5)濃度経月変化(一般局)	38
資4-22 炭化水素濃度測定結果(一般局)	39

資4-23	炭化水素濃度経年変化（年平均値）（一般局）	39
資4-24	非メタン炭化水素濃度経月変化（一般局）	40
資4-25	測定局別風配図（通年）	41
資4-26	一酸化炭素濃度測定結果（自排局）	43
資4-27	一酸化炭素濃度経月変化（自排局）	43
資4-28	窒素酸化物濃度測定結果（自排局）	43
資4-29	窒素酸化物濃度経月変化（自排局）	44
資4-30	浮遊粒子状物質濃度測定結果（自排局）	44
資4-31	浮遊粒子状物質濃度経月変化（自排局）	44
資4-32	微小粒子状物質（PM2.5）濃度測定結果（自排局）	45
資4-33	微小粒子状物質（PM2.5）濃度経月変化（自排局）	45
資4-34	炭化水素濃度測定結果（自排局）	45
資4-35	非メタン炭化水素濃度経月変化（自排局）	45
資4-36	自動車排出ガス測定局経年変化一覧（年平均値）	46
資4-37	車両登録台数の経年変化（各年度末現在）	47
資4-38	主要交差点の流入交通量経年変化	47
資4-39	有害大気汚染物質モニタリング調査結果	48
資4-40	ダイオキシン類調査結果	50
資4-41	微小粒子状物質（PM2.5）成分別濃度	50
資4-42	微小粒子状物質（PM2.5）成分別組成	50
資4-43	微小粒子状物質（PM2.5）無機系元素成分濃度	51
資4-44	降下ばいじん量経年変化（年平均値）	51
資4-45	降下ばいじん量及び降水量経月変化	52
資4-46	緊急時等発令地域区分	53
資4-47	光化学オキシダントの緊急時等の発令状況	54
資4-48	ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気基準適用施設	55
資4-49	ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気排出基準	55
資4-50	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（大気基準適用施設）	56
資4-51	ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（大気基準適用施設）	56

悪臭防止

資5-1	悪臭防止法に基づく規制地域	57
資5-2	特定悪臭物質の規制基準等	58
資5-3	排出水の規制基準（3号規制）	58
資5-4	悪臭調査結果	59

水質汚濁に係る環境基準、要監視項目及び指針値

資6-1	人の健康の保護に関する環境基準	60
資6-2	生活環境の保全に関する環境基準（河川）	61
資6-3	生活環境の保全に関する環境基準（海域）	62

資6-4	公共用水域の要監視項目及び指針値	63
資6-5	公共用水域の要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目）	64
資6-6	河川的环境基準設定状況	65
資6-7	河川の水生生物の保全に係る環境基準設定状況	66
資6-8	河川的环境基準点における経年変化	67
資6-9	河川的环境基準点におけるBOD年平均値の経年変化	67
資6-10	河川地点別水質測定結果	68
資6-11	河川地点別水質測定結果（水生生物保全に係る環境基準項目、要監視項目）	73
資6-12	トリハロメタン生成能調査結果	74
資6-13	海域的环境基準設定状況	75
資6-14	海域的环境基準設定状況（全窒素・全磷）	75
資6-15	海域の水生生物の保全に係る環境基準設定状況	76
資6-16	海域的环境基準点における経年変化	76
資6-17	海域のCOD年平均値の経年変化	77
資6-18	海域水質測定結果水域別総括表（生活環境項目）	78
資6-19	海域地点別水質測定結果（生活環境項目その1）	79
資6-20	海域地点別水質測定結果（生活環境項目その2）	80
資6-21	海域地点別水質測定結果（健康項目）	80
資6-22	海域地点別水質測定結果（その他）	81
資6-23	水浴場水質判定基準	82
資6-24	海水浴場水質調査結果	83
資6-25	一律排水基準（有害物質）	84
資6-26	一律排水基準（その他の項目）	85
資6-27	上乘せ排水基準	86
資6-28	立入検査の概要	88
資6-29	業種別立入件数	88
資6-30	水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場	89
資6-31	ダイオキシン類対策特別措置法に係る水質基準対象施設及び水質排出基準	92
資6-32	ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（水質基準対象施設）	93
資6-33	ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（水質基準対象施設）	93
資6-34	水質汚濁に係る環境基準（地下水）	94
資6-35	要監視項目及び指針値（地下水）	94
資6-36	地下水質測定結果（概況調査）	95
資6-37	地下水質要監視項目測定結果（概況調査）	95
資6-38	地下水質測定結果（継続監視調査）	96
資6-39	土壌汚染対策法施行状況	96
資6-40	公共下水道普及状況	97
資6-41	浄化槽設置費補助	98
資6-42	汚水処理人口普及率	99

騒音・振動

資7-1-1	騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図	100
資7-1-2	騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図（佐賀関地区）	101
資7-1-3	騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図（野津原地区）	102
資7-2-1	騒音に係る規制基準の指定地域図	103
資7-2-2	騒音に係る規制基準の指定地域図（佐賀関地区、野津原地区）	104
資7-3-1	振動に係る規制基準の指定地域図	105
資7-3-2	振動に係る規制基準の指定地域図（佐賀関地区）	106
資7-4	騒音に係る環境基準について（一般地域）	107
資7-5	騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）	107
資7-6	騒音に係る環境基準について（幹線交通を担う道路に近接する空間）	107
資7-7	騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定工場等に関する規制基準	108
資7-8	振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準	108
資7-9	特定建設作業に関する規制基準	109
資7-10	自動車騒音の要請限度	109
資7-11	道路交通振動の要請限度	110
資7-12	大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準	110
資7-13	大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限	110
資7-14	大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用の制限	111
資7-15	環境騒音調査地点図（一般地域）	112
資7-16	環境騒音調査結果（一般地域）	113
資7-17	環境基準達成状況（一般地域）	113
資7-18	自動車騒音・道路交通振動調査地点図	114
資7-19	自動車騒音・道路交通振動調査 評価地点一覧（5ヶ年計画）	115
資7-20	環境基準達成状況（幹線交通を担う道路に面する地域）	116
資7-21	各種届出状況（特定施設）	117
資7-22	特定建設作業の届出件数の推移	118
資7-23	各種届出状況（特定建設作業）	118

地球温暖化

資8-1	月平均気温の変化	119
資8-2	大分市における過去100年間の温度変化	120
資8-3	地球温暖化対策おいた市民会議設置要綱	121
資8-4	第8期地球温暖化対策おいた市民会議委員	123
資8-5	温室効果ガスの活動区分別排出量（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））	124
資8-6	温室効果ガスの種類別排出量（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））	125
資8-7	目標達成状況（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））	125
資8-8	大分市のエコエネルギー導入状況	126

環境一般

環境行政のあゆみ

[1976(S51)～2022(R4).3]

	環境対策関係	廃棄物関係
1976(S51). 2	住友化学工業(株)と公害防止に関する基本協定及び細目協定の全部を改定	
3		佐野埋立場汚水収集施設が完成
11	パルプ工場排水口を中心とした大野川流域水銀底質調査を実施	ごみ減量対策としてモデル地区で「有価ごみ集団回収」を開始
1977(S52). 1		市内全域で有価ごみ集団回収を開始
10	大分地域硫黄酸化物総量削減計画を策定	
11		米良清掃工場汚水処理施設が完成
1978(S53). 3	大分地域公害防止計画(第2次)について承認	鶴崎ごみ焼却場を閉鎖 大洲園処現場のし尿処理施設を改造し浄化槽専用処理施設(200kℓ/日)が完成
4	振動規制法の規制地域を指定	大分市廃棄物処理施設管理規則を制定
1980(S55). 7	(水質汚濁防止法に基づくCODの総量規制が施行) 悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準が施行	
10	三井造船(株)と公害防止協定を締結	大洲園処現場の高度処理施設(500kℓ/日)が完成
1981(S56). 3		鬼崎埋立場の埋処分地施設整備完成
12		鬼崎埋立場に粗大ごみ処理施設が完成、鬼崎不燃物処理場と名称変更
1982(S57). 3	大分油化興産(株)及び昭和酢酸ビニル(株)と公害防止に関する地位取得協定を締結	
7		空き缶クリーン作戦「空き缶回収・リサイクル事業」を開始
1983(S58). 3	大分地域公害防止計画(第3次)について承認	
4	東京芝浦電気(株)と公害防止協定を締結	
9	九州電力(株)と公害防止協定を締結	
11	東京芝浦電気(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
1984(S59). 1		大洲園処現場の管理棟が完成
3		大洲園処現場脱水機設備が完成
6		使用済み乾電池の試行回収(モデル地区)を開始
1985(S60). 4	大分液化ガス共同備蓄(株)と公害防止協定を締結 騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
9		使用済み乾電池の回収開始(市内全域)
1986(S61). 3	(株)東芝と公害防止に関する細目協定の全部を改定	佐野埋立場分地浸出液処理施設が完成
9		東部清掃センターが供用開始(米良清掃工場、佐野埋立場廃止)
10	昭和電工グループ太平洋液化水素(株)と公害防止に関する地位取得協定を締結	大分市環境美化に関する条例を制定
1987(S62). 3	大気汚染常時監視テレメータシステムを導入	
10	鶴崎パルプ(株)との公害防止に関する覚書を本州製紙(株)に承継	

1988(S63). 3	東陶機器(株)と公害防止協定を締結 本州製紙(株)と公害防止協定を締結 播磨耐火煉瓦(株)と公害防止協定を締結 大分地域公害防止計画(第4次)について承認	
6	都市内河川水質汚濁対策連絡調整会議(国、県、大分市)を設立	
8	生活雑排水広域推進事業(環境庁委託)を実施	
10	本州製紙(株)と公害防止に関する細目協定を締結 東陶機器(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定 住吉川浄化対策推進協議会が発足	
1989(H1). 3	新日鐵化学(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定 昭和電工(株)及びグループ各社と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
4	大分市騒音防止条例の施行規則の一部を改正	
7	東陶機器(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
8	(株)東芝と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
1990(H2). 4	悪臭防止法施行令の一部改正に伴い規制4物質の追加及び規制地域の一部を見直し	
10	汚濁河川対策計画作成等調査(環境庁委託)を実施	
1991(H3). 8		ごみ減量・リサイクル推進事業庁内検討委員会が発足
9	生活排水対策重点地域に指定	
11		ごみ減量・リサイクル推進対策協議会が発足
1992(H4). 1	昭和電工(株)及びグループ各社と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
2	大分市生活排水対策推進計画を策定	
3	九州石油(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定 大分市生活排水対策推進計画を策定	鬼崎不燃物処理場浸出水調整池が完成
4		生ごみ処理容器貸与事業を開始(モデル地区)
8	開放型事業場騒音対策検討調査(環境庁委託)を実施	
9		空き缶リサイクルカーを導入
1993(H5). 3	大分地域公害防止計画(第5次)について承認	
4		大分市有価ごみ集団回収事業報償金の交付を開始
1994(H6). 4		ごみ処理手数料及び施設使用料を改定
6	尼ヶ瀬川周辺地域生活排水対策モデル事業を開始 生ごみ処理容器貸与事業を開始(市内全域)	
8	大分市環境審議会条例を施行	
11	東陶機器(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
1995(H7). 4		一般廃棄物(事業系ごみ)収集運搬業の許可を開始
7	九州電力(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
9	(株)東芝と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
1996(H8). 10	O I T A自然観察ガイド(市内10コース)を作成 本州製紙(株)との公害防止に関する協定を王子製紙(株)に承継	
11	昭和電工(株)及びグループ各社と公害防止に関する細目協定の一部を改定	

1997 (H9). 2	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
4	(中核市に移行) 九州石油(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	産業廃棄物対策事業、浄化槽対策事業を開始 事業系ごみの市直営による有料収集を廃止 福宗清掃工場が供用開始 家庭ごみ収集の推奨袋(透明または半透明)制度を導入 資源物(缶・びん・ペットボトル)の分別収集を開始(第1次実施地区)
7	昭和電工(株)及びグループ各社と公害防止に関する細目協定の一部を改定 東陶機器(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
10		大分市合併処理浄化槽設置指導要綱を制定
1998 (H10). 1		資源物(缶・びん・ペットボトル)の分別収集を開始(市内全域) 犬・猫等の死体収集運搬業務を民間に委託
2	大分地域公害防止計画(第6次)について承認	
5	王子製紙(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
12		大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例を制定
1999 (H11). 3		大分市清掃事業審議会条例を制定 大分市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例施行規則を制定
2000 (H12). 1	(ダイオキシン類対策特別措置法が施行)	
3	大分市環境基本計画を策定 新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
4	ハリマセラミック(株)との公害防止協定を黒崎播磨(株)に承継	
6	(株)東芝と公害防止に関する細目協定の全部を改定	大分市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例を制定
11		エコ・エコプラザ(府内町)を開設
12	大分市騒音防止条例及び同施行規則の一部を改正	
2001 (H13). 3		エコショップ認定事業を開始 大分市産業廃棄物適正処理指導計画を策定
4		「新聞類」「その他紙類」「布類」の分別収集を開始 家電リサイクル法の施行に伴う一般廃棄物(特定家庭用機器廃棄物)の収集運搬を許可制に移行 電動式生ごみ処理機購入補助事業を開始
12	住友化学工業(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
2002 (H14). 2	大分地域公害防止計画(第7次)について承認	
3	大気汚染常時監視テレメータシステム更新	
4	大分市地球温暖化対策実行計画を策定	新大洲園処理場が供用開始
9		不法投棄監視カメラを市内5箇所に設置
10	王子製紙(株)との公害防止協定を王子板紙(株)に承継	

11	新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定 王子板紙(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
2003(H15). 2	(土壌汚染対策法施行)	
3	九州石油(株)と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
4		東部清掃センターを建て替え、佐野清掃センターに名称変更し供用開始 大分市と由布市、臼杵市及び竹田市の4市による、可燃ごみの広域処理を開始
6	(株)東芝と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
8	昭和電工(株)及びそのグループ各社と公害防止に関する細目協定の全部を改定	
10	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
2004(H16). 2	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
3	九州石油(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定 新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定 大分キャノン(株)と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結	エコ・エコプラザを閉館
4		きれいにしょうえおいた推進事業を開始
9	大分キャノン(株)と公害防止に関する細目協定を改定	
10	野津原、佐賀関両町との合併に伴い騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
2005(H17). 1	(野津原、佐賀関両町と合併、新大分市発足)	野津原町との合併に伴い大分郡環境衛生組合に加入
8		リサイクル可能な紙類の清掃工場への持込を禁止
10		大分郡環境衛生組合を由布大分環境衛生組合に改称
2006(H18). 2	大分キャノンマテリアル(株)と公害防止に関する基本協定及び細目協定を締結	
	騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例に基づく指定地域を変更	
3	新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
4	日鉱金属(株)との公害防止協定を日鉱製錬(株)に承継	「古紙・布類」の収集運搬業務を民間に委託
7		大分市ポイ捨て等の防止に関する条例施行、府内町等をポイ捨て防止等強化区域に指定
12	大分市環境基本条例を制定	
		生ごみ処理機器購入補助事業における対象機器にディスプレイを追加
2007(H19). 1	大分市環境基本条例を施行	
3	南日本造船(株)と環境保全に関する基本協定及び細目協定を締結	大分市一般廃棄物処理基本計画を策定
4		大分エコライフプラザを開館 ごみ新分別(8分別から12分別に細分化)を開始 プラスチック製容器包装(資源プラ)・缶・びん・ペット

		ボトルの委託収集を開始 福宗環境センターリサイクルプラザが供用開始
		あわせ産業廃棄物の清掃工場・埋立場への持込を禁止(脱 水汚泥は除く)
12	地球温暖化対策おおいた市民会議を設立	
2008(H20). 3	大分地域公害防止計画(第8次)について承認 新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の一部 を改定 大分市環境基本計画を改定	大分市産業廃棄物適正処理指導計画を改定
4		一般廃棄物処理業許可手数料を改正 生ごみのコミュニティ回収事業を開始 関崎清浄園し尿処理施設を廃止 大洲園処理場へ旧佐賀関町のし尿・浄化槽汚泥搬入を開始
6	大分市地球温暖化対策行動指針を策定	
9	昭和電工(株)及びそのグループ各社と公害防止に関 する細目協定の一部を改定 住友化学(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	
10	九州石油(株)との公害防止協定を新日本石油精製 (株)に承継	
2009(H21). 4		段ボールコンポスト普及啓発事業を開始
9	【微小粒子状物質(PM2.5)に大気環境基準が設定】 黒崎播磨(株)との公害防止協定を廃止	ごみ収集車両にハイブリッド車(3台)を導入
2010(H22). 4	日鉱製錬(株)との公害防止協定をバンパシフィッ ク・カッパー(株)に承継	特定地域(荷揚町校区ほか)においてごみ収集運搬業務を 民間に委託
7	新日本石油精製(株)との公害防止協定をJX日鉱日 石エネルギー(株)に承継 昭和エンジニアリング(株)及び昭和高分子(株)との 公害防止協定を昭和電工(株)に承継	
2011(H23). 6		有価物集団回収事業報償金の対象品目に廃食油を追加
8	新日鐵化学(株)との公害防止協定をNSスチレンモ ノマー(株)に承継	
2012(H24). 3		ごみステーションからの資源物の持ち去り行為を禁止
8	新日本製鐵(株)と公害防止に関する細目協定の一部 を改定	
2013(H25). 2	大分市アライグマ防除実施計画を策定、アライグマ の防除を開始	
3	大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事 業編)を策定	大分市一般廃棄物処理基本計画を改定 大分市産業廃棄物適正処理指導計画を改定
4	TOTO(株)との公害防止協定をTOTOアクアテ クノ(株)に承継	
7	九州電力(株)と公害防止に関する基本協定及び細目 協定の一部を改定	大分駅南口駅前広場等をボイ捨て防止等強化区域に追加 指定
12		大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部 を改正 大分市廃棄物処理施設条例の一部を改正
2014(H26). 3		大分市廃棄物処理施設整備基金条例を制定
4		有価物集団回収事業における紙類・布類の報償金額を引

		き上げ ごみ拾いパートナー制度を開始
6		市内 8 郵便局と「不法投棄の情報提供に係る協力活動の協定」を締結
11		家庭ごみ有料化制度を開始
2015(H27).2		(一社)大分県産業廃棄物協会と災害廃棄物処理の応援に関する細目協定を締結
5		ごみ減量・リサイクル推進懇談会を開始
2016(H28).3		大分市産業廃棄物適正処理指導計画を改定
	(株)東芝との公害防止協定を(株)ジャパンセミコンダクター及びソニーセミコンダクタマニュファクチャリング(株)に承継	
10		カセットボンベ等穴あけ不要化事業を開始
12		3きり運動の「食べきり!おおいた 30・10 運動」を開始
2017(H29).3	大分市環境基本計画を改定 大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を改定	大分市一般廃棄物処理基本計画を改定 大分市災害廃棄物処理計画を策定
4	新日鐵住金(株)と公害防止に関する細目協定の一部を改定	有価物集団回収事業報償金の対象品目にアルミ缶・スチール缶を追加 「ポイ捨て等防止パトロール団体」、「不法投棄監視ネットワーク団体」を「きれいにしよう大分推進事業」に統合
11		家庭ごみ有料化制度について検証した結果、制度の継続を決定
2018(H30).4	南日本造船(株)との環境保全協定を(株)南日本造船に承継	
7		パソコンなどの使用済小型家電の宅配便回収についてリネットジャパン株式会社と協定を締結
8		リネットジャパン株式会社との協定に基づく回収を開始
2019(H31).2	パンパシフィック・銅(株)及び日本銅(株)との公害防止に関する細目協定の全部を改定	
3		一般廃棄物処理施設整備基本計画を策定
2020(H2).3		大分市一般廃棄物処理基本計画を改定
4	パンパシフィック・銅(株)及び日本銅(株)との公害防止協定を J X 金属製錬(株)及び日本銅(株)に承継	
11		家庭ごみ有料化制度について検証した結果、制度の継続を決定
2021(H3).3	大分市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)を改定	大分市産業廃棄物適正処理指導計画を改定
4		有価物集団回収事業報償金の対象品目にびん類を追加 生ごみ処理機器購入補助事業における補助率を引き上げ

大分市環境基本条例

私たちが住む大分市は、緑深き山々、水量豊富な大野川、大分川、豊穡な豊後水道に面した美しい海岸線などすばらしい自然や景観に恵まれている。また、古くから瀬戸内海の海路に通じる要衝として人々が盛んに交流し、優れた歴史的文化的遺産と固有な風土が形づくられるとともに、新産業都市の指定を受けて以来、国内でも有数の工業都市として発展している。

一方、資源やエネルギーを大量消費する現在の社会経済システムの中、私たちは快適で便利な生活を享受しているが、事業活動や日常生活における活動の拡大に伴う環境への負荷の増加が原因で、地域においては廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題、また、地球規模では、地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等さまざまな問題が生じ、生物の生存基盤である地球の環境が脅かされるに至っている。

私たちは、自らが引き起こしたこれら環境問題の解決を図り、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくことが、私たちに課せられた重要な責務であることを認識し、一人ひとりがこれまでの利便性と物質的な豊かさを優先させてきた社会経済活動や生活様式を見直し、人と自然が共生する環境優先へとその意識の転換を図っていくことが必要であると考えます。

こうした決意のもと、市、事業者、市民がそれぞれの立場で、また相互に協力して環境問題の解決に努めることにより、人々が良好な環境の中、心の豊かさをはぐくみ質の高い生活を営むことができる社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続可能な社会が構築されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての者がそれぞれの事業活動及び日常生活において、これを自らの課題として環境に配慮した行動を行うことにより、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 水や緑に親しむことのできる生活空間の形成、地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等が推進されること。
- (5) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- (6) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、事業者及び市民が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。
- (7) 地球環境保全が推進されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「大分市環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 大分市環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、大分市環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、大分市環境審議会条例（平成6年大分市条例第7号）第1条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、大分市環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、大分市環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(事業に係る環境配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、あらかじめその事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(協定の締結)

第12条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるように誘導するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について、その効果、影響等を調査し及び研究するものとする。

(環境の保全及び創造に関する事業の推進)

第14条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

- 2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等)

第17条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進等)

第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境美化活動、生活排水浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、事業者がその事業活動に伴う環境への負荷を低減するために行う環境の保全及び創造

に関する方針の策定、目標の設定及び計画の作成、その計画の実施及び実施体制の整備並びにこれらの実行状況の点検等からなる環境の管理が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第19条 市は、第17条に規定する環境の保全及び創造に関する教育の充実、学習の振興等並びに前条第1項に規定する事業者、市民又は民間団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の協働)

第20条 市、事業者、市民及び民間団体は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第23条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするための報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、市、事業者及び市民がそれぞれの役割に応じた地球環境保全に関する行動の指針を定め、これに基づく行動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全において、地球温暖化対策が果たす役割の重要性にかんがみ、事業者、市民及び民間団体と協働して地球温暖化対策を推進するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている環境の保全及び創造に関する基本的な計画であって、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条第1項の規定により定められた大分市環境基本計画とみなす。

大分市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、大分市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員27人以内を持って組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(大分市公害対策審議会条例の廃止)

2 大分市公害対策審議会条例（昭和40年大分市条例第12号）は、廃止する。

資 1 - 1 第 14 期大分市環境審議会委員

[任期 2020(R2).8.1~2022(R4).7.31]

区 分	氏 名	勤務先又は推薦団体等	備 考
学識経験を有する者	大上 和敏	大分大学	(会長)
	東野 誠	大分工業高等専門学校	
	濱永 康仁	日本文理大学	
	森 哲	大分市連合医師会	
	多森 直樹	大分市薬剤師会	
市議会議員	泥谷 郁	大分市議会	(副会長)
	仲家 孝治	大分市議会	
関係行政機関の職員	原田 靖彦	大分地方気象台	
	高橋 直樹	大分中央警察署	
その他市長が適当と認める者	上田 耕作	大分商工会議所	
	高橋 航也	大分県経営者協会	
	三宮 徹一郎	大分市工業連合会	
	上田 智仁	連合大分大分地域協議会	
	荒金 一義	自治委員連絡協議会	
	角谷 幹男	自治委員連絡協議会	
	秦 和恵	自治委員連絡協議会	
	松尾 敏生	NPO法人大分環境カウンセラー協会	
	桑野 恭子	NPO法人地域環境ネットワーク	

[2022(R4)年3月31日現在]

環境基本計画

資 2 - 1 事業・制度の実施状況

各主体の取組のうち、行政の取組項目である事業・制度の全 136 項目における実施状況について、実施または推進を A、実施に向け検討を B、実施・検討せずを C、終了・廃止を D、新型コロナウイルス感染症の影響により中止の 5 分類で示しています。

年度	A	B	C	D	E
2021(R3)	119 項目 (87.5%)	2 項目 (1.5%)	2 項目 (1.5%)	6 項目 (4.4%)	7 項目 (5.1%)

各主体の実施状況の詳細は次頁のとおりとなっています。

1 豊かな自然をはぐくみ生きものと共生できるまち（自然環境）

(1)環境目標「河川や森林など豊かな自然を守ります」

施策	事業・制度	実施状況
①河川や海の保全	住吉川浄化対策推進協議会	A
	海岸漂着物等地域対策推進事業	C
	乙津川環境整事業備促進期成会	E
	河川協力団体制度	D
②森林や農地の保全	新たな担い手経営開始等支援事業	A
	大分市ファーマーズカレッジ事業	A
	大分市エコアグリ推進支援事業	D
	農産物等認定推進支援事業	A
	資源循環型農業推進事業	A
	間伐総合対策事業	A
	郷土の緑保全地区の指定	A
	大分市市民育樹祭	B

(2)環境目標「生物多様性を確保し自然とのふれあいを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①多様な生きものの保全	自然環境調査	A
	特定外来生物防除実施事業	A
②自然とふれあう機会や場の整備	身近な自然観察会	A
	森林セラピー魅力創出事業	A

2 水辺や緑と親しみ歴史・文化が薫るまち（快適環境）

(1)環境目標「水辺や緑と親しむ環境づくりを進めます」

施策	事業・制度	実施状況
①水辺と親しむ環境の整備	美しい水辺づくり事業	E
②緑と親しむ環境の整備	道路維持事業	A
	大分市名木保存条例	A
	生き粋大分街かど空間奨励事業	D
	各種緑化講習会	A
	都市部公園のリフレッシュ	A
	大分市街区公園愛護会	A

(2)環境目標「美しいまちなみを維持し歴史・文化を大切にします」

基本施策	事業・制度	実施状況
①都市景観・まちの美化の推進	日本一きれいなまちづくり推進事業	A
	ごみ拾いパートナー登録制度	A
	きれいにしょうえおおい推進事業	A
	ごみステーション設置等補助金事業	A
	大分市景観条例	A
②歴史・文化の保全と継承	文化財の調査及び指定	A
	歴史講座、体験講座の開催	A
	企画展示等の開催	A
	史跡大友氏遺跡整備基本計画（第1期）の推進	A

3 水や空気がきれい健康に暮らせるまち（生活環境）

(1) 環境目標「良好な水・土壌環境を維持します」

施策	事業・制度	実施状況
①水環境の常時監視の推進	公共用水域の常時監視	A
	都市内河川水質調査	A
	地下水の水質調査	A
②生活排水対策の推進	住吉川浄化対策推進事業	E
	浄化槽設置費補助金	A
	農業集落排水事業	A
	公共下水道整備	A
	公共下水道施設清掃事業	A
③工場等の排水対策の推進	水質関係法令届出状況	A
	工場・事業場の立入検査	A
	排水基準と総量規制基準	A
	多面的機能支払交付金	A
	環境保全資金の融資	A
	大分市環境配慮型設備投資利子補給事業	A
④土壌の汚染防止対策の推進	地下水調査（土壌汚染状況の把握）	A
	土壌汚染対策	A

(2) 環境目標「良好な大気環境を維持します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①大気環境の常時監視の推進	大気汚染常時監視測定局測定結果	A
	ダイオキシン類調査結果	A
	アスベスト類調査結果	A
	微小粒子状物質（PM2.5）測定結果	A
②工場等の大気汚染、悪臭防止対策の推進	大気汚染常時監視測定局測定結果（再掲）	A(再掲)
	工場・事業場に対する立ち入り検査の状況	A
	悪臭防止対策	A
	環境保全資金の融資（再掲）	A(再掲)
	大分市環境配慮型設備投資利子補給事業（再掲）	A(再掲)

(3) 環境目標「騒音・振動を防止します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①騒音・振動の常時監視の推進	環境調査（一般地域）	A
	環境調査（道路に面する地域）	A
②工場等の騒音、振動防止対策の推進	工場・事業場等立入調査	A
	拡声器・深夜営業	A
	環境保全資金の融資（再掲）	A(再掲)
	大分市環境配慮型設備投資利子補給事業（再掲）	A(再掲)
③生活騒音防止対策の推進	近隣騒音対策	A

(4) 環境目標「公害苦情の発生を抑止します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①公害苦情の概況	公害苦情	A

4 限りある資源が大切に使われているまち（資源循環）

(1) 環境目標「ごみの減量化を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①家庭ごみの排出抑制・減量化の推進	節電（クールチョイス）に関すること	A
	家庭ごみ有料化制度	A
	段ボールコンポストセット普及啓発事業	A
	3きり運動推進事業	A
	ごみ減量・リサイクル推進懇談会	A
	大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会	D
	大分エコライフプラザ等でのリユースの推進	A
②事業系ごみの排出抑制・減量化の推進	ごみ減量推進事業所	A
	3きり運動推進事業（再掲）	A(再掲)
	大分市ごみ減量・リサイクル推進対策協議会（再掲）	D(再掲)
	多量排出事業者に対する指導	A

(2) 環境目標「資源のリサイクルを進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①家庭ごみのリサイクルの推進	家庭ごみ有料化制度（再掲）	A(再掲)
	資源物回収処理事業	A
	有価物集団回収促進事業	A
	ごみ減量リサイクル啓発推進事業	A
②事業系ごみのリサイクルの推進	剪定枝等リサイクル	A
③水資源の有効利用の推進	雨水貯留施設設置補助事業	A
	再生水利用事業	A

(3) 環境目標「ごみの適正な処理を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①廃棄物の適正処理	災害廃棄物処理対策事業	A
	産業廃棄物処理施設の設置許可	A
	処理業者に対する立入調査	A
	大分都市広域圏における資源循環型社会形成推進事業	A
②不法投棄の防止	不法投棄パトロール	A
	ごみの不法投棄防止強化月間行事	A

5 低炭素な暮らしが実現した地球環境にやさしいまち（地球環境）

(1) 環境目標「地球環境への負荷を低減します」

基本施策	事業・制度	実施状況
①地球温暖化対策の推進	次世代自動車の導入	A
	防犯灯設置・管理費補助金、防犯灯維持費補助金	A
	節電啓発推進事業	A
	環境講演会	C
	エコオフィス運動	A
	緑のカーテン	A
	再エネ・省エネ設備設置費補助金	A
	モビリティ・マネジメント	A
	大分市地域公共交通計画（マスタープラン）	A
	大分市地域公共交通再編事業（アクションプラン）	D
	大分市レンタサイクル事業	A
	パークアンドライド推進事業	A
	シェアサイクル普及促進事業	A

	路線バス代替交通運行事業	A
	新たなモビリティサービス事業	A
	サイクルアンドバスライド実証事業	A
②オゾン層保護対策等の推進	酸性雨対策の推進	A
	使用済自動車の再資源化に関する法律に基づくフロン類回収業者の登録数	A

(2)環境目標「エネルギーの有効活用を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①再生可能エネルギー等の利用促進	太陽光発電設置事業	D
	ごみ焼却余熱利用発電	A
②新たなエネルギーの導入促進	水素エネルギー導入推進事業	A
	燃料電池自動車導入推進事業	A

6 環境の保全に連携して取り組むまち（環境教育・連携）

(1)環境目標「環境教育・環境学習を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①環境教育・環境学習の充実	環境副読本等	A
	エコチャレンジ日誌	A
	大分市環境展	E
	環境ポスター展	A
	環境に関する各種講座、地球温暖化対策出前授業	A
	環境ブックの読み聞かせ運動	A
	ごみ減量・リサイクル推進懇談会（再掲）	A(再掲)
	まちづくり出張教室	A
	大分エコライフプラザ企画運營業務委託	E
	環境教育推進計画	A
	エコスクールの整備促進	A
	環境に関する各種講座	A
②地産地消の推進	おおいたマルシェ開催補助金	A
	大分市地産地消サポーター制度	A
	都市・農山漁村交流活動支援事業	A
	大分市学校給食地産地消推進会議	A
	学校給食における地産地消の推奨	B
③環境情報の活用	環境白書の作成等	A

(2)環境目標「市民・事業者・NPO等との連携を進めます」

基本施策	事業・制度	実施状況
①人材の育成やネットワーク化の推進	大分市人材バンク維持管理	A
	地球温暖化対策おおいた市民会議	A
	環境保全活動団体のネットワーク事業	E
	武漢市との環境保全、ごみ減量等に関する交流・協力事業の推進	E
②環境保全活動の促進	大分市環境保全活動団体活動支援補助金	A
	こどもエコクラブ事業	A
	エコアクション21長期認証・登録事業者感謝状贈呈式	A
	大分市環境保全活動功労団体表彰	A

資 2-2 目標設定

環境目標ごとに各課が設定した数値目標及びその達成状況については以下のとおりとなっています。

基本目標	環境目標	指標名	単位	現状	目標値
				2021 (R3)	2024 (R6)
1 豊かな自然を はぐくみ生きものと 共生できるまち (自然環境)	河川や森林など 豊かな自然を守ります	海底ごみ・漂着ごみの除去面積 (累積)	ha	-	10,777
		「郷土の緑保全地区」区域指定面積 (累積)	ha	81.7	85
		年間間伐面積	ha	78	195
	生物多様性を確保し 自然とのふれあいを 進めます	認定新規就農者数 (累計)	人	21	65
		アライグマ捕獲努力量 (わな個数×わなかけ日数)	わな日	97,543	14,000
		自然体験学習会参加者数	人	2,333	1,500
2 水辺や緑と親しみ 歴史・文化が薫るまち (快適環境)	水辺や緑と親しむ 環境づくりを進めます	市民一人当たりの都市公園面積	m ²	14.86	15
		公園愛護会の結成数	団体	410	410
	美しいまちなみを維持し 歴史・文化を大切にします	ボランティア清掃団体登録件数	団体	267	225
		文化財指定件数	件	220	221
3 水や空気がきれいで 健康に暮らせるまち (生活環境)	良好な水・土壌環境を 維持します	河川の環境基準達成率 (BOD)	%	90	100
		海域の環境基準達成率 (COD)	%	100	100
		汚水処理人口普及率	%	85.4	89.4
	良好な大気環境を 維持します	地下水質調査地点数 (累計)	地点	463	500
		大気汚染物質の環境基準達成項目数 (全6項目)	項目	6	6
		有害大気汚染物質の環境基準達成項目数 (全4項目)	項目	4	4
		ダイオキシン類の環境基準達成項目数 (全1項目)	項目	1	1
	騒音・振動を 防止します	一般地域における騒音の環境基準達成率	%	100	100
道路に面した地域における騒音 (自動車騒音)の環境基準達成率		%	95.2	100	
4 限りある資源が大切に 使われているまち (資源循環)	ごみの減量化を 進めます	一日あたりの市民一人あたりごみ排出量	g	645	582
		ごみ排出量 (一般廃棄物)	t	16,185	136,000
	資源のリサイクルを 進めます	リサイクル率 (一般廃棄物)	%	21	33
		最終処分率 (一般廃棄物)	%	7.7	3
5 低炭素な暮らしが 実現した地球環境に やさしいまち (地球環境)	地球環境への負荷を 低減します	民生家庭部門におけるCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	468	576
		民生業務部門におけるCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	602	626
		運輸(自動車)部門におけるCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	1,129	917
	エネルギーの有効活用を 進めます	市の補助等を活用した 再エネ・省エネ設備導入件数 (累計)	件	4,702	3,600
		太陽光発電設備を設置した学校数	校	11	18
		環境学習会・講演会参加者数	人	2,344	1,000
6 環境の保全に連携 して取り組むまち (環境教育・連携)	環境教育・環境学習を 進めます	「環境イベント情報や募集情報 等お知らせ」サイト 年間アクセス件数	件	3169	30,000
		地産地消サポーター数	件	2,882	3,400
	市民・事業者・	大分市環境保全活動団体登録数	団体	37	46

※CO₂排出量は 2018 (H30) 年度の数値

公害防止統括者

資 3 - 1 公害防止統括者等の選任区分

種類	選任に必要な条件	資格
公害防止統括者及び代理者	常時使用する従業員の数が 21 人以上の工場	不要
公害防止主任管理者及び代理者	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置し、排出ガス量が 4 万 N m ³ /時以上であり、かつ排出水量が 1 万 m ³ /日以上	大気 1, 3 種かつ水質 1, 3 種
公害防止管理者及び代理者	下表のとおり	下表のとおり

対象となる工場（製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供給業）の施設及び規模等		選任する管理者の種類	有資格者の種類
大気関係	大気汚染防止法で定める有害物質を発生するばい煙発生施設を設置している工場	排出ガス量 4 万 N m ³ /以上	大気 1 種
		排出ガス量 4 万 N m ³ /未満	大気 2 種
	上記以外のばい煙発生施設（焼却炉を除く）を設置している工場	排出ガス量 4 万 N m ³ /以上	大気 3 種
		排出ガス量 4 万 N m ³ /未満 1 万 N m ³ /以上	大気 4 種
水質関係	水質汚濁防止法で定める有害物質を排出する汚水等排出施設を設置している工場	排出水量 1 万 m ³ /日以上	水質 1 種
		排出水量 1 万 m ³ /日未満	水質 2 種
	上記以外の汚水等排出施設（特定施設の大部分が含まれる）を設置している工場	排出水量 1 万 m ³ /日以上	水質 3 種
		排出水量 1 万 m ³ /日未満 1 千 m ³ /日以上	水質 4 種
騒音関係	騒音規制法の指定地域内で機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る）又は鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る）を設置している工場	騒音	騒音 騒音・振動
特定粉じん関係	大気汚染防止法で定める特定粉じん発生施設を設置している工場	特定粉じん	特定粉じん 大気 1~4 種
一般粉じん関係	大気汚染防止法で定める一般粉じん発生施設を設置している工場	一般粉じん	一般粉じん 特定粉じん 大気 1~4 種
振動関係	振動規制法の指定地域内で機械プレス（呼び加圧能力が 980 キロニュートン以上のものに限る）又は鍛造機（落下部分の重量が 1 トン以上のハンマーに限る）または液圧プレス（矯正プレスを除き呼び加圧能力が 2, 914 キロニュートン以上のものに限る）を設置している工場	振動	振動 騒音・振動
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特別措置法で定めるダイオキシン類を発生させる施設を設置している工場	ダイオキシン類	ダイオキシン類

資 3 - 2 公害防止統括者等の選任状況

	選任特定工場（工場）	公害防止統括者（人）	公害防止主任管理者（人）	公害防止管理者（人）						合計	
				大気関係	水質関係	騒音関係	振動関係	粉じん関係	ダイオキシン類関係		
2017(H29)年度	54	47	7	32	35	5	9	11	1	83	
2018(H30)年度	54	48	7	32	25	5	9	11	1	83	
2019(R1)年度	54	48	7	32	26	5	9	11	1	84	
2020(R2)年度	54	47	7	31	26	4	9	12	1	83	
2021(R3)年度	55	46	7	31	26	4	8	12	1	82	
2021(R3)年度内訳	食料品・たばこ	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1
	パルプ・紙・紙加工品	2	2	1	2	2	0	0	0	0	4
	化学工業	8	8	2	7	7	0	0	1	0	15
	石油・石炭製品	1	1	1	1	1	0	0	0	0	2
	プラスチック製品	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	窯業・土石製品	9	5	0	5	0	0	0	5	0	10
	鉄鋼業	8	8	1	4	2	2	1	5	1	15
	非鉄金属	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	金属製品	11	9	1	3	5	2	7	1	0	18
	業務用機械器具	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	電子部品・デバイス・電子回路	7	6	1	2	6	0	0	0	0	8
	情報通信機械器具	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2
電気供給業	4	3	0	3	1	0	0	0	0	4	

大気環境

資4-1 大気関係公害防止協定値

事業所名	項目	締結(改正) 年 月	硫黄酸化物 排出量 (Nm ³ /h)	窒素酸化物 排出量 (Nm ³ /h)	窒素酸化物 排出濃度 (ppm)		ばいじんの 排出濃度 (mg/Nm ³)	
昭和電工(株)及びそのグループ各社		2008(H20).9	183.4	199.0	1号ボイラー 140 2号ボイラー 160 ガスタービン 70	35.8	1号ボイラー 35 2号ボイラー 56 焼却炉 10~250	
N S スチレンモノマー(株)大分製造所		1989(H1).3	13.3	19.2	加熱炉 80	6.8	加熱炉 10~46	
九州電力(株)新大分発電所		2013(H25).7	-	300	ガスタービン 8.3~12.5	-	-	
E N E O S (株)大分製油所		2004(H16).3	200	126.1	ボイラー 90~95 発電用ボイラー 45 加熱炉 60~150	66.2	ボイラー 5~130 発電用ボイラー 10 加熱炉 5~70	
日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区		2017(H29).4	900	920	第1焼結炉 200 第2焼結炉 240 共火ボイラー 26~170 1~4コークス炉 330 5コークス炉 170	108	第1焼結炉 35 第2焼結炉 48 共火ボイラー 10~23 1~4コークス炉 10 5コークス炉 10	
株ジャパンセミコンダクター大分事業所 及びソニーセミコンダクタ マニュファクチャリング(株) 大分テクノロジセンター		2003(H15).6	2.2	6.6	-	0.6	-	
王子マテリア(株)大分工場		2002(H14).11	78.1	83.9	石炭ボイラー 240 重油ボイラー 180 ディーゼル機関 600 RPFボイラー 165	19.5	石炭ボイラー 70 重油ボイラー 100 ディーゼル機関 100 RPFボイラー 30	
T O T O アクアテクノ(株)大分工場		1997(H9).7	1.3	6.7	-	16.4	-	
住友化学(株)大分工場		2008(H20).9	70	43.6	ボイラー 100~180 ガスタービン 55~60 焼却炉 250~500	12.1	ボイラー 30~100 ガスタービン 20 焼却炉 80~150	
大分キャノン(株)大分事業所		2004(H16).9	-	-	ボイラー 85	-	ボイラー 10	
大分キャノンマテリアル(株)大分事業所		2006(H18).2	-	-	ボイラー 85 ガス機関発電ボイラー 200	-	ボイラー 10 ガス機関発電ボイラー 10	
J X 金属製錬(株)佐賀製錬所 及び日本鋳銅(株)佐賀工場		2019(H31).2	560.0	120.3	No.2自溶炉用ドライヤ 160 ディーゼル発電機 945	53.5	No.2自溶炉用ドライヤ 150 No.2自溶炉 50	

(注1) 協定値は、年次区分等によって段階的に定められていることから、最終的な数値を掲げた。

(注2) 窒素酸化物及びばいじんの排出濃度は、主な施設を掲げた。

資 4 - 2 水質関係公害防止協定値

事業所名	昭和電工㈱及びそのグループ各社	NSスチレンモノマー㈱ 大分製造所	九州電力㈱ 新大分発電所		ENEOS㈱ 大分製油所	日本製鉄㈱九州製鉄所 大分地区				㈱シャバノンセミコンダクター 大分事業所	フーセミコンダクター マニュファクチャリング㈱ 大分テクノロジーセンター	王子マテリア㈱ 大分工場	TOTOテクノテック㈱ 大分工場	住友化学㈱ 大分工場	大分液化ガス 共同備蓄㈱	JX金属製錬㈱ 佐賀製錬所 及び 日本製鋼㈱佐賀開工場				
締結(改正)年月	H20.9	H元.3	H25.7		H16.3	H29.4				H28.4		H14.11	H9.7	H20.9	S60.4	H31.2				
排水口			1・2号系列	3号系列		4号	5号	6号	9号	No.1 排水口										
排水基準	水素イオン濃度	6.0~8.6	6.0~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.6	7.0~8.6	7.0~8.6	7.5~8.6	7.0~8.6	5.8~8.6				5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	6.0~8.4	
	化学的酸素要求量 (mg/l)	6(3)	15(10)	10(7)	10(6)	15(10)	10	5	5	10	6(3.5)				75	15(10)	45(40)	10	6(3)	
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)										6(3.5)				70	15(10)	20(15)			
	浮遊物質量 (mg/l)		3号 8 その他8(4)	15(11)	10(7)	10(7)	15(10)	20	8	5	20	9(4.5)				35	15(10)	25(20)	20	15(10)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/l)	0.5	1	1	1	1	1								1(鉱油類)		0.5	1	1	
	フェノール類含有量 (mg/l)	0.03	0.5(0.2)			0.1	0.05								0.4		0.2			
	シアン化合物 (mg/l)					0.05	0.05				0.05									
	溶解性鉄含有量 (mg/l)						1													
	窒素含有量 (mg/l)		3号 2 その他2(1)	20(12)	30(20)	30(20)	12(10)	12	8	8	8	14(8)				7	10	10(8)		2.9(1.5)
	りん含有量 (mg/l)	0.4(0.2)	3(2)	3(2)	3(2)	2(1)	0.8	0.5	0.5	0.8	1.6(1)				0.5	3	5(3)		0.5(0.3)	
	6価クロム化合物 (mg/l)										0.05					検出されないこと			亜鉛含有量1	
	鉛含有量 (mg/l)										0.01					0.1			0.05	
	砒素含有量 (mg/l)										0.01								0.07	
	ふっ素含有量 (mg/l)						4	1.5	1.5	1.5	7.5(4.5)					10(7)	7(6)			
	カドミウム含有量 (mg/l)																		0.01	
	トリクロロエチレン (mg/l)															0.03			セレン含有量0.05	
	ジクロロメタン (mg/l)	0.02															0.04			
	ほう素及びその化合物 (mg/l)																3			
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	1													1		2			
	ベンゼン (mg/l)	0.05															0.05			
トルエン (mg/l)																1.2				
フェニトロチオン (mg/l)																0.006				
銅含有量 (mg/l)																1		1(0.6)		
テトラクロロエチレン (mg/l)																0.02				
1,2-ジクロロエタン (mg/l)																0.012				
備考	冷却水水温差7度			冷却水水温差7度	冷却水水温差7度	冷却水水温差7度	5号、6号及び9号機発電用冷却水水温差7度										冷却水水温差4度			
負荷量	化学的酸素要求量 (kg/日)	3,040	43.2	11.2	10.8	156	2,300				133				3,400	16.6	3,400		651	
	生物化学的酸素要求量 (kg/日)										133				3,050	16.6	1,275			
	浮遊物質量 (kg/日)	3,591	47.5	11.2	12.6	156	7,180				172				1,540	16.6	1,700		2,171	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (kg/日)	168	4.3	1.6	1.8	15.6	400								45(鉱油類)				109	
	フェノール類含有量 (kg/日)		0.9			1.6	25								15					
	シアン化合物 (kg/日)						30													
	溶解性鉄含有量 (kg/日)						1,300												銅含有量130	
	窒素含有量 (kg/日)	1,290	51.8	32	36	156	7,300				305				300		680		326	
りん含有量 (kg/日)	138	8.6	3.2	3.6	15.6	350				33				18		255		65		
ふっ素含有量 (kg/日)						1,000				172					11.6	510				

(注) ()内は日間平均値

資4-3 測定地点及び測定項目

測定地点	測定項目等 用途 地域	二酸化	窒素	光化学	炭化	一酸化	浮遊	遊	微小	風向	温度	雨量	日射量	降下	テレメ
		硫黄	酸化物	オキシ	水素	炭素	粒子	物質	粒子	風速	湿度	pH		ばいじん	ータ局
1 王子中学校測定局	1中高住	○	○	○			○	○	○						○
2 南大分中学校測定局	1住	○	○	○			○		○						○
3 西部清掃事業所測定局	未	○	○	○			○	○	○						○
4 東大分小学校測定局	2中高住	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 三佐小学校測定局	2中高住	○	○	○	○	○	○		○					○	○
6 大東中学校測定局	1中高住	○	○	○			○		○						○
7 敷戸小学校測定局	1中高住	○	○	○	○		○		○	○	○				○
8 大在小学校測定局	2中高住	○	○	○	○		○	○	○					○	○
9 坂ノ市中学校測定局	2中高住	○	○	○			○		○						○
10 丹生小学校測定局	1住	○	○	○			○		○						○
11 戸次中学校測定局	1住	○	○	○			○	○	○						○
12 佐賀関小学校測定局	未	○	○	○			○	○	○					○	○
13 自排中央測定局	商		○		○	○	○	○	○	○					○
14 自排宮崎測定局	近商		○		○	○	○		○						○
15 大分市教育センター	2中高住													○	
16 大分商業高校	1住													○	
17 大分港振興室	準工													○	
18 鶴崎支所	商													○	
19 東部清掃事業所	準工													○	
20 大分国際情報高等学校	2住													○	
21 明野北小学校	1中高住													○	
22 森岡小学校	1中高住													○	
合計	-	12	14	12	5	3	14	7	14	2	1	1	1	12	14

資 4 - 4 大気汚染に係る環境基準及びその評価

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	ダイオキシン類	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外線分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法、又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
評価	短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。	1日平均値のうち年間98%値が35μg/m ³ 以下であること。(短期基準に対応した評価)					
	長期的評価	年間にわたる1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値の2%除外値が0.1mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の98%値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であること。(長期基準に対応した評価)	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
備考	<p>(注1) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>(注2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>(注3) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p> <p>(注4) 短期的評価とは、測定を行った日または時間について、大気汚染の状態を環境基準にてらして短期的に評価を行うことをいう。長期的評価とは、当該地域の大气汚染に対する施策の効果等を的確に判断するため、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことをいう。</p>										

資 4 - 5 二酸化硫黄濃度測定結果（一般局）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の達成状況（長期的評価）
				時間	%	日	%						
敷戸小学校	365	8752	0.002	0	0	0	0	0.050	0.007	0.005	○	0	達成
南大分中学校	364	8736	0.004	0	0	0	0	0.043	0.011	0.009	○	0	達成
三佐小学校	365	8753	0.002	0	0	0	0	0.046	0.013	0.006	○	0	達成
大在小学校	365	8749	0.002	0	0	0	0	0.033	0.010	0.005	○	0	達成
坂ノ市中学校	365	8747	0.004	0	0	0	0	0.039	0.010	0.007	○	0	達成
戸次中学校	364	8739	0.002	0	0	0	0	0.060	0.009	0.004	○	0	達成
東大分小学校	365	8754	0.003	0	0	0	0	0.041	0.009	0.006	○	0	達成
丹生小学校	365	8752	0.003	0	0	0	0	0.039	0.011	0.006	○	0	達成
西部清掃事業所	365	8750	0.003	0	0	0	0	0.028	0.009	0.007	○	0	達成
大東中学校	364	8747	0.003	0	0	0	0	0.037	0.008	0.006	○	0	達成
王子中学校	365	8754	0.002	0	0	0	0	0.052	0.008	0.005	○	0	達成
佐賀関小学校	365	8747	0.003	0	0	0	0	0.049	0.013	0.008	○	0	達成

資 4 - 6 二酸化硫黄濃度経年変化（年平均値）（一般局）

（単位：ppm）

測定局 \ 年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
敷戸小学校	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
南大分中学校	0.004	0.003	0.004	0.003	0.004
三佐小学校	0.004	0.002	0.003	0.003	0.002
大在小学校	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002
坂ノ市中学校	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004
戸次中学校	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
東大分小学校	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
丹生小学校	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003
西部清掃事業所	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003
大東中学校	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003
王子中学校	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002
佐賀関小学校	0.005	0.004	0.003	0.003	0.003
平均	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003

資 4 - 8 窒素酸化物濃度測定結果（一般局）

項目 測定局	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)															窒素酸化物 (NO+NO ₂)						
	有効測定日数	測定時間	年平均値	一時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	一時間値の最高値	一時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		一時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準の達成状況(長期的評価)	有効測定日数	測定時間	年平均値	一時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	
										時間	%	時間	%	日	%	日	%										ppm
敷戸小学校	365	8746	0.002	0.026	0.005	365	8746	0.005	0.036	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0	達成	365	8746	0.008	0.041	0.016	69.1
南大分中学校	364	8740	0.002	0.045	0.004	364	8740	0.007	0.039	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.015	0	達成	364	8740	0.009	0.075	0.018	75.9
三佐小学校	365	8750	0.002	0.033	0.005	365	8750	0.008	0.050	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0	達成	365	8750	0.011	0.065	0.020	77.2
大在小学校	365	8751	0.002	0.025	0.004	365	8751	0.006	0.040	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	達成	365	8751	0.009	0.048	0.018	72.8
坂ノ市中学校	365	8754	0.002	0.024	0.004	365	8754	0.006	0.037	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0	達成	365	8754	0.007	0.043	0.015	75.1
戸次中学校	364	8731	0.002	0.023	0.004	364	8731	0.005	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.010	0	達成	364	8731	0.007	0.047	0.013	68.5
東大分小学校	365	8750	0.002	0.050	0.005	365	8750	0.007	0.041	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.016	0	達成	365	8750	0.010	0.080	0.019	75.5
丹生小学校	365	8750	0.002	0.019	0.004	365	8750	0.006	0.034	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0	達成	365	8750	0.008	0.038	0.015	77.8
西部清掃事業所	365	8749	0.002	0.047	0.003	365	8749	0.005	0.036	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0	達成	365	8749	0.007	0.071	0.015	72.8
大東中学校	364	8733	0.002	0.038	0.003	364	8733	0.006	0.030	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.012	0	達成	364	8733	0.007	0.055	0.014	78.2
王子中学校	365	8750	0.002	0.035	0.004	365	8750	0.006	0.033	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.014	0	達成	365	8750	0.008	0.064	0.017	79.3
佐賀関小学校	365	8751	0.002	0.039	0.005	365	8751	0.006	0.034	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.013	0	達成	365	8751	0.008	0.056	0.017	74.7

資4-9 窒素酸化物濃度経年変化（年平均値）（一般局）

（単位：ppm）

測定局	年度	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
	項目					
敷戸小学校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.004	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.005	0.004	0.005	0.006	0.005
	窒素酸化物 (NO _x)	0.006	0.006	0.007	0.009	0.008
南大分中学校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007
	窒素酸化物 (NO _x)	0.009	0.008	0.008	0.008	0.009
三佐小学校	一酸化窒素 (NO)	0.003	0.002	0.002	0.003	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.009	0.007	0.007	0.008	0.008
	窒素酸化物 (NO _x)	0.011	0.010	0.010	0.011	0.011
大在小学校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.009	0.008	0.008	0.009	0.009
坂ノ市中学校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007
戸次中学校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	窒素酸化物 (NO _x)	0.007	0.008	0.007	0.007	0.007
東大分小学校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.008	0.007	0.007	0.008	0.007
	窒素酸化物 (NO _x)	0.010	0.010	0.009	0.010	0.010
丹生小学校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008
西部清掃事業所	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.005	0.004	0.005	0.005	0.005
	窒素酸化物 (NO _x)	0.007	0.006	0.007	0.007	0.007
大東中学校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.007	0.007	0.007	0.008	0.007
王子中学校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008
佐賀関小学校	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.008	0.007	0.007	0.008	0.008
平均	一酸化窒素 (NO)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	二酸化窒素 (NO ₂)	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
	窒素酸化物 (NO _x)	0.008	0.008	0.008	0.008	0.008

資4-11 光化学オキシダント濃度測定結果（一般局）

測定局	項目		昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値の最高値の年間平均	昼間の1時間値の年間平均
	昼間測定日数	昼間測定時間数	日	時間	日	時間	ppm	ppm	ppm
敷戸小学校	365	5466	58	259	0	0	0.092	0.047	0.033
南大分中学校	365	5459	69	327	0	0	0.091	0.050	0.036
三佐小学校	365	5467	54	249	0	0	0.093	0.047	0.034
大在小学校	365	5468	71	347	0	0	0.096	0.049	0.037
坂ノ市中学校	365	5450	62	270	0	0	0.094	0.047	0.033
戸次中学校	365	5458	70	347	0	0	0.088	0.049	0.034
東大分小学校	365	5465	63	283	0	0	0.092	0.048	0.035
丹生小学校	365	5466	58	278	0	0	0.093	0.047	0.033
西部清掃事業所	365	5463	60	257	0	0	0.086	0.048	0.034
大東中学校	365	5466	67	349	0	0	0.093	0.048	0.035
王子中学校	365	5466	68	333	0	0	0.094	0.049	0.037
佐賀関小学校	365	5466	49	188	0	0	0.094	0.047	0.036

(注) 昼間とは、5時から20時までの時間帯

資4-12 光化学オキシダント濃度経年変化（昼間の年平均値）（一般局）（単位：ppm）

測定局	年度	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
敷戸小学校		0.033	0.032	0.031	0.034	0.033
南大分中学校		0.037	0.030	0.034	0.037	0.036
三佐小学校		0.037	0.036	0.035	0.034	0.034
大在小学校		0.038	0.038	0.036	0.036	0.037
坂ノ市中学校		0.034	0.033	0.034	0.033	0.033
戸次中学校		0.036	0.034	0.031	0.033	0.034
東大分小学校		0.035	0.036	0.034	0.035	0.035
丹生小学校		0.036	0.033	0.033	0.033	0.033
西部清掃事業所		0.035	0.034	0.031	0.034	0.034
大東中学校		0.035	0.034	0.033	0.035	0.035
王子中学校		0.036	0.036	0.039	0.037	0.037
佐賀関小学校		0.036	0.036	0.035	0.034	0.036
平均		0.036	0.034	0.034	0.035	0.035

資4-14 一酸化炭素濃度測定結果（一般局）

項目 測定局	有効測定日数	測定時間数	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となった日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた延日数	環境基準の達成状況（長期的評価）
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有× 無○)	(日)	
三佐小学校	363	8687	0.3	0	0	0	0	0	0	1.5	0.5	○	0	達成

資4-15 一酸化炭素濃度経月変化（一般局）

測定局名	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注)	
三佐小学校	月平均値	(ppm)	0.3	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3
	8時間値が20ppmを越えた回数	(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.9	1.5	1.3	0.6	0.8	0.6	0.8	1.0	0.9	1.1	0.7	0.8	1.5
	日平均値の最高値	(ppm)	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	0.6

(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 4 - 1 6 浮遊粒子状物質濃度測定結果（一般局）

測定局	項目	有効測定日数	測定時間数	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の達成状況（長期的評価）
					時間	%	日	%					
敷戸小学校		365	8740	0.011	0	0	0	0	0.084	0.023	○	0	達成
南大分中学校		364	8728	0.014	0	0	0	0	0.062	0.030	○	0	達成
三佐小学校		365	8738	0.015	0	0	0	0	0.093	0.030	○	0	達成
大在小学校		365	8731	0.011	0	0	0	0	0.177	0.025	○	0	達成
坂ノ市中学校		365	8734	0.011	0	0	0	0	0.070	0.026	○	0	達成
戸次中学校		364	8711	0.011	0	0	0	0	0.095	0.024	○	0	達成
東大分小学校		363	8723	0.013	0	0	0	0	0.086	0.027	○	0	達成
丹生小学校		364	8722	0.015	0	0	0	0	0.099	0.031	○	0	達成
西部清掃事業所		365	8731	0.011	0	0	0	0	0.098	0.027	○	0	達成
大東中学校		364	8735	0.015	0	0	0	0	0.094	0.031	○	0	達成
王子中学校		365	8728	0.013	0	0	0	0	0.072	0.029	○	0	達成
佐賀関小学校		362	8716	0.012	0	0	0	0	0.094	0.027	○	0	達成

資 4 - 1 7 浮遊粒子状物質濃度経年変化（年平均値）（一般局）

（単位：mg/m³）

測定局	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
敷戸小学校	0.016	0.015	0.011	0.011	0.011
南大分中学校	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014
三佐小学校	0.020	0.018	0.015	0.017	0.015
大在小学校	0.019	0.019	0.015	0.014	0.011
坂ノ市中学校	0.020	0.018	0.015	0.014	0.011
戸次中学校	0.018	0.016	0.013	0.013	0.011
東大分小学校	0.019	0.016	0.014	0.015	0.013
丹生小学校	0.020	0.019	0.017	0.017	0.015
西部清掃事業所	0.019	0.017	0.015	0.015	0.011
大東中学校	0.019	0.019	0.017	0.017	0.015
王子中学校	0.019	0.017	0.015	0.015	0.013
佐賀関小学校	0.020	0.019	0.015	0.015	0.012
平均	0.019	0.018	0.015	0.015	0.013

資 4 - 1 9 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度測定結果 (一般局)

測定局	項目	有効測定日数	年平均値	年間日平均値の%	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		環境基準の達成状況
					日数	%	
大在小学校		365	11.6	24.8	0	0	達成
戸次中学校		363	8.1	19.7	0	0	達成
東大分小学校		363	10.1	22.7	0	0	達成
西部清掃事業所		360	10.1	24.8	0	0	達成
王子中学校		363	9.1	21.9	0	0	達成
佐賀関小学校		365	9.4	21.3	0	0	達成

資 4 - 2 0 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度経年変化 (一般局)

測定局	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
大在小学校	14.5	13.2	13.9	13.3	11.6
戸次中学校	13.2	10.3	9.4	9.0	8.1
東大分小学校	13.9	12.0	11.3	11.7	10.1
西部清掃事業所	14.4	13.1	13.4	12.5	10.1
王子中学校	14.1	12.6	11.3	11.1	9.1
佐賀関小学校	13.2	12.5	12.4	11.6	9.4
平均	13.9	12.3	12.0	11.5	9.7

資 4 - 2 1 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度経月変化 (一般局)

測定局名	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注)
大在小学校	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	11.9	13.3	15.1	10.8	9.1	10.6	10.2	11.9	10.5	11.4	10.8	13.7	11.6
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	21.8	24.8	28.7	22.4	20.3	22.3	18.3	20.7	20.8	28.7	30.8	30.3	30.8
	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸次中学校	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	6.8	8.5	9.4	6.0	4.6	6.6	7.1	10.0	8.8	8.7	9.2	11.8	8.1
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	18.5	26.4	19.5	21.5	11.0	15.4	15.3	19.0	16.6	22.0	22.0	25.9	26.4
	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大分小学校	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	10.7	13.1	12.8	9.3	6.2	7.8	8.8	9.8	9.0	10.0	10.4	12.9	10.1
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	20.5	27.1	27.3	21.0	15.0	19.9	17.8	17.3	16.6	24.4	27.8	27.0	27.8
	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西部清掃事業所	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	12.0	8.6	12.7	9.6	7.7	10.4	9.6	10.0	8.8	10.2	9.0	12.2	10.1
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	23.0	25.0	29.9	26.7	17.3	22.2	18.7	18.7	17.3	24.8	27.0	27.3	29.9
	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
王子中学校	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	8.9	10.7	11.8	8.6	5.8	7.6	7.7	9.5	8.1	9.5	8.9	12.4	9.1
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	17.6	20.9	28.2	22.1	15.4	20.3	17.5	16.9	16.9	25.6	26.0	25.5	28.2
	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀関小学校	月平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	9.6	11.1	12.7	9.4	7.5	9.7	8.6	9.4	8.0	8.0	7.9	11.3	9.4
	日平均値の最高値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	23.7	21.4	23.6	16.8	18.7	21.3	18.4	18.6	18.5	23.0	26.3	28.8	28.8
	日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 4 - 2 2 炭化水素濃度測定結果 (一般局)

項目 測定局	メタン(CH ₄)						非メタン炭化水素(NMHC)										全炭化水素(T-HC)					
	測定時間	年平均値	6 ~ 9 時 に お け る 年 平 均 値	6 ~ 9 時 測 定 日 数	6~9時 3時間 平均値		測定時間	年平均値	6 ~ 9 時 に お け る 年 平 均 値	6 ~ 9 時 測 定 日 数	6~9時 3時間 平均値		6~9時 3時間 平均値 が0.20 ppmCを 超えた 日数と その割 合	6~9時 3時間 平均値 が0.31 ppmCを 超えた 日数と その割 合	測定時間	年平均値	6 ~ 9 時 に お け る 年 平 均 値	6 ~ 9 時 測 定 日 数	6~9時 3時間 平均値			
					最高 値	最低 値					最高 値	最低 値							最高 値	最低 値		
	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)
敷戸小学校	8719	2.12	2.15	363	3.96	1.81	8719	0.12	0.12	363	0.38	0.00	12	3.3	1	0.3	8719	2.24	2.27	363	4.03	1.95
三佐小学校	8607	1.99	2.01	361	2.21	1.85	8607	0.10	0.10	361	0.55	0.02	10	2.8	6	1.7	8607	2.09	2.11	361	2.47	1.92
大在小学校	8666	2.00	2.02	356	2.17	1.52	8666	0.10	0.10	356	0.34	0.04	14	3.9	3	0.8	8666	2.10	2.12	356	2.44	1.70

(注) 炭化水素は、反応性の低い物質であるメタンと、反応性に富む非メタン炭化水素に大別され、非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質の一つとなる。また、炭化水素は主に石油系燃料の漏洩や自動車等の塗料、燃料の未燃分として排出される。

資 4 - 2 3 炭化水素濃度経年変化 (年平均値) (一般局) (単位: ppmC)

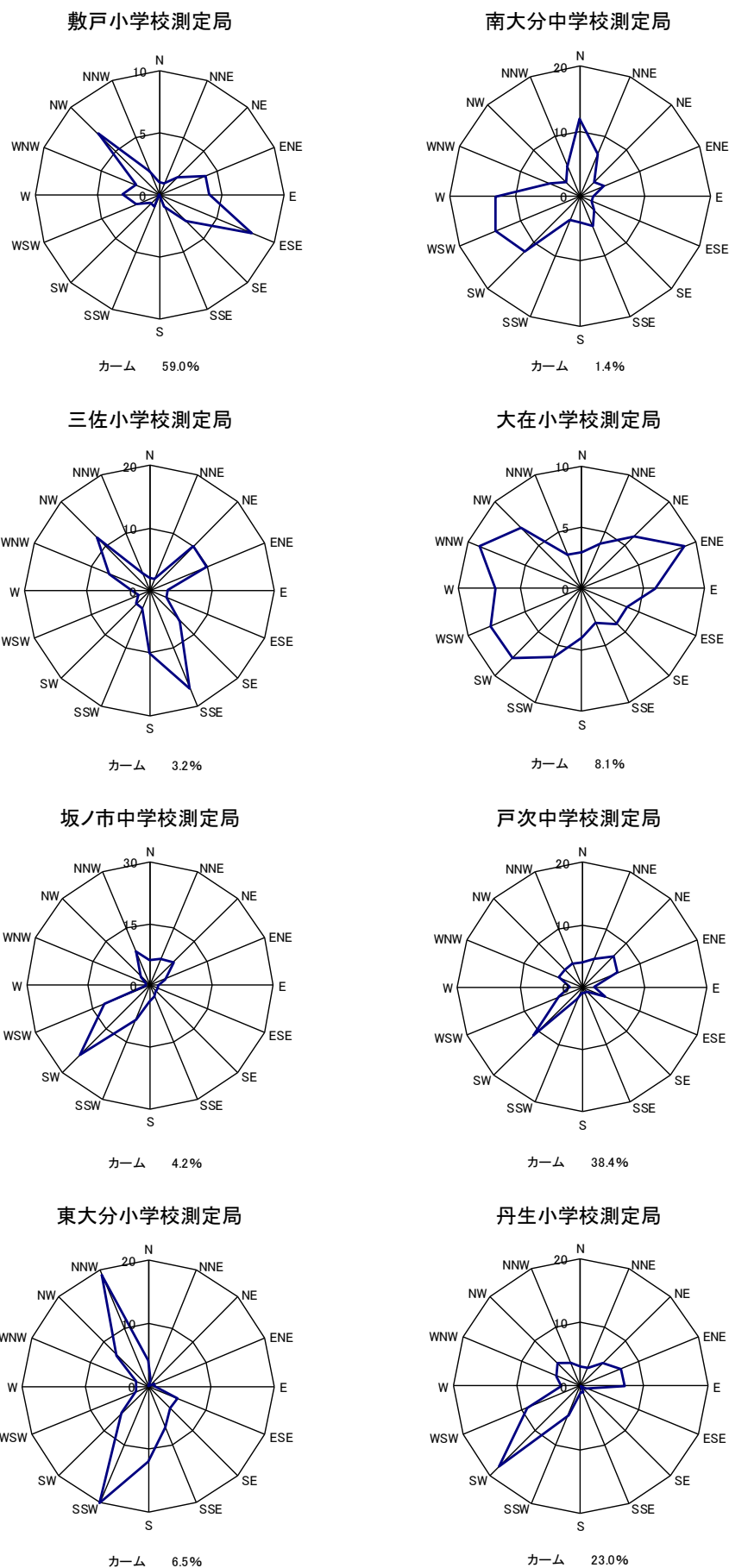
測定局	項目	年度				
		2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
敷戸小学校	メタン(CH ₄)	1.93	1.97	2.03	2.11	2.12
	非メタン(NMHC)	0.08	0.08	0.10	0.12	0.12
	全炭化水素(T-HC)	2.01	2.05	2.13	2.23	2.24
三佐小学校	メタン(CH ₄)	1.94	1.94	1.95	1.96	1.99
	非メタン(NMHC)	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10
	全炭化水素(T-HC)	2.05	2.04	2.06	2.07	2.09
大在小学校	メタン(CH ₄)	1.93	1.90	1.93	1.96	2.00
	非メタン(NMHC)	0.11	0.10	0.10	0.09	0.10
	全炭化水素(T-HC)	2.04	2.00	2.03	2.06	2.10
平均	メタン(CH ₄)	1.93	1.94	1.97	2.01	2.04
	非メタン(NMHC)	0.10	0.10	0.10	0.11	0.11
	全炭化水素(T-HC)	2.03	2.03	2.07	2.12	2.14

資4-24 非メタン炭化水素濃度経月変化（一般局）

測定局名	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注)	
敷戸小学校	月平均値	(ppmC)	0.05	0.09	0.10	0.14	0.16	0.16	0.13	0.13	0.12	0.13	0.15	0.09	0.12
	6～9時における月平均値	(ppmC)	0.04	0.09	0.10	0.13	0.16	0.16	0.13	0.13	0.13	0.14	0.17	0.11	0.12
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.08	0.16	0.14	0.22	0.22	0.38	0.18	0.17	0.20	0.20	0.27	0.23	0.38
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.01	0.00	0.05	0.06	0.10	0.13	0.11	0.10	0.09	0.11	0.10	0.03	0.00
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	6	3	12
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
三佐小学校	月平均値	(ppmC)	0.09	0.10	0.10	0.14	0.13	0.12	0.10	0.08	0.08	0.08	0.09	0.11	0.10
	6～9時における月平均値	(ppmC)	0.09	0.08	0.10	0.15	0.14	0.12	0.10	0.08	0.08	0.08	0.08	0.10	0.10
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.16	0.18	0.29	0.55	0.42	0.19	0.26	0.11	0.13	0.17	0.12	0.20	0.55
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.03	0.02	0.05	0.07	0.08	0.07	0.06	0.04	0.02	0.03	0.04	0.04	0.02
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	0	0	2	4	3	0	1	0	0	0	0	0	10
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	6
大在小学校	月平均値	(ppmC)	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.09	0.09	0.09	0.11	0.11	0.12	0.13	0.10
	6～9時における月平均値	(ppmC)	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.08	0.08	0.10	0.11	0.12	0.15	0.15	0.10
	6～9時3時間平均値の最高値	(ppmC)	0.19	0.27	0.21	0.22	0.18	0.17	0.16	0.34	0.23	0.33	0.30	0.33	0.34
	6～9時3時間平均値の最低値	(ppmC)	0.04	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05	0.04	0.05	0.06	0.06	0.08	0.07	0.04
	6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	(日)	0	1	1	1	0	0	0	2	1	1	3	4	14
	6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	3

(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、最低値は年最低値、その他は年平均値を示します。

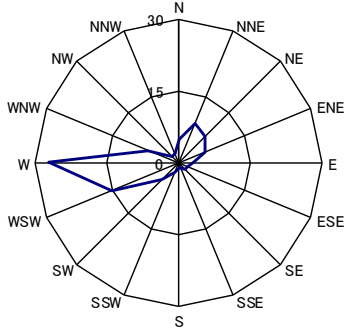
資 4 - 2 5 測定局別風配図 (通年)



(注 1) 数字は出現頻度パーセントを示しています。

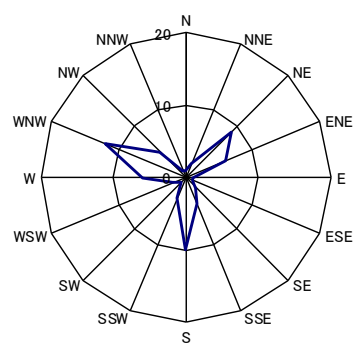
(注 2) カームとは、風速が 0.4m/sec 以下の状態をいいます。

西部清掃事業所測定局



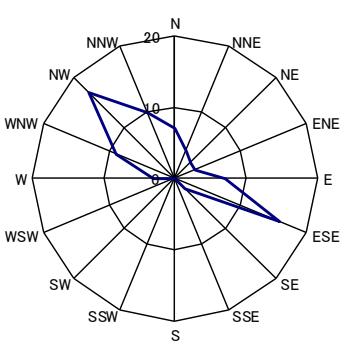
カーム 2.5%

大東中学校測定局



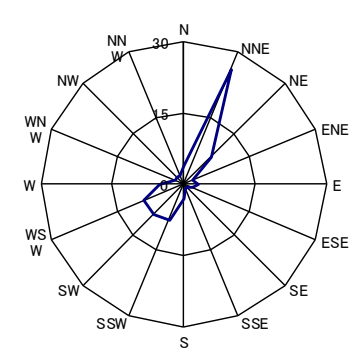
カーム 33.3%

王子中学校測定局



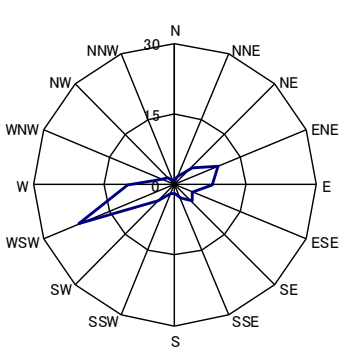
カーム 18.4%

佐賀関小学校測定局



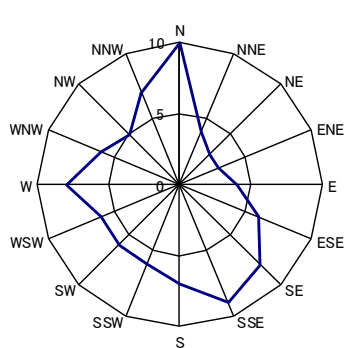
カーム 12.5%

自動車排出ガス中央測定局



カーム 15.0%

自動車排出ガス宮崎測定局



カーム 2.9%

(注1) 数字は出現頻度パーセントを示しています。

(注2) カームとは、風速が0.4m/sec以下の状態をいいます。

資 4 - 2 6 一酸化炭素濃度測定結果 (自排局)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数	環境基準の達成状況 (長期的評価)
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	
自排中央	365	8723	0.3	0	0	0	0	0	0	1.3	0.5	○	0	達成
自排宮崎	361	8653	0.3	0	0	0	0	0	0	1.5	0.5	○	0	達成

資 4 - 2 7 一酸化炭素濃度経月変化 (自排局)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 (注)
自排中央	月平均値	(ppm)	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	8時間値が20ppmを越えた回数	(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	0.9	1.1	1.3	1.1	0.7	0.9	0.6	0.9	1.2	1.1	0.7	0.9	1.3
	日平均値の最高値	(ppm)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6
自排宮崎	月平均値	(ppm)	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3
	8時間値が20ppmを越えた回数	(回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日平均値が10ppmを超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(ppm)	1.5	1.3	1.2	1.3	1.0	0.9	1.4	0.9	1.3	1.1	1.2	0.9	1.5
	日平均値の最高値	(ppm)	0.4	0.5	0.5	0.5	0.3	0.4	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.4	0.6

(注) 集計値のうち、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は平年値を示します。

資 4 - 2 8 窒素酸化物濃度測定結果 (自排局)

測定局	一酸化窒素 (NO)					二酸化窒素 (NO ₂)										窒素酸化物 (NO+NO ₂)						環境基準の達成状況 (長期的評価)												
	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	超1時間値が0.2ppmを越えた回数とその割合	1時間値が0.1ppmを越えた回数とその割合	10時間値が0.2ppmを越えた回数とその割合	日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合	日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合	日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合	日平均値の年間98%値	9.0ppm評価による日平均値が0.06ppmを越えた日数	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値		日平均値の年間98%値	年平均値										
																									(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)
自排中央	365	8746	0.005	0.055	0.009	365	8746	0.010	0.046	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.018	0	365	8746	0.014	0.091	0.026	67.2	達成
自排宮崎	364	8741	0.007	0.160	0.014	364	8741	0.011	0.058	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.021	0	364	8741	0.017	0.218	0.032	61.8	達成	

資 4 - 2 9 窒素酸化物濃度経月変化（自排局）

測定局	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 (注)
自排中央	月平均値	(ppm)	0.015	0.015	0.014	0.016	0.013	0.013	0.013	0.013	0.014	0.014	0.013	0.018	0.014
	1時間値の最高値	(ppm)	0.057	0.054	0.048	0.055	0.049	0.039	0.038	0.057	0.067	0.091	0.085	0.064	0.091
	日平均値の最高値	(ppm)	0.026	0.028	0.020	0.031	0.021	0.020	0.018	0.019	0.028	0.022	0.023	0.032	0.032
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	(%)	71.3	72.3	68.4	60.8	55.2	64.4	63.8	69.9	68.2	69.2	69.3	71.7	67
自排宮崎	月平均値	(ppm)	0.018	0.017	0.015	0.016	0.013	0.016	0.014	0.018	0.019	0.019	0.020	0.021	0.017
	1時間値の最高値	(ppm)	0.057	0.071	0.052	0.062	0.045	0.049	0.055	0.072	0.107	0.096	0.218	0.062	0.218
	日平均値の最高値	(ppm)	0.030	0.032	0.023	0.026	0.018	0.023	0.023	0.026	0.037	0.031	0.032	0.033	0.037
	月平均値 NO2/(NO+NO2)	(%)	65.4	65.1	61.8	52.9	49.0	59.7	64.7	64.5	60.4	63.9	63.3	65.9	61.4

(注) 集計値のうち、最高値は年最高値、その他は平年値を示します。

資 4 - 3 0 浮遊粒子状物質濃度測定結果（自排局）

測定局	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/ m ³ を超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超え た日数とその割合		1時間値 の最高値	日平均の 2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連 続したことの有無	環境基準の達成状況 (長期的評価)
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	
自排中央	365	8734	0.014	0	0	0	0	0.089	0.031	○	達 成
自排宮崎	365	8731	0.013	0	0	0	0	0.095	0.026	○	達 成

資 4 - 3 1 浮遊粒子状物質濃度経月変化（自排局）

測定局	項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 (注)
自排中央	月平均値	(mg/m ³)	0.014	0.016	0.017	0.017	0.013	0.015	0.012	0.013	0.011	0.012	0.012	0.017	0.014
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.045	0.058	0.053	0.089	0.061	0.057	0.064	0.038	0.043	0.037	0.050	0.057	0.089
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.027	0.031	0.034	0.034	0.027	0.031	0.022	0.022	0.019	0.029	0.031	0.032	0.034
自排宮崎	月平均値	(mg/m ³)	0.013	0.015	0.014	0.015	0.011	0.011	0.012	0.014	0.012	0.012	0.012	0.017	0.013
	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値が0.10mg/m ³ を超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1時間値の最高値	(mg/m ³)	0.092	0.095	0.065	0.070	0.080	0.063	0.038	0.052	0.038	0.036	0.043	0.068	0.095
	日平均値の最高値	(mg/m ³)	0.026	0.031	0.023	0.030	0.022	0.024	0.022	0.024	0.021	0.026	0.027	0.033	0.033

(注) 集計値のうち、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は平年値を示します。

資 4-3 2 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度測定結果 (自排局)

項目 測定局	有効測定日数 日	年平均値 μg/m ³	年 日 間 平 均 値 の % の 値	日平均値が 35 μg/m ³ を超えた 日数と その割合		環境基準の 達成状況
				日数	%	
自排中央	363	9.4	21.8	0	0	達成

資 4-3 3 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度経月変化 (自排局)

測定局名	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 ^(注)
自排中央	月平均値 (μg/m ³)	8.6	10.5	11.3	9.7	6.7	8.3	8.0	9.4	8.2	9.8	9.6	13.2	9.4
	日平均値の最高値 (μg/m ³)	16.0	21.2	27.4	21.8	17.7	20.7	17.0	17.2	16.0	25.5	27.6	27.0	27.6
	日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 集計値のうち時間数、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 4-3 4 炭化水素濃度測定結果 (自排局)

測定局	メタン (CH ₄)						非メタン炭化水素 (NMHC)								全炭化水素 (THC)							
	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9時 における 年平均値 (ppmC)	6~9時 測定日数 (日)	6~9時 3時間平均値		測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9時 における 年平均値 (ppmC)	6~9時 測定日数 (日)	6~9時 3時間平均値		6~9時3時 間平均値が 0.20ppmCを 超えた日数 とその割合 (日) (%)	6~9時3時 間平均値が 0.31ppmCを 超えた日数 とその割合 (日) (%)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6~9時 における 年平均値 (ppmC)	6~9時 測定日数 (日)	6~9時 3時間平均値			
					最高値	最低値					最高値	最低値							最高値	最低値		
	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	(時間)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)
自排中央	8677	1.98	2.00	364	2.19	1.85	8677	0.08	0.09	364	0.25	0.00	5	1.4	0	0	8677	2.06	2.08	364	2.40	1.91
自排宮崎	8614	1.96	1.98	362	2.26	1.81	8614	0.07	0.08	362	0.36	0.01	5	1.4	1	0.3	8614	2.03	2.06	362	2.42	1.86

資 4-3 5 非メタン炭化水素濃度経月変化 (自排局)

測定局	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	集計値 (注)
自排中央	月平均値 (ppmC)	0.10	0.08	0.08	0.11	0.09	0.07	0.07	0.08	0.07	0.06	0.06	0.08	0.08
	6~9時における月平均値 (ppmC)	0.09	0.08	0.08	0.10	0.09	0.09	0.08	0.09	0.09	0.07	0.09	0.08	0.09
	6~9時3時間平均値の最高値 (ppmC)	0.20	0.13	0.12	0.18	0.16	0.24	0.22	0.14	0.25	0.22	0.15	0.19	0.25
	6~9時3時間平均値の最低値 (ppmC)	0.03	0.02	0.04	0.07	0.06	0.05	0.03	0.02	0.01	0.02	0.00	0.01	0.00
	6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	0	0	5
	6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自排宮崎	月平均値 (ppmC)	0.07	0.07	0.07	0.07	0.09	0.07	0.07	0.07	0.07	0.06	0.07	0.07	0.07
	6~9時における月平均値 (ppmC)	0.07	0.07	0.06	0.06	0.08	0.07	0.07	0.09	0.09	0.09	0.10	0.07	0.08
	6~9時3時間平均値の最高値 (ppmC)	0.15	0.18	0.09	0.18	0.16	0.12	0.14	0.22	0.27	0.36	0.20	0.16	0.36
	6~9時3時間平均値の最低値 (ppmC)	0.02	0.03	0.03	0.02	0.03	0.04	0.04	0.05	0.01	0.02	0.04	0.01	0.01
	6~9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	5
	6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数 (日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

(注) 集計値のうち、日数は積算値、最高値は年最高値、その他は年平均値を示します。

資 4 - 3 6 自動車排出ガス測定局経年変化一覧（年平均値）

		2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
一酸化炭素 (ppm)	自排中央	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
	自排宮崎	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3
	平均	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
二酸化窒素 (ppm)	自排中央	0.011	0.009	0.009	0.010	0.010
	自排宮崎	0.012	0.011	0.011	0.010	0.011
	平均	0.012	0.010	0.010	0.010	0.011
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	自排中央	0.021	0.017	0.014	0.015	0.014
	自排宮崎	0.021	0.019	0.015	0.015	0.013
	平均	0.021	0.018	0.015	0.015	0.014
微小粒子状物質 (μg/m ³)	自排中央	13.9	12.2	11.3	10.6	9.4
非メタン炭化水素 (ppmC)	自排中央	0.11	0.10	0.11	0.10	0.08
	自排宮崎	0.05	0.08	0.07	0.07	0.07
	平均	0.08	0.09	0.09	0.09	0.08

資 4 - 3 7 車両登録台数の経年変化 (各年度末現在)

(単位：台)

車種 \ 年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	備考
貨物自動車	25,866	26,165	26,426	26,577	26,822	大分運輸支局 調べ
乗合自動車	767	766	749	721	705	
乗用車	166,638	167,251	167,685	168,463	168,493	
特種(殊)車	6,665	6,772	6,917	6,980	7,034	
小型二輪車	5,434	5,594	5,760	5,959	6,197	
軽自動車	150,179	152,172	153,149	154,846	155,918	大分県軽自動車 協会調べ
原動機付自転車	29,218	28,205	26,296	25,501	25,104	大分市税制課 調べ
合計	384,767	386,925	386,982	389,047	390,273	

資 4 - 3 8 主要交差点の流入交通量経年変化^(注)

(単位：台/24H)

路線名	交差点名	方向	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
国道 10 号	①大分駅前	北→南	8,652	8,365	7,805	欠測	6,733
		東→西	13,870	12,979	12,634	11,436	11,636
		西→東	14,601	14,278	13,744	12,527	12,667
		計	37,123	35,622	34,183	—	31,036
	②大道入口	北→南	14,941	11,435	欠測	欠測	8,626
		東→西	14,610	14,022	13,562	12,219	12,410
		南→北	25,366	26,730	欠測	欠測	21,026
		西→東	11,035	11,167	10,977	欠測	10,228
		計	65,952	63,354	—	—	52,290
	③宮崎	北→南	24,056	22,874	22,241	20,800	20,878
		東→西	15,000	15,024	14,671	14,151	13,947
		南→北	17,116	15,756	15,440	14,401	14,662
西→東		12,574	12,454	12,337	11,877	11,749	
	計	68,746	66,108	64,689	61,229	61,236	

(注) 交通量データについては、大分県警データを基に、大分市で集計したものです。

資4-39 有害大気汚染物質モニタリング調査結果

王子中学校測定局

	項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	塩化ビニルモノマー	μg/m ³	<0.002	<0.003	<0.004	<0.001	0.018	<0.0009	<0.0013	<0.003	<0.003	0.018	0.005	<0.004	0.0053
2	クロロホルム	μg/m ³	0.089	0.14	0.085	0.097	0.19	0.12	0.18	0.096	0.10	0.091	0.11	0.14	0.12
3	ジクロロメタン	μg/m ³	0.40	0.55	0.74	0.27	0.46	1.1	1.7	0.55	0.58	0.62	0.66	0.81	0.70
4	テトラクロロエチレン	μg/m ³	<0.002	0.012	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.002	<0.006	<0.002	<0.003	0.027	<0.009	0.007
5	トリクロロエチレン	μg/m ³	<0.008	<0.002	<0.005	<0.007	<0.005	<0.003	<0.005	<0.009	<0.003	<0.002	<0.003	<0.009	0.005
6	1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.018	0.018	<0.0004	0.028	0.028	0.025	<0.0005	0.024	<0.002	0.076	0.23	0.011	0.038
7	ベンゼン	μg/m ³	0.71	1.0	0.60	0.21	0.87	0.74	0.70	0.58	0.55	0.76	0.97	0.82	0.71
8	アクリロニトリル	μg/m ³	<0.0010	<0.0011	<0.0005	<0.0004	<0.0011	0.0040	0.018	<0.0010	<0.0008	0.0025	0.019	<0.0008	0.0042
9	1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.058	0.16	0.093	0.037	0.086	0.059	0.062	0.081	0.072	0.077	0.076	0.20	0.088
10	塩化メチル	μg/m ³	1.1	1.4	1.5	1.3	1.3	1.3	1.7	1.4	1.4	1.3	1.2	1.4	1.4
11	トルエン	μg/m ³	1.8	2.1	0.92	2.0	3.0	2.6	2.4	2.2	1.1	1.4	1.8	1.3	1.9
12	アセトアルデヒド	μg/m ³	5.4	2.1	1.3	1.3	2.6	1.9	1.2	1.4	0.87	1.2	1.2	1.4	1.8
13	ホルムアルデヒド	μg/m ³	2.7	3.1	2.5	2.8	2.3	3.3	2.8	1.5	0.94	0.78	1.2	1.6	2.1
14	ニッケル化合物	ng/m ³	1.0	1.5	0.45	0.38	0.21	3.3	1.3	0.32	0.43	0.98	1.2	3.4	1.2
15	ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.34	0.77	0.23	0.14	0.33	0.42	0.42	0.12	0.33	0.64	0.30	1.0	0.42
16	ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.0014	0.017	0.0094	0.0014	<0.0007	0.0035	0.0040	0.0045	0.0039	0.0034	0.0068	0.022	0.0065
17	マンガン及びその化合物	ng/m ³	2.1	13	7.5	1.3	1.4	6.6	6.2	2.4	3.0	3.9	9.3	19	6.3
18	クロム及びその化合物	ng/m ³	0.32	1.9	1.1	0.29	0.33	1.8	2.1	0.46	0.85	0.53	3.0	3.3	1.3
19	六価クロム化合物	ng/m ³	0.11	0.047	0.17	0.069	0.083	0.090	0.035	0.036	0.033	0.027	0.022	0.040	0.064
20	クロム及び三価クロム化合物	ng/m ³	0.21	1.9	0.91	0.22	0.25	1.7	2.0	0.42	0.82	0.51	2.9	3.3	1.3
21	ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.18	0.98	0.041	0.0069	0.088	0.43	0.13	0.017	0.040	0.15	0.36	0.33	0.23
22	水銀及びその化合物	ng/m ³	1.6	1.9	1.5	1.2	1.6	1.6	1.3	0.91	1.0	1.5	1.5	1.4	1.4
23	酸化エチレン	μg/m ³	0.018	0.11	0.067	0.013	0.085	0.075	0.056	0.047	0.11	0.032	0.065	0.053	0.061

三佐小学校測定局

	項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1	クロロホルム	μg/m ³	0.062	0.16	0.23	0.096	0.14	0.11	0.20	0.11	0.13	0.082	0.13	0.16	0.13
2	ジクロロメタン	μg/m ³	6.6	0.64	0.78	0.37	0.61	0.66	6.2	0.79	0.98	0.63	0.55	1.1	1.7
3	テトラクロロエチレン	μg/m ³	<0.002	0.034	<0.005	<0.005	<0.004	<0.005	0.017	<0.005	<0.002	<0.003	0.030	<0.009	0.010
4	1,3-ブタジエン	μg/m ³	<0.003	0.056	0.046	0.043	0.032	0.49	0.13	0.22	1.1	0.17	0.30	0.13	0.23
5	ベンゼン	μg/m ³	0.78	1.8	1.3	0.56	0.99	1.7	1.1	1.7	3.0	2.6	1.2	1.4	1.5
6	アクリロニトリル	μg/m ³	<0.0010	<0.0010	<0.0005	<0.0004	<0.0010	<0.0004	0.019	0.0020	0.0042	<0.0008	0.019	<0.0008	0.0042
7	塩化メチル	μg/m ³	0.99	1.3	1.6	1.4	1.3	1.3	1.6	1.3	1.4	1.3	1.2	1.4	1.3
8	トルエン	μg/m ³	9.8	5.7	7.5	3.3	9.8	3.9	4.5	3.9	2.2	4.8	2.9	2.4	5.1
9	アセトアルデヒド	μg/m ³	1.3	2.0	1.9	1.1	1.5	2.1	1.6	0.93	1.3	1.0	1.5	1.8	1.5
10	ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.5	2.5	3.0	2.0	2.4	3.0	2.8	1.1	1.2	0.80	1.3	2.1	2.0
11	マンガン及びその化合物	ng/m ³	1.2	18	18	5.3	9.2	9.4	19	37	30	15	21	55	20
12	クロム及びその化合物	ng/m ³	0.28	2.1	3.4	0.74	0.95	4.6	3.7	2.2	2.7	1.6	7.6	8.8	3.2
13	六価クロム化合物	ng/m ³	0.067	0.063	0.096	0.039	0.080	0.11	0.067	0.052	0.051	0.025	0.028	0.052	0.061
14	クロム及び三価クロム化合物	ng/m ³	0.21	2.1	3.3	0.70	0.87	4.5	3.6	2.2	2.6	1.6	7.6	8.7	3.2

自排中央測定局

項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1 1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.030	0.033	0.020	0.050	0.047	0.048	0.037	0.074	0.023	0.16	0.23	0.037	0.066
2 ベンゼン	μg/m ³	1.1	1.3	1.3	0.47	1.2	1.1	0.96	1.0	0.63	1.2	1.3	1.2	1.1
3 トルエン	μg/m ³	4.9	3.5	2.4	3.7	4.6	3.2	3.8	3.7	1.9	2.9	2.6	2.9	3.3
4 アセトアルデヒド	μg/m ³	1.5	3.6	1.7	1.8	1.7	1.7	1.3	1.4	0.97	1.0	1.4	1.7	1.6
5 ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.8	2.8	2.7	4.1	2.7	3.3	2.1	1.6	1.1	0.82	1.6	2.2	2.2
6 ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.13	1.4	0.061	0.014	0.15	0.64	0.12	0.027	0.047	0.25	0.42	0.35	0.30

自排宮崎測定局

項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1 1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.098	0.099	0.032	0.049	0.068	0.10	0.11	0.085	0.031	0.18	0.28	0.054	0.099
2 ベンゼン	μg/m ³	1.0	1.9	0.43	0.28	1.1	1.5	1.6	0.90	0.66	1.3	1.2	1.1	1.1
3 トルエン	μg/m ³	3.0	4.4	1.7	2.2	3.6	5.5	5.9	3.6	2.2	3.1	3.1	2.2	3.4
4 アセトアルデヒド	μg/m ³	1.3	2.5	1.4	1.2	2.5	2.5	1.7	3.8	0.92	1.3	1.3	1.7	1.8
5 ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.6	3.0	3.0	2.7	2.6	4.1	2.9	1.7	1.0	1.1	1.3	2.0	2.2
6 ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.045	2.0	0.024	0.010	0.093	0.34	0.15	0.065	0.048	0.17	0.33	0.27	0.30

東大分小学校測定局

項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1 ジクロロメタン	μg/m ³	0.46	0.79	0.68	1.1	1.0	1.9	1.4	0.74	1.4	0.81	0.84	1.1	1.0
2 テトラクロロエチレン	μg/m ³	<0.002	0.020	<0.005	<0.005	<0.004	<0.005	<0.002	<0.006	<0.002	<0.003	0.025	<0.009	0.007
3 ベンゼン	μg/m ³	0.80	1.9	1.1	0.64	0.91	1.5	1.7	0.81	0.82	1.1	1.4	1.2	1.2
4 塩化メチル	μg/m ³	1.1	1.2	1.5	1.4	1.3	1.3	1.6	1.4	1.4	1.3	1.2	1.5	1.4
5 トルエン	μg/m ³	2.2	7.9	0.84	7.8	12	3.7	6.1	4.0	8.5	6.8	4.6	2.9	5.6
6 ニッケル化合物	ng/m ³	1.1	1.8	0.42	0.86	0.49	2.0	2.7	0.64	2.1	1.0	1.3	4.6	1.6
7 ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.15	1.2	0.18	0.18	0.34	0.46	0.40	0.32	0.84	0.77	0.37	1.7	0.58
8 マンガン及びその化合物	ng/m ³	2.0	27	4.9	13	3.1	17	28	12	110	15	16	77	27
9 クロム及びその化合物	ng/m ³	0.27	3.3	0.83	1.5	0.71	4.6	3.5	1.4	4.4	1.3	3.4	7.4	2.7
10 六価クロム化合物	ng/m ³	0.072	0.074	0.15	0.051	0.084	0.13	0.057	0.048	0.033	0.030	0.022	0.061	0.068
11 クロム及び三価クロム化合物	ng/m ³	0.20	3.2	0.68	1.4	0.62	4.5	3.4	1.4	4.4	1.3	3.3	7.3	2.6
12 ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.13	1.1	0.028	0.035	0.043	0.69	0.35	0.18	0.97	0.21	0.46	1.1	0.44
13 水銀及びその化合物	ng/m ³	1.4	1.9	1.5	1.2	1.6	1.6	1.3	0.91	0.98	1.6	1.5	1.6	1.4

佐賀関小学校測定局

項目	単位	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	年平均値
1 ニッケル化合物	ng/m ³	1.8	1.2	0.25	0.85	0.22	4.3	2.5	1.1	3.5	4.3	2.8	4.4	2.3
2 ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.054	0.83	0.20	0.21	0.18	6.7	1.2	0.60	1.4	16	3.3	2.6	2.8
3 ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	<0.0005	0.0093	0.0021	0.0014	<0.0007	0.010	0.0044	0.0064	0.0082	0.0090	0.0050	0.025	0.0068
4 マンガン及びその化合物	ng/m ³	0.37	5.8	1.3	1.6	0.84	3.6	4.0	3.5	5.2	3.6	4.9	16	4.2
5 クロム及びその化合物	ng/m ³	0.12	1.1	0.35	0.48	0.16	3.5	1.7	0.66	2.7	1.8	3.8	5.2	1.8
6 六価クロム化合物	ng/m ³	0.050	0.061	0.12	0.015	0.059	0.070	0.072	0.028	0.024	0.018	0.020	0.038	0.048
7 クロム及び三価クロム化合物	ng/m ³	0.071	1.0	0.22	0.47	0.10	3.4	1.7	0.64	2.7	1.8	3.8	5.1	1.8
8 ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.0025	0.30	0.0086	0.0044	0.023	0.46	0.043	0.005	0.11	0.10	0.35	0.71	0.18
9 水銀及びその化合物	ng/m ³	1.4	2.2	1.7	1.4	1.5	1.8	1.2	0.85	0.75	1.2	1.1	1.1	1.4

(注) 「<」表示の検出下限値未満の結果は、検出下限値の二分の一の値をデータ数値としています。

資4-40 ダイオキシン類調査結果

(単位: pg-TEQ/m³)

	測定地点	1回目	2回目	年平均値
1	西部清掃事業所	0.0063	0.0095	0.0079
2	大在小学校	0.0074	0.0090	0.0082
3	三佐小学校	0.0099	0.014	0.012
4	東大分小学校	0.015	0.011	0.013

資4-41 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分別濃度

(単位: μg/m³)

	質量濃度	成分別濃度					
		有機炭素	元素状炭素	ナトリウムイオン	カルシウムイオン	カリウムイオン	マグネシウムイオン
東大分小学校局 春季期間平均	11	2.1	0.59	0.095	0.085	0.061	0.019
東大分小学校局 夏季期間平均	11	2.5	0.63	0.12	0.069	0.043	0.015
東大分小学校局 秋季期間平均	13	2.7	1.1	0.089	0.14	0.083	0.014
東大分小学校局 冬季期間平均	15	2.3	0.97	0.11	0.14	0.11	0.020

(単位: μg/m³)

	成分別濃度					
	アンモニウムイオン	硫酸イオン	硝酸イオン	塩化物イオン	無機元素	その他
東大分小学校局 春季期間平均	1.0	2.8	0.54	0.025	1.0	2.8
東大分小学校局 夏季期間平均	1.1	3.4	0.072	0.012	0.61	2.8
東大分小学校局 秋季期間平均	1.1	2.9	0.35	0.054	1.1	2.9
東大分小学校局 冬季期間平均	2.0	3.4	2.5	0.15	1.1	2.4

(注) 春季期間: 2021(R3)年5月13日~5月27日

夏季期間: 2021(R3)年7月22日~8月5日

秋季期間: 2021(R3)年10月21日~11月4日

冬季期間: 2022(R4)年1月20日~2月3日

資4-42 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分別組成

(単位: %)

	有機炭素	元素状炭素	ナトリウムイオン	カルシウムイオン	カリウムイオン	マグネシウムイオン
東大分小学校局 春季期間平均	19	5.2	0.84	0.76	0.54	0.17
東大分小学校局 夏季期間平均	22	5.6	1.1	0.61	0.38	0.13
東大分小学校局 秋季期間平均	22	8.9	0.71	1.1	0.66	0.11
東大分小学校局 冬季期間平均	15	6.4	0.73	0.94	0.73	0.13

(単位: %)

	アンモニウムイオン	硫酸イオン	硝酸イオン	塩化物イオン	無機元素	その他
東大分小学校局 春季期間平均	9.3	25	4.8	0.22	9.2	25
東大分小学校局 夏季期間平均	10	30	0.64	0.11	5.4	24
東大分小学校局 秋季期間平均	8.6	23	2.7	0.43	8.9	23
東大分小学校局 冬季期間平均	13	23	16	1.0	7.3	16

(注) 春季期間: 2021(R3)年5月13日~5月27日

夏季期間: 2021(R3)年7月22日~8月5日

秋季期間: 2021(R3)年10月21日~11月4日

冬季期間: 2022(R4)年1月20日~2月3日

資 4 - 4 3 微小粒子状物質 (PM2.5) 無機系元素成分濃度

(単位 : ng/m³)

	ナトリウム	アルミニウム	カルシウム	マグネシウム	マンガン	バナジウム	クロム	鉄	ニッケル	亜鉛	ヒ素
東大分小学校局 春季期間平均	106	126	94	90	0.024	1.6	1.3	245	1.8	25	1.6
東大分小学校局 夏季期間平均	128	44	57	82	0.0089	1.3	1.1	163	1.1	20	1.1
東大分小学校局 秋季期間平均	97	113	108	171	0.020	1.1	1.2	349	0.92	30	1.4
東大分小学校局 冬季期間平均	123	102	136	172	0.020	1.5	1.6	326	1.2	31	1.7

(単位 : ng/m³)

	アンチモン	鉛	ケイ素	チタン	マンガン	コバルト	銅	セレン	ルビジウム	モリブデン	セシウム
東大分小学校局 春季期間平均	0.65	5.0	304	8.9	9.3	0.083	6.5	1.2	0.40	0.51	0.079
東大分小学校局 夏季期間平均	0.39	3.7	87	4.3	6.5	0.064	4.1	1.0	0.25	0.44	0.037
東大分小学校局 秋季期間平均	0.76	7.3	215	9.0	11	0.075	2.2	1.2	0.42	0.55	0.070
東大分小学校局 冬季期間平均	0.75	6.9	182	8.3	10	0.068	2.4	0.87	0.44	0.57	0.064

(単位 : ng/m³)

	バリウム	ランタン	セリウム	サマリウム	ハフニウム	タンクステン	タンタル	トリウム	カドミウム
東大分小学校局 春季期間平均	2.2	0.14	0.15	0.011	0.015	0.56	0.0043	0.023	0.22
東大分小学校局 夏季期間平均	1.7	0.066	0.062	0.0085	0.014	0.96	0.0065	0.0078	0.35
東大分小学校局 秋季期間平均	2.1	0.18	0.15	0.011	0.012	0.40	0.0038	0.023	0.27
東大分小学校局 冬季期間平均	3.2	0.12	0.13	0.0076	0.012	0.26	0.0075	0.017	0.23

(注) 春季期間 : 2021 (R3) 年 5 月 13 日 ~ 5 月 27 日
 夏季期間 : 2021 (R3) 年 7 月 22 日 ~ 8 月 5 日
 秋季期間 : 2021 (R3) 年 10 月 21 日 ~ 11 月 4 日
 冬季期間 : 2022 (R4) 年 1 月 20 日 ~ 2 月 3 日

資 4 - 4 4 降下ばいじん量経年変化 (年平均値)

(単位 : t/km²/月)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
測定地点					
大分市教育センター	4.0	3.5	3.4	3.2	2.6
森岡小学校 (注1)	2.5	2.2	2.3	1.6	1.4
大分商業高校 (注2)	5.1	4.1	3.5	3.6	2.9
大分港振興室	4.9	4.6	4.0	4.0	3.4
三佐小学校	2.7	2.7	2.5	2.4	1.8
東部清掃事業所	2.5	2.0	2.0	1.8	1.5
鶴崎支所	2.5	2.0	1.9	1.7	1.3
大在小学校	2.8	2.2	2.1	1.9	1.4
大分国際情報高校	5.3	5.4	4.8	4.6	3.6
東大分小学校	4.8	4.4	4.2	3.8	2.9
明野北小学校	2.9	2.8	2.8	2.7	2.1
佐賀関小学校 (注3)	2.8	2.8	2.4	2.2	1.7
平均	3.6	3.2	3.0	2.8	2.2

(注1) 2020 (R2) 年 9 月分から 2021 (R3) 年 8 月分までは、古国府浄水場で測定
 (注2) 2018 (H30) 年 6 月分までは、舞鶴小学校で測定
 (注3) 2020 (R2) 年 2 月分は佐賀関保育所で測定

資4-45 降下ばいじん量及び降水量経月変化

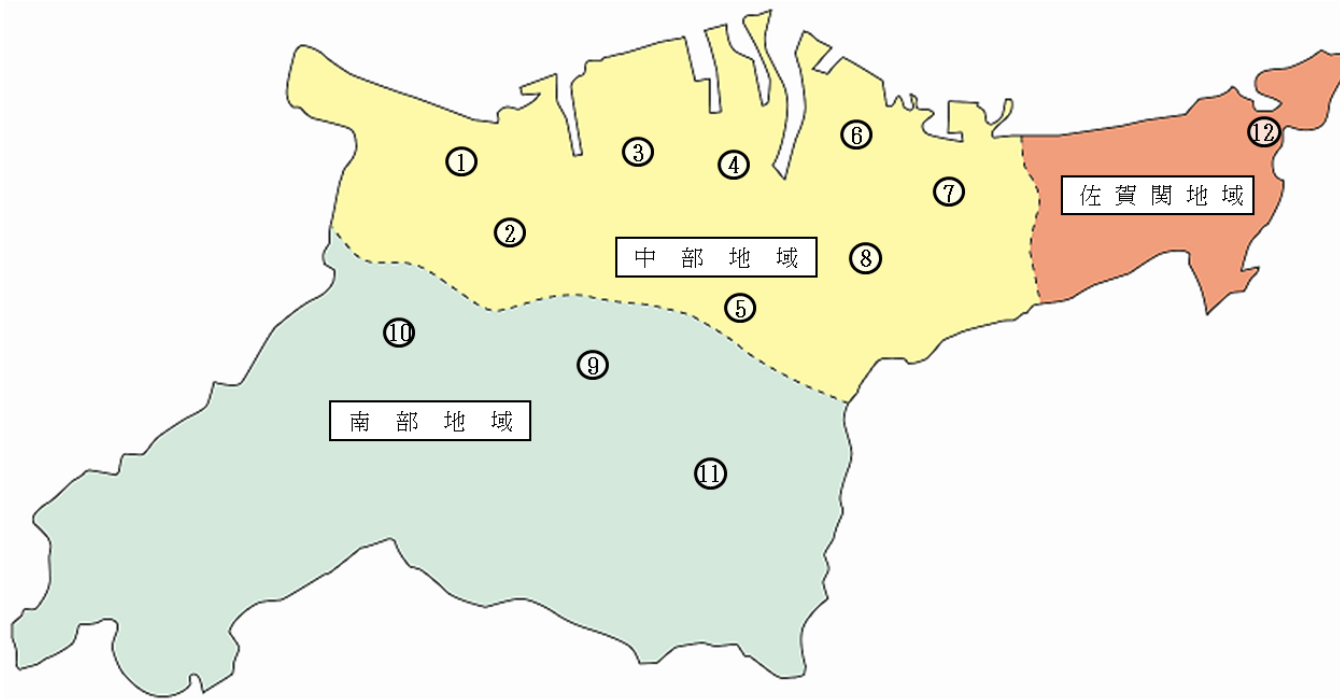
(単位：t/km²/月)

測定地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
大分市教育センター	総量	3.4	4.2	2.4	2.3	3.1	2.0	2.3	1.0	1.7	1.6	1.8	5.8	2.6
	溶解性成分	1.2	1.4	0.8	0.6	2.1	0.9	0.6	0.3	0.5	0.6	0.7	2.4	1.0
	不溶解性成分	2.2	2.8	1.6	1.7	1.0	1.1	1.7	0.7	1.2	1.0	1.1	3.4	1.6
森岡小学校(注1)	総量	1.9	2.3	1.3	0.9	1.0	1.1	1.2	0.7	0.8	0.9	1.2	3.3	1.4
	溶解性成分	0.6	0.9	0.5	0.4	0.3	0.5	0.3	0.2	0.3	0.3	0.6	1.4	0.5
	不溶解性成分	1.3	1.4	0.8	0.5	0.7	0.6	0.9	0.5	0.5	0.6	0.6	1.9	0.9
大分商業高校	総量	3.2	3.5	3.5	2.6	3.3	2.6	2.7	1.5	1.5	1.9	2.1	6.3	2.9
	溶解性成分	1.0	0.6	1.2	0.6	1.9	0.8	0.7	0.4	0.5	0.7	0.8	2.0	0.9
	不溶解性成分	2.2	2.9	2.3	2.0	1.4	1.8	2.0	1.1	1.0	1.2	1.3	4.3	2.0
大分港振興室	総量	2.9	3.8	2.2	1.9	3.9	1.8	3.1	2.2	5.0	3.5	4.3	5.8	3.4
	溶解性成分	1.2	1.3	0.8	0.8	2.6	0.8	1.2	0.7	1.3	1.2	1.3	2.7	1.3
	不溶解性成分	1.7	2.5	1.4	1.1	1.3	1.0	1.9	1.5	3.7	2.3	3.0	3.1	2.0
三佐小学校	総量	1.8	2.6	1.3	1.0	2.0	0.9	1.6	1.3	2.2	1.6	2.2	3.4	1.8
	溶解性成分	0.7	1.2	0.4	0.3	1.4	0.5	0.5	0.3	0.5	0.5	0.7	1.5	0.7
	不溶解性成分	1.1	1.4	0.9	0.7	0.6	0.4	1.1	1.0	1.7	1.1	1.5	1.9	1.1
東部清掃事業所	総量	1.5	1.8	1.1	0.9	2.8	0.6	0.8	0.6	1.3	1.5	1.7	3.3	1.5
	溶解性成分	0.6	0.3	0.5	0.4	2.2	0.4	0.3	0.1	0.3	0.4	0.6	1.9	0.7
	不溶解性成分	0.9	1.5	0.6	0.5	0.6	0.2	0.5	0.5	1.0	1.1	1.1	1.4	0.8
鶴崎支所	総量	1.5	1.5	0.9	0.6	2.2	0.5	0.8	0.8	1.1	1.1	1.5	3.2	1.3
	溶解性成分	0.7	0.5	0.4	0.2	1.8	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.7	1.7	0.7
	不溶解性成分	0.8	1.0	0.5	0.4	0.4	0.2	0.4	0.5	0.7	0.7	0.8	1.5	0.7
大在小学校	総量	1.6	1.9	1.0	0.7	2.3	0.5	0.9	0.7	1.5	1.3	1.6	3.0	1.4
	溶解性成分	0.8	0.7	0.5	0.4	1.9	0.3	0.5	0.3	0.6	0.7	0.9	1.8	0.8
	不溶解性成分	0.8	1.2	0.5	0.3	0.4	0.2	0.4	0.4	0.9	0.6	0.7	1.2	0.6
大分国際情報高校	総量	3.2	4.0	2.5	1.8	2.7	2.3	4.9	2.1	4.2	4.0	5.1	6.0	3.6
	溶解性成分	0.8	1.1	0.8	0.4	1.7	1.0	1.1	0.4	0.8	0.9	1.1	2.0	1.0
	不溶解性成分	2.4	2.9	1.7	1.4	1.0	1.3	3.8	1.7	3.4	3.1	4.0	4.0	2.6
東大分小学校	総量	3.1	3.8	3.1	1.5	2.2	2.0	4.0	1.7	2.3	2.4	2.6	6.4	2.9
	溶解性成分	1.0	1.3	1.1	0.5	1.4	0.8	1.3	0.5	0.6	0.8	0.8	1.8	1.0
	不溶解性成分	2.1	2.5	2.0	1.0	0.8	1.2	2.7	1.2	1.7	1.6	1.8	4.6	1.9
明野北小学校	総量	2.5	2.7	1.7	1.0	2.2	1.0	2.4	2.1	1.4	1.8	2.3	3.5	2.1
	溶解性成分	0.7	1.2	0.7	0.2	1.6	0.5	0.9	0.5	0.4	0.6	0.8	1.3	0.8
	不溶解性成分	1.8	1.5	1.0	0.8	0.6	0.5	1.5	1.6	1.0	1.2	1.5	2.2	1.3
佐賀関小学校	総量	2.4	2.4	1.7	0.5	1.7	0.9	1.6	0.9	1.4	2.1	1.8	2.7	1.7
	溶解性成分	1.5	1.1	1.1	0.3	1.3	0.7	0.5	0.4	0.7	0.7	0.7	1.5	0.9
	不溶解性成分	0.9	1.3	0.6	0.2	0.4	0.2	1.1	0.5	0.7	1.4	1.1	1.2	0.8
月平均	総量	2.4	2.9	1.9	1.3	2.5	1.4	2.2	1.3	2.0	2.0	2.4	4.4	2.2
	溶解性成分	0.9	1.0	0.7	0.4	1.7	0.6	0.7	0.4	0.6	0.7	0.8	1.8	0.9
	不溶解性成分	1.5	1.9	1.2	0.9	0.8	0.7	1.5	0.9	1.5	1.3	1.5	2.6	1.4
降雨(0.5mm以上)日数(日)(注2)	6	18	10	11	17	7	3	4	4	3	3	3	7	
降雨量(mm)(注2)	50.0	370.5	84.5	135.5	511.0	60.0	30.0	41.0	13.0	42.0	31.5	75.0	120.3	

(注1) 8月分までは、古国府浄水場で測定

(注2) 気象庁ホームページ 気象データより引用(調査期間中における概算値)

資 4 - 4 6 緊急時等発令地域区分



地域名	該当地域	番号	テレメーター測定局
大分市中部地域	大分市のうち、南部地域及び佐賀関地域を除いた地域	①	王子中学校測定局
		②	南大分中学校測定局
		③	東大分小学校測定局
		④	三佐小学校測定局
		⑤	大東中学校測定局
		⑥	大在小学校測定局
		⑦	坂ノ市中学校測定局
		⑧	丹生小学校測定局
大分市南部地域	植田・大南・野津原	⑨	敷戸小学校測定局
		⑩	西部清掃事業所測定局
		⑪	戸次中学校測定局
大分市佐賀関地域	佐賀関	⑫	佐賀関小学校測定局

資 4-47 光化学オキシダントの緊急時等の発令状況

年度	月 日 時 間	発令 区分	発 令 地 域	濃 度 状 況		
				時刻	測 定 局	最大濃度 (ppm)
1974 (S49)	5.17 13:00~16:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	14:00	鶴崎小学校	0.172
	6.9 12:30~17:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	12:00 13:00	公害衛生センター 大在小学校	0.140 0.153
	6.13 15:00~17:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	15:00	国立高専	0.151
	6.15 15:00~17:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	15:00	日岡小学校	0.138
	8.9 15:30~18:00	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	16:00 16:00	大分県庁 大在小学校	0.147 0.136
	8.11 13:00~14:30	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	13:00 13:00	大分県庁 大在小学校	0.150 0.131
1975 (S50)	6.13 16:00~18:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域	16:00	三佐小学校	0.135
1979 (S54)	8.30 14:35~17:35	予報	大在・坂ノ市地域	15:00	坂ノ市支所	0.132
1980 (S55)	5.29 15:30~19:10	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	17:00	三佐小学校	0.139
				16:00	大在小学校	0.142
1986 (S61)	6.10 14:10~18:20	予報	大在・坂ノ市地域	17:00	坂ノ市支所	0.127
				18:00 19:00	坂ノ市支所 大在小学校	0.134 0.114
1990 (H2)	8.4 15:45~18:50	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	15:00	三佐小学校	0.115
				16:00	丹生小学校	0.121
	8.7 15:30~18:20	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域	14:00	東大分小学校	0.116
				15:00	丹生小学校	0.116
1993 (H5)	7.8 13:00~17:15	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大南地域	13:00	南大分小学校	0.117
				13:00	(旧)衛生環境研究センター	0.127
				13:00	戸次中学校	0.213
1994 (H6)	6.3 11:50~17:20	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域 大南地域	12:00	西部清掃事業所	0.122
				12:00	(旧)衛生環境研究センター	0.102
	7.22 16:15~19:20	予報	市内全域	17:00	丹生小学校	0.152
				17:00	大在小学校	0.130
1995 (H7)	8.7 13:30~16:15	予報	大分川以西・植田地域	13:00	王子中学校	0.123
				13:00	西部清掃事業所	0.174
				13:00	西部清掃事業所	0.136
	8.8 13:40~16:15	予報	大分川以西・植田地域	14:00	南大分小学校	0.115
				14:00	西部清掃事業所	0.161
1996 (H8)	8.18 14:30~16:30	予報	大分川以西・植田地域	13:00	南大分小学校	0.127
				14:00	西部清掃事業所	0.127
				8.19 13:00~16:00	予報	鶴崎・日岡・滝尾地域 大在・坂ノ市地域
13:00	大在小学校	0.112				
	8.20 13:30~16:00	予報	大分川以西・植田地域 鶴崎・日岡・滝尾地域	13:00	王子中学校	0.150
				13:00	(旧)衛生環境研究センター	0.115
				9.6 13:00~17:00	予報	市内全域
14:00	西部清掃事業所	0.141				
1998 (H10)	9.10 15:00~17:00	予報	大分川以西・植田地域 大在・坂ノ市地域 大南地域	14:00	西部清掃事業所	0.118
				16:00	大在小学校	0.127
				17:00	戸次中学校	0.115
2007 (H19)	5.9 13:35~16:35	予報	大在・坂ノ市地域	14:00	丹生小学校	0.116
2009 (H21)	5.20 11:40~12:15	予報	大分市中部地域 (大分・明野・鶴崎・大在・坂ノ市)	11:00	坂ノ市中学校 三佐小学校	0.116 0.101
				12:00 12:00 12:00	東大分小学校 坂ノ市中学校 三佐小学校	0.132 0.132 0.120
	5.20 12:15~15:35	注意報	大分市中部地域 (大分・明野・鶴崎・大在・坂ノ市)	12:00 12:00 12:00	東大分小学校 坂ノ市中学校 三佐小学校	0.132 0.132 0.120
	5.20 13:15~15:35	注意報	大分市南部地域 (植田・大南・野津原)	13:00	敷戸小学校	0.151
	6.26 13:40~15:20	注意報	大分市中部地域 (大分・明野・鶴崎・大在・坂ノ市)	14:00	王子中学校	0.128

資 4-48 ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気基準適用施設

令別表 第1の 号番号	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり 1トン以上
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が 1,000kVA以上
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり 0.5トン以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉は原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上 溶解炉は容量が1トン以上
5	廃棄物焼却炉（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積又は焼却能力の合計）	火床面積の合計が0.5m ² 以上 又は焼却能力の合計が1時間当たり 50kg以上

資 4-49 ダイオキシン類対策特別措置法に係る大気排出基準

令別表 第1の 号番号	施 設 の 種 類		排 出 基 準 (ng-TEQ/m ³ N)		換算残存 酸素濃度 (%)	
			新 設	既 設		
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉		0.1	1	15	
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）		0.5	5	実測濃度	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		1	10	実測濃度	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		1	5	実測濃度	
5	廃棄物焼却炉 (火床面積0.5 m ² 以上又は焼 却能力50kg/h 以上)	焼 却 能 力	4,000kg/h以上	0.1	1	12
			2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	1	5	
			2,000kg/h未満	5	10	

資 4-50 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（大気基準適用施設）

特定施設の種類		特定施設数	特定事業場
焼結鋳の製造用焼結炉		2	1
アルミニウム合金の製造用溶解炉		0	0
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/h以上	9
		2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	2
		2,000kg/h未満	14
		合 計	27
			-

(注) 特定事業場には重複があります。

資 4-51 ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（大気基準適用施設）

①排出ガスの測定結果

(単位：ng-TEQ/N m³)

特定施設の種類		報告施設数	測定結果
焼結鋳の製造用焼結炉		2	0.0057~0.11
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/h以上	9
		2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	1
		2,000kg/h未満	12
		合 計	24
			-

②ばいじん等の測定結果

(単位：ng-TEQ/g)

特定施設の種類		報告施設数	測定結果
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/h以上	4
		2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	0
		2,000kg/h未満	7
		合 計	11
			-

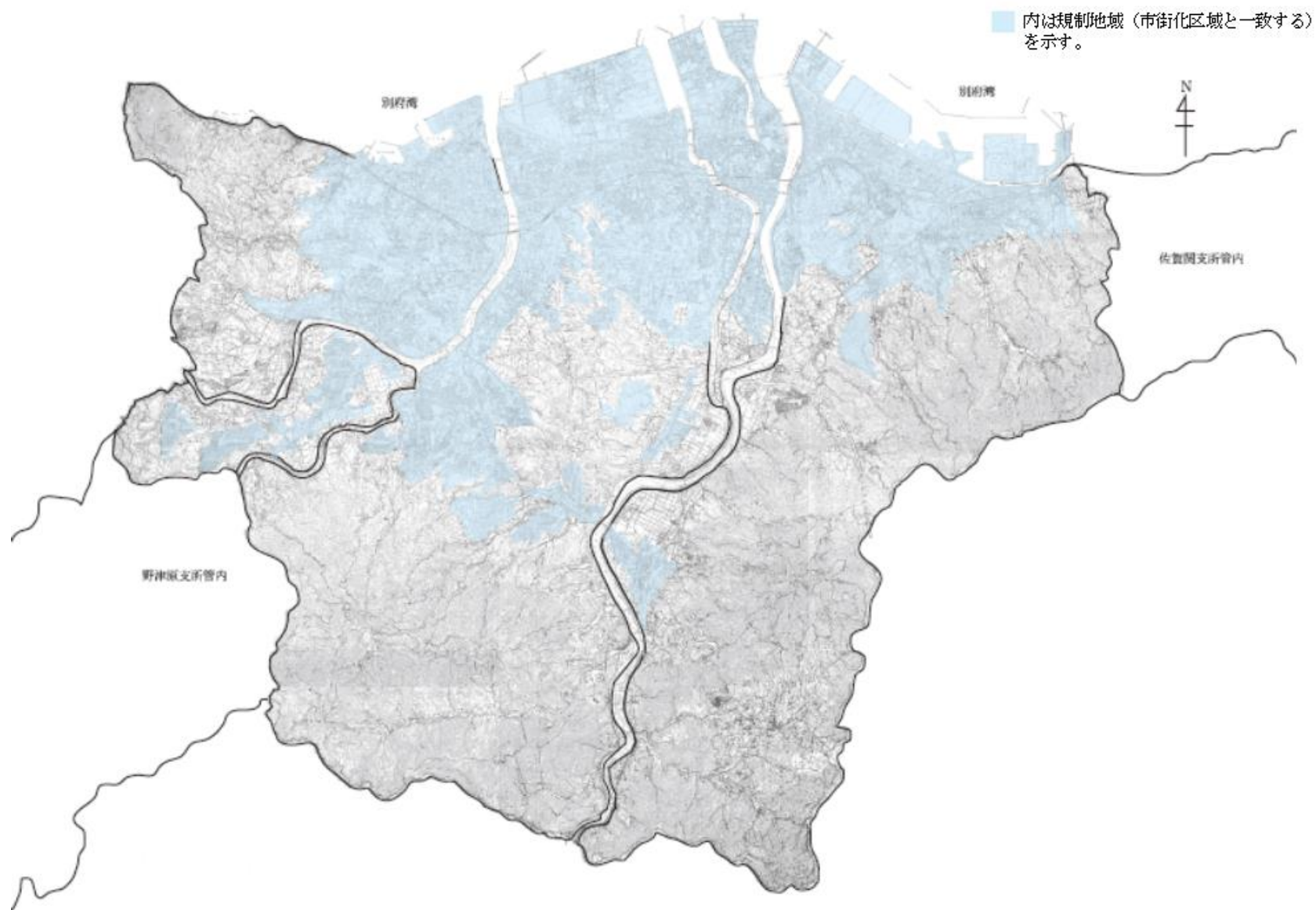
③焼却灰その他燃え殻の測定結果

(単位：ng-TEQ/g)

特定施設の種類		報告施設数	測定結果
廃棄物焼却炉	焼却能力	4,000kg/h以上	7
		2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	1
		2,000kg/h未満	10
		合 計	18
			-

悪臭防止

資 5 - 1 悪臭防止法に基づく規制地域



資 5 - 2 特定悪臭物質の規制基準等

物質名	1号規制基準 (ppm)	規制の方法			に お い	主な発生源
		1号	2号	3号		
アンモニア	1	○	○		し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場など
メチルメルカプタン	0.002	○		○	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場など
硫化水素	0.02	○	○	○	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場など
硫化メチル	0.01	○		○	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場など
二硫化メチル	0.009	○		○	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場など
トリメチルアミン	0.005	○	○		腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場など
アセトアルデヒド	0.05	○			刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場など
プロピオンアルデヒド	0.05	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
イソブチルアルデヒド	0.02	○	○		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	○	○		むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
イソパレルアルデヒド	0.003	○	○		むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場など
イソブタノール	0.9	○	○		刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場など
酢酸エチル	3	○	○		刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
メチルイソブチルケトン	1	○	○		刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
トルエン	10	○	○		ガソリンのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
スチレン	0.4	○			都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場など
キシレン	1	○	○		ガソリンのようなにおい	塗装工程または印刷工程を有する事業場など
プロピオン酸	0.03	○			刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染織工場など
ノルマル酪酸	0.001	○			汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場など
ノルマル吉草酸	0.0009	○			むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場など
イソ吉草酸	0.001	○			むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぷん工場など

(注) 2号規制基準は、気体排出口から排出された臭気、敷地境界外の着地点において1号規制基準以下になるように算出した値である。

資 5 - 3 排出水の規制基準 (3号規制)

物質名	排出水量 (m ³ /s)	規制基準 (mg/l)
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03
	0.001 を超え、0.1 以下	0.007
	0.1 を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 以下	0.1
	0.001 を超え、0.1 以下	0.02
	0.1 を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 以下	0.3
	0.001 を超え、0.1 以下	0.07
	0.1 を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 以下	0.6
	0.001 を超え、0.1 以下	0.1
	0.1 を超える場合	0.03

資 5 - 4 悪臭調査結果

①敷地境界線の地表における悪臭測定結果（1号規制）

特定悪臭物質	対象工場、事業場数	測定数	基準超過数
アンモニア	9	17	0
メチルメルカプタン	12	20	0
硫化水素	12	20	1
硫化メチル	12	20	0
二硫化メチル	12	20	0
トリメチルアミン	5	8	0
アセトアルデヒド	4	7	0
プロピオンアルデヒド	2	3	0
ノルマルブチルアルデヒド	2	3	0
イソブチルアルデヒド	4	7	0
ノルマルバレルアルデヒド	2	3	0
イソバレルアルデヒド	2	3	0
イソブタノール	1	2	0
酢酸エチル	2	3	0
メチルイソブチルケトン	1	2	0
トルエン	5	9	0
スチレン	2	3	0
キシレン	4	8	0
プロピオン酸	0	0	0
ノルマル酪酸	0	0	0
ノルマル吉草酸	0	0	0
イソ吉草酸	0	0	0
合計		158	1

②煙突等の気体排出口における悪臭測定結果（2号規制）

特定悪臭物質	対象工場、事業場数	測定数	基準超過数
アンモニア	1	1	0
硫化水素	1	1	0
トリメチルアミン	1	1	0
イソブチルアルデヒド	1	1	0
合計		4	0

③排出水の悪臭測定結果（3号規制）

特定悪臭物質	対象工場、事業場数	測定数	基準超過数
メチルメルカプタン	2	2	0
硫化水素	2	2	0
硫化メチル	2	2	0
二硫化メチル	2	2	0
合計		8	0

水質汚濁に係る環境基準、要監視項目及び指針値

資 6 - 1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）の別表1の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 海域については「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

(注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

資 6 - 2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-
E	工業用水3級・環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/ℓ以上	-

(注1) 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

(注2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

(注3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注4) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注5) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注6) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

(注7) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下

(注) 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

資 6-3 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級・水浴・自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ 以下	検出されないこと
B	水産2級・工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-	-

(注1) 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mℓ以下とする。

(注2) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注3) 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

(注4) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下

(注1) 基準値は、年間平均値とする。

(注2) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注3) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注4) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

(注5) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	0.0007mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/ℓ以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/ℓ以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/ℓ以上

(注1) 基準値は、日間平均値とする。

(注2) 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

資6-4 公共用水域の要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、要監視項目及び指針値が設定されている。

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	クロロニトロフェン (CNP)	-
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下	トルエン	0.6 mg/ℓ以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下	キシレン	0.4 mg/ℓ以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下	ニッケル	-
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下	モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下	アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下	全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
EPN	0.006 mg/ℓ以下	ウラン	0.002 mg/ℓ以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/ℓ以下 (暫定)
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下		

(注) PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

資 6 - 5 公共用水域の要監視項目及び指針値（水生生物の保全に係る項目）

生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、要監視項目及び指針値が設定されている。

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	淡水域	生物A	0.7 mg/l 以下
		生物特A	0.006 mg/l 以下
		生物B	3 mg/l 以下
		生物特B	3 mg/l 以下
	海水域	生物A	0.8 mg/l 以下
		生物特A	0.8 mg/l 以下
フェノール	淡水域	生物A	0.05 mg/l 以下
		生物特A	0.01 mg/l 以下
		生物B	0.08 mg/l 以下
		生物特B	0.01 mg/l 以下
	海水域	生物A	2 mg/l 以下
		生物特A	0.2 mg/l 以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物A	1 mg/l 以下
		生物特A	1 mg/l 以下
		生物B	1 mg/l 以下
		生物特B	1 mg/l 以下
	海水域	生物A	0.3 mg/l 以下
		生物特A	0.03 mg/l 以下
4-t-オクチルフェノール	淡水域	生物A	0.001 mg/l 以下
		生物特A	0.0007 mg/l 以下
		生物B	0.004 mg/l 以下
		生物特B	0.003 mg/l 以下
	海水域	生物A	0.0009 mg/l 以下
		生物特A	0.0004 mg/l 以下
アニリン	淡水域	生物A	0.02 mg/l 以下
		生物特A	0.02 mg/l 以下
		生物B	0.02 mg/l 以下
		生物特B	0.02 mg/l 以下
	海水域	生物A	0.1 mg/l 以下
		生物特A	0.1 mg/l 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物A	0.03 mg/l 以下
		生物特A	0.003 mg/l 以下
		生物B	0.03 mg/l 以下
		生物特B	0.02 mg/l 以下
	海水域	生物A	0.02 mg/l 以下
		生物特A	0.01 mg/l 以下

(注) 類型の欄中の記号について、淡水域は資 6-2 イ、海水域は資 6-3 ウ に記載する類型を参照。

資 6 - 6 河川の環境基準設定状況

河川	概要	水域の名称	範囲	水域 類型	達成 期間	環境基準点
大分川	由布岳に源を発し、本市の中心部を貫流する一級河川であり、七瀬川、賀来川等の中小河川を支川とし、裏川を分派して別府湾に流入している。 市民の重要な水道水源であり、市民生活に最も直結した河川である。	大分川上流	小野鶴橋より上流 (流入する支川を含む。)	A	イ	天神橋 (由布市)
		大分川中流	小野鶴橋から 府内大橋まで (流入する支川を含む。)	A	ロ	府内大橋
		大分川下流	府内大橋より下流 (流入する支川を含む。)	B	ハ	弁天大橋 広瀬橋
大野川	祖母山系に源を発し、大分臨海工業地帯の中央を貫流する県下最大の一級河川である。 市域内に流入後、乙津川を分派して別府湾に流入している。 臨海工業地帯への工業用水の供給源として、さらに上水道や農業用水の水源として利用されている。	大野川上流	筒井大橋より上流 (流入する支川を含む。)	A	イ	犬飼 (豊後大野市)
		大野川下流	筒井大橋より下流 (流入する支川を含む。)	A	ロ	白滝橋 鶴崎橋
乙津川	大野川の派川で、鶴崎地区を貫流し別府湾に流入している。 自流量が少なく、以前は生活排水や事業場排水による水質悪化が見られたが、排水規制の強化や、大野川からの導水により、水質が改善されている。	乙津川	原川を除く全域	A	イ	海原橋
原川	本市中央北部を貫流する一級河川で、高尾山北側を水源とし、乙津泊地に流入する典型的な都市内河川である。	原川	全域	C	ロ	日岡橋
住吉川	大分市街地を貫流し別府湾へ流入する二級河川で、特段の水利用はされていない。 水源域の宅地開発等により自流量が減少し、生活排水による汚濁が見られたが、下水道整備の促進により、水質が改善している。	住吉川	全域 (流入する支川を含む。)	C	イ	新川橋
祓川	本市の西大分地区を貫流し別府湾に流入する二級河川で、農業用水等に利用されている。	祓川	全域	B	ハ	御幸橋
丹生川	本市の東部を貫流し別府湾に流入している二級河川で、農業用水等に利用されている。	丹生川上流	松本橋より上流 (支川を除く。)	A	イ	丹生橋
		丹生川下流	松本橋より下流 (支川を除く。)	B	ロ	王ノ瀬橋

(注1) 水域類型の欄中の記号について、資 6-2 ア に記載する類型を参照。

(注2) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内可及的速やかに達成

「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成

資 6 - 7 河川の水生生物の保全に係る環境基準設定状況

河川	水域の名称	範 囲	水域類型	達成期間	環境基準点
大分川	大分川	全域	生物B	イ	天神橋（由布市） 府内大橋 弁天大橋
	裏川	全域	生物B	イ	裏川橋
	寒田川	全域	生物B	イ	平田橋
	七瀬川上流	出合橋より上流	生物A	イ	出合橋
	七瀬川下流	出合橋より下流	生物B	イ	光吉
	尼ヶ瀬川	全域	生物B	イ	尼ヶ瀬樋門
	賀来川	全域	生物B	イ	賀来橋
大野川	大野川	白水ダム（竹田市） より下流	生物B	イ	白滝橋 鶴崎橋
	判田川	全域	生物B	イ	八地藏橋
乙津川	乙津川	全域	生物B	イ	海原橋
原川	原川	全域	生物B	イ	日岡橋
祓川	祓川	全域	生物B	イ	御幸橋
住吉川	住吉川	鳥越橋より下流	生物B	イ	新川橋
丹生川	丹生川	全域	生物B	イ	丹生橋 王ノ瀬橋
	尾田川	堤原橋より下流	生物B	イ	落合橋

(注1) 水域類型の欄中の記号について、資 6-2 イ に記載する類型を参照。

(注2) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

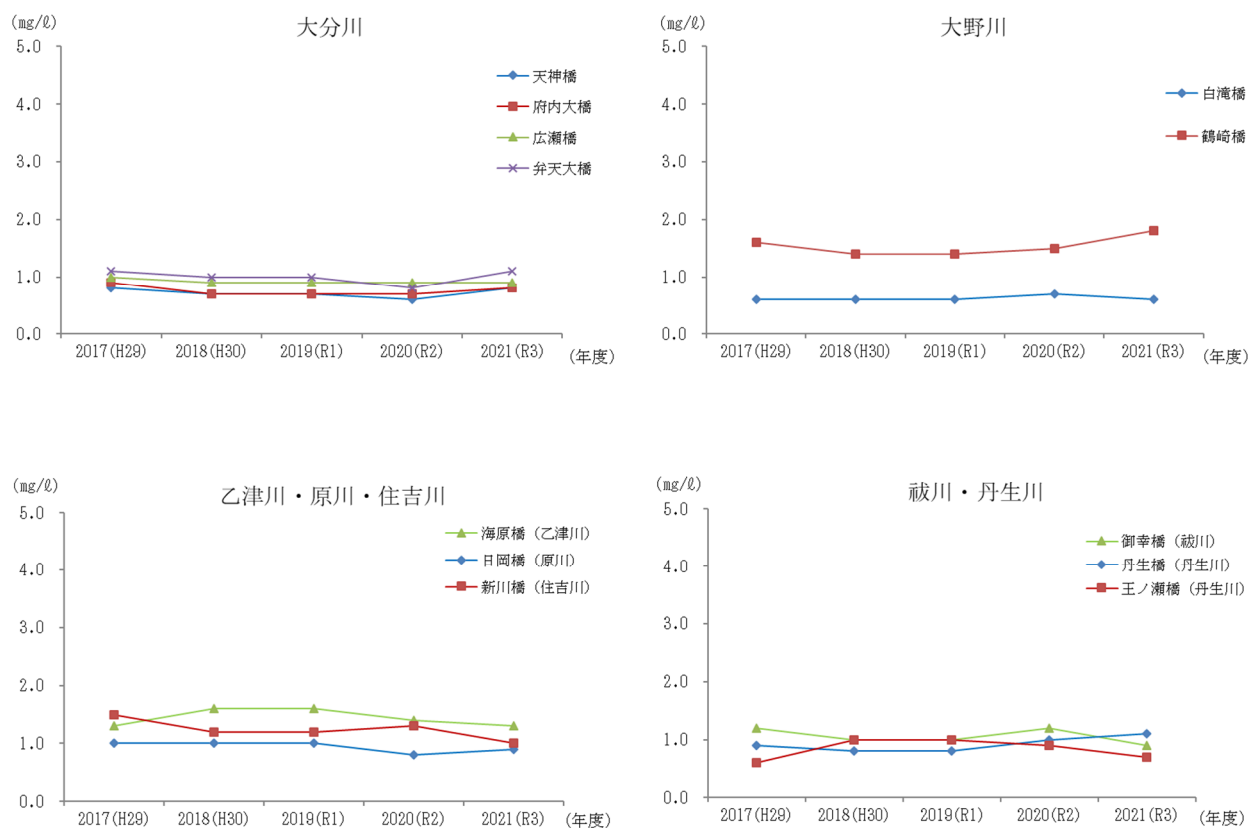
「イ」は直ちに達成

資 6 - 8 河川の環境基準点における経年変化

水域名	類型	定点名	BOD75%水質値 (mg/L)									
			2017 (H29)		2018 (H30)		2019 (R1)		2020 (R2)		2021 (R3)	
大分川上流	A	天神橋	0.9	○	0.9	○	0.7	○	0.7	○	0.8	○
大分川中流	A	府内大橋	0.9	○	0.8	○	0.6	○	0.8	○	0.7	○
大分川下流	B	広瀬橋	1.2	○	1.1	○	0.9	○	1.0	○	1.0	○
		弁天大橋	1.2		1.1		0.9		0.9		1.3	
大野川下流	A	白滝橋	0.6	○	0.5	○	0.5	○	0.7	○	0.7	×
		鶴崎橋	2.0		2.0		1.4		1.9		2.6	
乙津川	A	海原橋	1.4	○	2.0	○	1.2	○	1.5	○	1.6	○
原川	C	日岡橋	1.2	○	1.2	○	0.8	○	0.9	○	1.0	○
住吉川	C	新川橋	1.8	○	1.3	○	1.2	○	1.4	○	1.0	○
祓川	B	御幸橋	1.3	○	1.3	○	1.1	○	1.4	○	1.0	○
丹生川上流	A	丹生橋	1.0	○	0.9	○	0.9	○	1.2	○	1.2	○
丹生川下流	B	王ノ瀬橋	0.6	○	0.6	○	0.6	○	0.9	○	0.8	○

(注) 環境基準 (BOD) [A 類型 : 2mg/ℓ以下、B 類型 : 3mg/ℓ以下、C 類型 : 5mg/ℓ以下]

資 6 - 9 河川の環境基準点におけるBOD年平均値の経年変化



資 6 - 1 1 河川地点別水質測定結果（水生生物保全に係る環境基準項目、要監視項目）

(単位:mg/l)

水系名	水域名	河川名	地点名	類型	環境基準項目							
					全亜鉛			ノニルフェノール		LAS		
					最小～最大	平均	m/n	最大	m/n	最大	m/n	
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	生物B	0.001～0.014	0.008	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1	
			府内大橋	生物B	0.001～0.001	0.001	0/4	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1	
	大分川中流	大分川	賀来川	賀来橋	生物B	<0.001～0.003	0.002	0/2	<0.00006	0/1	0.0006	0/1
			尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	生物B	0.013～0.013	0.013	0/1	<0.00006	0/1	0.046	0/1
			七瀬川上流	出合橋	生物A	<0.001～<0.001	<0.001	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1
			七瀬川下流	胡麻鶴橋	生物B	0.001～0.001	0.001	0/1				
				光吉	生物B	<0.001～0.001	0.001	0/4	<0.00006	0/1		
	大分川下流	大分川	滝尾橋	生物B	0.001～0.001	0.001	0/1	<0.00006	0/1	0.0008	0/1	
			弁天大橋	生物B	<0.001～0.002	0.001	0/4	<0.00006	0/1			
		寒田川	平田橋	生物B	0.005～0.005	0.005	0/1	<0.00006	0/1	0.0035	0/1	
裏川		裏川橋	生物B	0.008～0.022	0.015	0/2	<0.00006	0/1	0.012	0/1		
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	生物B	0.001～0.001	0.001	0/4	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1	
			川添橋	生物B	0.003～0.003	0.003	0/1					
			鶴崎橋	生物B	<0.001～0.001	0.001	0/4	<0.00006	0/1			
	判田川	八地蔵橋	生物B	0.008～0.008	0.008	0/1	<0.00006	0/1	0.027	0/1		
				乙津川	乙津川	別保橋	生物B	0.001～0.001	0.001	0/1	<0.00006	0/1
	原川	原川	海原橋	生物B		0.001～0.003	0.002	0/4	<0.00006	0/1		
			日岡橋	生物B	0.002～0.008	0.005	0/2	<0.00006	0/1	0.027	0/1	
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	生物B	0.016～0.021	0.019	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006	0/1	
祓川	祓川	祓川	御幸橋	生物B	0.003～0.005	0.004	0/2	<0.00006	0/1	0.006	0/1	
丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生橋	生物B	0.004～0.004	0.004	0/1	<0.00006	0/1	0.015	0/1	
	丹生川下流		王ノ瀬橋	生物B	0.004～0.005	0.005	0/2	<0.00006	0/1	0.0025	0/1	
	尾田川	尾田川	落合橋	生物B	0.006～0.006	0.006	0/1	<0.00006	0/1	0.012	0/1	

平均値: 下限値以上の検体平均値

m/n: 環境基準に適合しない検体数/総検体数

(単位:mg/l)

水系名	水域名	河川名	地点名	類型	要監視項目												
					クロロホルム		フェノール		ホルムアルデヒド		4-オクタチルフェノール		アニリン		2,4-ジクロロフェノール		
					最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	最大	m/n	
大分川	大分川上流	大分川	天神橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1			<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
			府内大橋	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1			<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
	大分川中流	大分川	賀来川	賀来橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1			<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1
			尼ヶ瀬川	尼ヶ瀬樋門	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1			<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1
			七瀬川上流	出合橋	生物A	<0.006	0/1	<0.001	0/1			<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1
			七瀬川下流	胡麻鶴橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1								
				光吉	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1						
	大分川下流	大分川	滝尾橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1			<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
			弁天大橋	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1							
		寒田川	平田橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1			<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
裏川		裏川橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1										
大野川	大野川下流	大野川	白滝橋	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1			<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
			川添橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1									
			鶴崎橋	生物B	<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1							
	判田川	八地蔵橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1										
				乙津川	乙津川	別保橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1			<0.00003	0/1	<0.002	0/1
	原川	原川	海原橋	生物B		<0.0006	0/1	<0.001	0/1	<0.003	0/1			<0.002	0/1		
			日岡橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1									
住吉川	住吉川	住吉川	新川橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1									
祓川	祓川	祓川	御幸橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1			<0.00003	0/1	<0.002	0/1	<0.0003	0/1	
丹生川	丹生川上流	丹生川	丹生橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1									
	丹生川下流		王ノ瀬橋	生物B	<0.006	0/2	<0.001	0/1									
	尾田川	尾田川	落合橋	生物B	<0.006	0/1	<0.001	0/1									

平均値: 下限値以上の検体平均値

m/n: 指針値を超過した検体数/総検体数

資 6 - 1 2 トリハロメタン生成能調査結果

地点名	採水年月日	水温(℃)	トリハロメタン生成能(mg/l)
小野鶴橋 (大分川)	2021(R3).5.11	19.5	0.030
	2021(R3).7.6	25.5	0.029
	2021(R3).9.1	25.5	0.020
	2021(R3).12.1	10.5	0.025
賀来橋 (賀来川)	2021(R3).5.11	19.3	0.028
	2021(R3).7.6	27.0	0.034
	2021(R3).9.1	25.5	0.029
	2021(R3).12.1	10.0	0.044
胡麻鶴橋 (七瀬川)	2021(R3).5.11	16.2	0.022
	2021(R3).7.6	22.5	0.025
	2021(R3).9.1	25.5	0.021
	2021(R3).12.1	12.0	0.026

(水質目標値)

水域の水温	目標値(mg/l)
15℃以下	0.09
15℃を超え 20℃以下	0.08
20℃を超え 25℃以下	0.07
25℃を超え 30℃以下	0.06
30℃を超え 35℃以下	0.05

資 6 - 1 3 海域の環境基準設定状況

水域名	範囲	水域類型	達成期間
住吉泊地水域	大分港住吉東防波堤燈台から大分港住吉西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
乙津泊地水域	大分港乙津東防波堤燈台から大分港乙津西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
鶴崎泊地水域	大分港鶴崎東防波堤燈台から大分港鶴崎西防波堤燈台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	C	イ
大分港水域	大分市白木三角点、同三角点より 24 度 20 分 2,100 メートルの地点、大分市千歳三角点より 24 度 40 分 6,100 メートルの地点、同地点から 136 度の線と大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線の交点、大分市大在大野川右岸北端の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた海域	B	イ
別府湾中央水域	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結んだ線及び陸岸で囲まれた区域から守江港水域、別府港水域、大分港水域、鶴崎泊地水域、乙津泊地水域及び住吉泊地水域を除く海域	A	3 年以内
別府湾東部水域	杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線及び大分市大在大野川右岸北端から佐賀関町関崎に至る海岸に囲まれた海域で、大野川東部水域及び佐賀関港の水域を除く海域	A	イ
大野川東部水域	次の各点を順次結んだ線及び陸岸で囲まれた水域 (1) 大分市大在大野川右岸北端 (2) 大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻とを結ぶ線と大分臨海工業地帯 1 号地北東端から 10 度 1,800 メートルの点と大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から 358 度 22 分 3,000 メートルの点とを結ぶ線の交点 (3) 大分市大字竹下と大字里との境界と海岸との交点から 358 度 22 分 3,000 メートルの点 (4) 大分市と北海道郡佐賀関町との境界と海岸との交点から 101 度 52 分 514 メートルの地点から 358 度 22 分 4,080 メートルの点 (5) 大分市と北海道郡佐賀関町との境界と海岸との交点から 101 度 52 分 514 メートルの点	B	イ
佐賀関港	北海道郡佐賀関町踊鼻と同町若獅子鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた水域	B	イ
北海道郡東部地先	北海道郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港灯台に至る陸岸の地先海域	A	イ

(注) 水域類型の欄中の記号について、資 6-3 ア に記載する類型を参照。

資 6 - 1 4 海域の環境基準設定状況 (全窒素・全磷)

水域系の区分	水域名	範囲	水域類型	達成期間
別府湾	別府湾 (イ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域であって、鶴崎泊地、乙津泊地、住吉泊地を除いたもの	II	イ
	別府湾 (ロ)	大分市大在大野川右岸北端と杵築市白石鼻を結ぶ線、杵築市白石鼻と北海道郡佐賀関町関崎を結ぶ線及び陸岸で囲まれた海域	II	イ
北海道郡東部地先		北海道郡佐賀関町関崎と愛媛県佐田岬を結ぶ線から臼杵市下ノ江港燈台に至る陸岸の地先海域	II	イ

(注 1) 水域類型の欄中の記号について、資 6-3 イ に記載する類型を参照。

(注 2) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は 5 年以内可及的速やかに達成

(注 3) 「北海道郡佐賀関町」または「佐賀関町」とは現「大分市佐賀関」をいう。

資 6 - 1 5 海域の水生生物の保全に係る環境基準設定状況

水 域	水域類型	達成期間
大分県地先水域（全域。ただし、大分県北部沿岸域及び大分県南部沿岸域に係る部分を除く。）	生物A	イ
大分県南部沿岸域（杵築市白石鼻と大分市大在大野川右岸北端を結ぶ線、大分県と宮崎県の境界陸岸地点、水深 30 メートルの等深線及び陸岸に囲まれた海域（入津湾を除く。）	生物特A	イ

(注1) 水域類型の欄中の記号について、資 6-3 ウ に記載する類型を参照。

(注2) 達成期間の欄中の記号は、次の期間を示す。

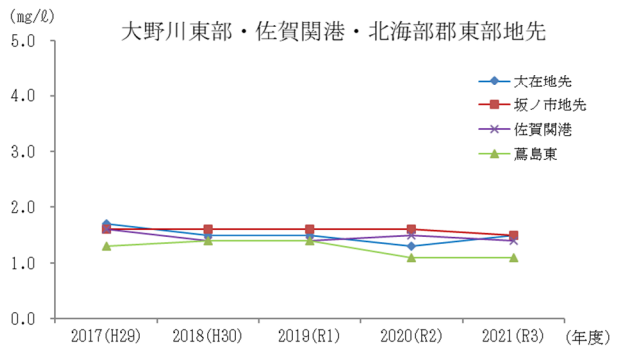
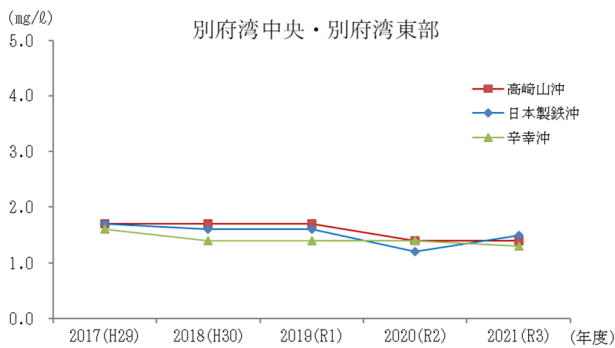
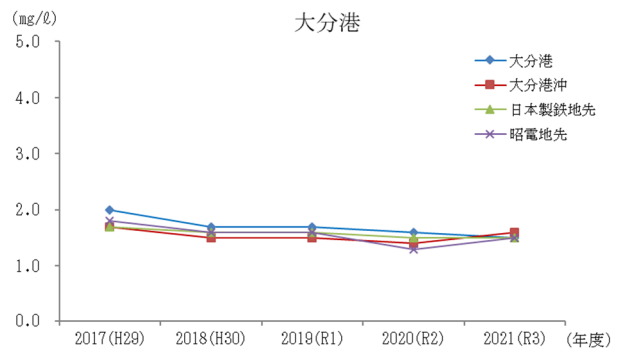
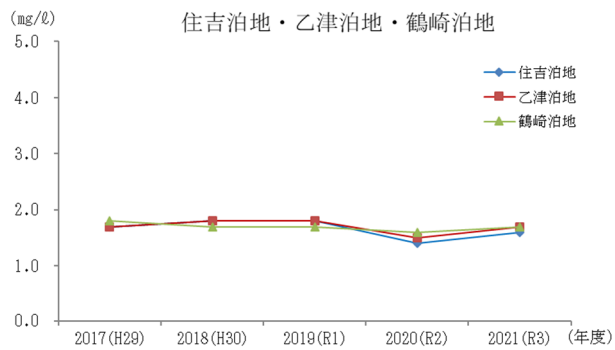
「イ」は直ちに達成

資 6 - 1 6 海域の環境基準点における経年変化

水域名	類型	定点名	C O D 75% 水質値 (mg/L)									
			2017 (H29)		2018 (H30)		2019 (R1)		2020 (R2)		2021 (R3)	
住吉泊地	C	住吉泊地 (BSt-1)	2.0	○	1.9	○	1.7	○	1.4	○	1.6	○
乙津泊地	C	乙津泊地 (BSt-2)	1.9	○	2.2	○	1.6	○	1.6	○	1.9	○
鶴崎泊地	C	鶴崎泊地 (BSt-3)	2.0	○	1.9	○	1.5	○	1.5	○	1.8	○
大分港	B	大分港 (BSt-21)	2.4	○	1.7	○	1.7	○	2.0	○	1.5	○
		大分港沖 (BSt-4)	1.9		2.0		1.5		1.4		1.6	
		日本製鉄地先 (BSt-22)	2.0		2.0		1.6		1.6		1.5	
		昭電地先 (BSt-5)	2.1		2.2		1.7		1.4		1.5	
別府湾中央	A	高崎山沖 (BSt-11)	2.1	×	2.4	×	1.8	○	1.3	○	1.6	○
		日本製鉄沖 (BSt-12)	1.8		2.0		1.8		1.4		1.6	
別府湾東部	A	辛幸沖 (BSt-20)	1.7	○	1.4	○	1.6	○	1.7	○	1.4	○
大野川東部	B	大在地先 (BSt-6)	1.8	○	2.0	○	1.8	○	1.5	○	1.8	○
		坂ノ市地先 (BSt-7)	1.7		2.0		1.4		1.6		1.5	
佐賀関港	B	佐賀関港 (SGSt-3)	1.9	○	1.5	○	1.3	○	1.5	○	1.5	○
北海部郡東部地先	A	蔦島東 (FSt-1)	1.4	○	1.5	○	1.3	○	1.2	○	1.2	○

(注) 環境基準 (C O D) [A 類型 : 2mg/L 以下、B 類型 : 3mg/L 以下、C 類型 : 8mg/L 以下]

資 6 - 1 7 海域のCOD年平均値の経年変化



資 6 - 1 8 海域水質測定結果水域別総括表（生活環境項目）

単位 { pH : 水素指数
大腸菌群数 : MPN/100ml
その他 : mg/l }

水域名	地点名	類型	水深	pH		DO			COD				大腸菌群数		
				最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	75% 水質値	最小～最大	m/n	平均
住吉泊地	住吉泊地 (B S t-1)	C	全層	8.0～8.2	0/12	6.9～9.3	0/12	8.2	0.8～3.1	0/12	1.6	1.6	-	-	-
乙津泊地	乙津泊地 (B S t-2)	C	全層	8.0～8.2	0/18	7.0～9.1	0/18	8.2	0.9～3.0	0/18	1.7	1.9	-	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (B S t-3)	C	全層	8.0～8.2	0/18	7.5～10	0/18	8.6	1.4～2.6	0/18	1.7	1.8	-	-	-
大分港	大分港 (B S t-21)	B	全層	8.0～8.2	0/12	7.0～9.2	0/12	8.3	0.9～2.8	0/12	1.5	1.5	-	-	-
	大分港沖 (B S t-4)	B	全層	8.0～8.1	0/18	7.5～10.0	0/18	8.3	1.2～2.5	0/18	1.6	1.6	-	-	-
	日本製鉄地先 (B S t-22)	B	全層	8.0～8.2	0/18	7.5～9.2	0/18	8.2	0.9～2.8	0/18	1.5	1.5	-	-	-
	昭電地先 (B S t-5)	B	全層	8.0～8.2	0/18	7.3～9.3	0/18	8.4	1.1～2.4	0/18	1.5	1.5	-	-	-
別府湾中央	高崎山沖 (B S t-11)	A	全層	8.0～8.1	0/18	7.7～10	0/18	8.6	1.0～2.2	2/18	1.4	1.6	<1.8～<1.8	0/4	<1.8
	日本製鉄沖 (B S t-12)	A	全層	8.0～8.2	0/18	7.8～9.9	0/18	8.6	1.0～2.8	1/18	1.5	1.6	<1.8～<1.8	0/4	<1.8
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	A	全層	8.0～8.1	0/18	6.2～9.4	1/18	8.3	0.8～1.7	0/18	1.3	1.4	<1.8～<1.8	0/4	<1.8
大野川東部	大在地先 (B S t-6)	B	全層	8.0～8.2	0/18	7.1～9.1	0/18	8.3	1.0～2.2	0/18	1.5	1.8	-	-	-
	坂ノ市地先 (B S t-7)	B	全層	8.0～8.2	0/12	7.5～9.3	0/12	8.3	1.1～2.4	0/12	1.5	1.5	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	B	全層	8.0～8.1	0/12	7.8～9.6	0/12	8.7	1.0～1.9	0/12	1.4	1.5	-	-	-
北海道郡東部地先	蔦島東 (F S t-1)	A	全層	7.9～8.1	0/18	7.2～8.6	3/18	8.0	0.9～2.2	1/18	1.1	1.2	<1.8～<1.8	0/4	<1.8

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数
全層 : 水深0m、2mおよび10m

資 6 - 1 9 海域地点別水質測定結果（生活環境項目その1）

単位 { pH : 水素指数
大腸菌群数 : MPN/100mℓ
その他 : mg/ℓ }

水域名	地点名	類型	採取水深	pH		DO			COD			大腸菌群数			
				最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均値	75% 水質値	最小～最大	m/n	平均
住吉泊地	住吉泊地 (BS t-1)	C	0m	8.0～8.2	0/6	7.0～9.3	0/6	8.3	0.8～3.1	0/6	1.6	1.6	-	-	-
			2m	8.0～8.2	0/6	6.9～8.9	0/6	8.1	1.0～2.6	0/6	1.5	1.5	-	-	-
			10m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乙津泊地	乙津泊地 (BS t-2)	C	0m	8.0～8.2	0/6	7.5～9.1	0/6	8.4	0.9～3.0	0/6	1.9	2.6	-	-	-
			2m	8.0～8.2	0/6	7.2～9.0	0/6	8.2	1.0～2.5	0/6	1.7	1.8	-	-	-
			10m	8.0～8.2	0/6	7.0～8.4	0/6	7.9	1.0～1.8	0/6	1.5	1.7	-	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (BS t-3)	C	0m	8.0～8.2	0/6	7.6～10	0/6	8.7	1.4～2.6	0/6	1.8	2	-	-	-
			2m	8.0～8.1	0/6	7.6～9.7	0/6	8.7	1.4～2.5	0/6	1.7	1.9	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	7.5～9.4	0/6	8.5	1.4～1.8	0/6	1.6	1.6	-	-	-
大分港	大分港 (BS t-21)	B	0m	8.0～8.2	0/6	7.1～9.2	0/6	8.3	0.9～2.8	0/6	1.6	1.6	-	-	-
			2m	8.0～8.2	0/6	7.0～9.0	0/6	8.2	0.9～2.1	0/6	1.4	1.4	-	-	-
			10m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大分港沖 (BS t-4)	B	0m	8.0～8.1	0/6	7.6～10	0/6	8.4	1.2～2.5	0/6	1.6	1.7	-	-	-
			2m	8.0～8.1	0/6	7.5～10	0/6	8.3	1.3～2.2	0/6	1.6	1.6	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	7.5～9.8	0/6	8.3	1.2～1.8	0/6	1.4	1.5	-	-	-
	日本製鉄地先 (BS t-22)	B	0m	8.0～8.2	0/6	7.6～9.2	0/6	8.4	0.9～2.8	0/6	1.5	1.4	-	-	-
			2m	8.0～8.2	0/6	7.6～9.0	0/6	8.3	1.0～2.7	0/6	1.5	1.6	-	-	-
			10m	8.0～8.2	0/6	7.5～8.8	0/6	8.0	1.2～2.0	0/6	1.5	1.5	-	-	-
	昭電地先 (BS t-5)	B	0m	8.0～8.2	0/6	7.7～9.3	0/6	8.5	1.1～2.4	0/6	1.5	1.6	-	-	-
			2m	8.0～8.2	0/6	7.5～9.0	0/6	8.4	1.1～2.3	0/6	1.5	1.4	-	-	-
			10m	8.0～8.2	0/6	7.3～8.7	0/6	8.1	1.2～1.6	0/6	1.5	1.6	-	-	-
別府湾中央	高崎山沖 (BS t-11)	A	0m	8.0～8.1	0/6	7.7～10	0/6	8.4	1.1～2.2	1/6	1.5	1.8	<1.8～<1.8	0/4	<1.8
			2m	8.0～8.1	0/6	7.7～9.6	0/6	8.7	1.0～2.2	1/6	1.4	1.5	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	7.8～9.6	0/6	8.7	1.1～1.5	0/6	1.3	1.5	-	-	-
	日本製鉄沖 (BS t-12)	A	0m	8.0～8.2	0/6	7.8～9.9	0/6	8.7	1.0～2.8	1/6	1.6	1.6	<1.8～<1.8	0/4	<1.8
			2m	8.0～8.1	0/6	7.9～9.5	0/6	8.6	1.1～1.7	0/6	1.4	1.6	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	7.8～9.6	0/6	8.5	1.3～1.7	0/6	1.5	1.6	-	-	-
別府湾東部	幸幸沖 (BS t-20)	A	0m	8.0～8.1	0/6	7.7～9.4	0/6	8.6	0.8～1.5	0/6	1.2	1.3	<1.8～<1.8	0/4	<1.8
			2m	8.0～8.1	0/6	7.6～9.3	0/6	8.5	0.9～1.7	0/6	1.4	1.5	-	-	-
			10m	8.0～8.1	0/6	6.2～9.1	1/6	7.9	0.8～1.4	0/6	1.2	1.4	-	-	-
大野川東部	大在地先 (BS t-6)	B	0m	8.0～8.2	0/6	7.3～9.1	0/6	8.4	1.0～2.1	0/6	1.5	1.8	-	-	-
			2m	8.0～8.2	0/6	7.1～8.9	0/6	8.3	1.2～2.2	0/6	1.6	2.0	-	-	-
			10m	8.0～8.2	0/6	7.1～8.7	0/6	8.1	1.2～2.0	0/6	1.5	1.6	-	-	-
	坂ノ市地先 (BS t-7)	B	0m	8.0～8.2	0/6	7.6～9.3	0/6	8.3	1.1～2.2	0/6	1.4	1.5	-	-	-
			2m	8.0～8.2	0/6	7.5～9.0	0/6	8.1	1.1～2.4	0/6	1.4	1.4	-	-	-
			10m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (SGS t-3)	B	0m	8.0～8.1	0/6	7.8～9.2	0/6	8.5	1.0～1.6	0/6	1.3	1.5	-	-	-
			2m	8.0～8.1	0/6	8.0～9.6	0/6	8.7	1.0～1.9	0/6	1.5	1.6	-	-	-
			10m	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北海道郡 東部地先	葛島東 (FS t-1)	A	0m	7.9～8.1	0/6	7.4～8.6	1/6	8.1	0.9～1.1	0/6	1.0	1.1	<1.8～<1.8	0/4	<1.8
			2m	7.9～8.1	0/6	7.3～8.5	1/6	7.9	0.9～2.2	1/6	1.2	1.2	-	-	-
			10m	7.9～8.1	0/6	7.2～8.3	1/6	7.8	1.0～1.4	0/6	1.1	1.2	-	-	-

(注) m/n : 環境基準に適合しない検体数/総検体数

資 6 - 2 0 海域地点別水質測定結果（生活環境項目その 2）

(単位：mg/L)

水域名	地点名	全窒素			全燐			底層溶存酸素量			全亜鉛		
		最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均	最小～最大	m/n	平均
住吉泊地	住吉泊地 (B S t-1)	0.14～0.42	-/6	0.21	0.020～0.05	-/6	0.030	6.6～8.7	-/6	7.9	-	-	-
乙津泊地	乙津泊地 (B S t-2)	0.16～0.79	-/6	0.39	0.026～0.083	-/6	0.048	6.8～8.1	-/6	7.5	-	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (B S t-3)	0.13～0.19	-/6	0.16	0.020～0.034	-/6	0.026	4.4～8.8	-/6	7.3	-	-	-
大分港	大分港 (B S t-21)	0.11～0.21	0/6	0.16	0.019～0.034	1/6	0.026	6.7～8.6	-/6	8.0	-	-	-
	大分港沖 (B S t-4)	0.10～0.17	0/6	0.14	0.017～0.027	0/6	0.022	5.5～8.6	-/6	7.3	-	-	-
	日本製鉄地先 (B S t-22)	0.18～0.29	0/6	0.24	0.020～0.030	0/6	0.025	5.4～8.1	-/6	7.1	-	-	-
	昭電地先 (B S t-5)	0.18～0.25	0/6	0.21	0.021～0.032	1/6	0.026	7.0～8.6	-/6	7.8	<0.001～<0.001	0/1	<0.001
別府湾中央	高崎山沖 (B S t-11)	0.11～0.20	0/6	0.15	0.016～0.025	0/6	0.023	<0.5～8.8	-/6	3.1	-	-	-
	日本製鉄沖 (B S t-12)	0.12～0.18	0/6	0.15	0.017～0.026	0/6	0.022	3.6～8.7	-/6	6.2	<0.001～<0.001	0/1	<0.001
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	0.12～0.15	0/6	0.14	0.015～0.023	0/6	0.019	6.0～8.6	-/6	7.5	-	-	-
大野川東部	大在地先 (B S t-6)	0.12～0.18	0/6	0.15	0.017～0.027	0/6	0.022	7.0～8.1	-/6	7.7	-	-	-
	坂ノ市地先 (B S t-7)	0.11～0.20	0/6	0.15	0.018～0.030	0/6	0.023	6.4～8.9	-/6	7.8	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	0.11～0.20	0/6	0.16	0.014～0.025	0/6	0.021	6.8～9.3	-/6	8.2	<0.001～0.001	0/2	0.001
北海道郡東部地先	蔦島東 (F S t-1)	0.09～0.15	0/6	0.12	0.015～0.025	0/6	0.020	5.3～8.3	-/6	7.0	-	-	-

(注) 全窒素、全燐、全亜鉛は採取水深0mで採水した値
m/n：環境基準に適合しない検体数/総検体数

資 6 - 2 1 海域地点別水質測定結果（健康項目）

(単位：mg/l)

水域名	地点名	カドミウム		全シアン		鉛		六価クロム		砒素		総水銀		P C B		セレン	
		最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n	最大値	m/n
住吉泊地	住吉泊地 (B S t-1)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
乙津泊地	乙津泊地 (B S t-2)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (B S t-3)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	<0.0005	0/1	-	-
別府湾中央	日本製鉄沖 (B S t-12)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-
別府湾東部	辛幸沖 (B S t-20)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-
佐賀関港	佐賀関港 (S G S t-3)	<0.0003	0/2	<0.1	0/1	<0.005	0/4	<0.01	0/1	0.002	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/1	<0.001	0/2
北海道郡東部地先	蔦島東 (F S t-1)	<0.0003	0/1	<0.1	0/1	<0.005	0/1	<0.01	0/1	0.001	0/1	<0.0005	0/1	-	-	-	-

(注) m/n：環境基準に適合しない検体数/総検体数

資6-22 海域地点別水質測定結果（その他）

単位 $\left(\begin{array}{l} \text{塩分} \quad \quad \quad : \text{psu} \\ \text{クロロフィル-a} \quad : \mu\text{g}/\ell \end{array} \right)$

水域名	地点名	塩分		クロロフィル-a	
		最小～最大	平均	最小～最大	平均
住吉泊地	住吉泊地 (BS t-1)	29～33	32	0.5～23	6.5
乙津泊地	乙津泊地 (BS t-2)	28～33	31	0.7～21	6.2
鶴崎泊地	鶴崎泊地 (BS t-3)	30～34	32	2.5～10	5.8
大分港	大分港 (BS t-21)	29～34	32	1.0～13	3.7
	大分港沖 (BS t-4)	29～34	32	0.4～2.6	1.3
	日本製鉄地先 (BS t-22)	29～34	33	0.5～6.6	2.5
	昭電地先 (BS t-5)	31～34	32	0.5～13	4.2
別府湾中央	高崎山沖 (BS t-11)	30～34	32	0.4～4.7	1.7
	日本製鉄沖 (BS t-12)	31～34	32	0.7～3.4	1.7
別府湾東部	辛幸沖 (BS t-20)	31～34	33	0.5～1.8	0.8
大野川東部	大在地先 (BS t-6)	31～35	33	0.6～4.5	2.1
	坂ノ市地先 (BS t-7)	31～35	33	1.0～3.2	2.3
佐賀関港	佐賀関港 (SGS t-3)	31～34	32	0.7～3.1	1.6
北海部郡東部地先	蔦島東 (FS t-1)	32～34	34	-	-

資6-23 水浴場水質判定基準

1 判定基準は、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

(1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。

(2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。

- ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
- ・ 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
- ・ 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
- ・ これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により、「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出下限 2 個/100ml)	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l以下)	全透 (1m 以上)
	水質A	100 個/100ml 以下	油膜が認められない	2mg/l 以下 (湖沼は 3mg/l以下)	全透 (1m 以上)
可	水質B	400 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	5mg/l 以下	1m 未満 ～50cm 以上
	水質C	1,000 個/100ml 以下	常時は油膜が認められない	8mg/l 以下	1m 未満 ～50cm 以上
不適		1,000 個/100ml を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/l 超	50cm 未満※

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度 (※の部分) に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2 「改善対策を要するもの」について

以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する水浴場を「改善対策を要するもの」とする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100ml を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。

資 6 - 2 4 海水浴場水質調査結果

開設前調査

地点名	調査年月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜の 有 無	0-157	判定
大志生木海水浴場	2021 (R3) . 4. 19	<2	1. 5	>1	無	陰性	AA
	2021 (R3) . 5. 10						
こうざき海水浴場	2021 (R3) . 4. 19	<2	1. 5	>1	無	陰性	AA
	2021 (R3) . 5. 10						
田ノ浦ビーチ	2020 (R3) . 4. 19	<2	1. 8	>1	無	陰性	AA
	2020 (R3) . 5. 10						

開設中調査

地点名	調査年月日	ふん便性大腸菌群数 (個/100ml)	COD (mg/l)	透明度 (m)	油膜の 有 無	0-157	判定
大志生木海水浴場	2021 (R3) . 7. 5	<2	1. 7	>1	無	陰性	AA
こうざき海水浴場	2021 (R3) . 7. 5	<2	1. 6	>1	無	陰性	AA
田ノ浦ビーチ	2021 (R3) . 7. 5	<2	1. 9	>1	無	陰性	AA

有害物質の種類	許容限度	備 考
カドミウム及びその化合物	0.03	1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒 (ひ) 素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。 3. 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」とは、アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。
シアン化合物	1	
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1	
鉛及びその化合物	0.1	
六価クロム化合物	0.5	
砒素及びその化合物	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	0.003	
トリクロロエチレン	0.1	
テトラクロロエチレン	0.1	
ジクロロメタン	0.2	
四塩化炭素	0.02	
1,2-ジクロロエタン	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	3	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	0.02	
チウラム	0.06	
シマジン	0.03	
チオベンカルブ	0.2	
ベンゼン	0.1	
セレン及びその化合物	0.1	
ほう素及びその化合物	10 (海域以外) 230 (海 域)	
ふっ素及びその化合物	8 (海域以外) 15 (海 域)	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	
1,4-ジオキサン	0.5	

資 6 - 2 6 一律排水基準（その他の項目）

単位	pH	: 水素指数
	大腸菌群数	: 個/cm ³
	その他	: mg/ℓ

項目	許容限度	備考
水素イオン濃度 (pH、水素指数)	5.8~8.6(海域以外) 5.0~9.0(海 域)	1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)	
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)	
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30	
フェノール類含有量	5	
銅含有量	3	
亜鉛含有量	2	
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	
大腸菌群数	日間平均 3,000	
窒素含有量	120 (日間平均 60)	
燐含有量	16 (日間平均 8)	

(注) 資 6-28 に記載する業種については、排水量別区分、項目に応じて上乘せ排水基準に読み替える。

資 6 - 2 7 上乗せ排水基準

(単位：mg/ℓ)

業種名		上乗せ基準（既設）					上乗せ基準（新設）				
		排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類	排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類
金属鉱業		-	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	その他の業種に同じ	7
							10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5
食料品製造業	果実缶詰製造業	-	110(80)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
							100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
							1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
							10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	乳製品製造業	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	60(40)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	畜産食料品製造業	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	90(60)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	70(50)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	パン・菓子製造業	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	80(50)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	80(50)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	冷凍調理食品製造業 清涼飲料水製造業 蒸留酒・混成酒製造業	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	60(40)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	清酒製造業	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	60(40)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	50(30)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
	その他	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	110(80)	110(80)	同上	10	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7
		100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	80(60)	80(60)	同上	10	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	45(30)	同上	7
		1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	60(40)	60(40)	同上	7	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	同上	7
		10,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	同上	7	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	同上	5
パルプ・紙・紙加工品製造業	クラフトパルプ製造業	-	100(75)	45(30)	同上	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	20(15)	同上	7
							10,000 m ³ 以上	15(10)	20(15)	同上	5
	機械すき和紙製造業	-	80(60)	30(20)	同上	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	45(30)	15(10)	同上	7
							10,000 m ³ 以上	同上	同上	同上	5
	古紙を原料とする板紙製造業	-	80(60)	45(30)	同上	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	45(30)	15(10)	同上	7
							10,000 m ³ 以上	同上	同上	同上	5
その他	-	30(20)	45(30)	同上	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	20(15)	同上	7	
						10,000 m ³ 以上	15(10)	20(15)	同上	5	

業種名			上乗せ基準（既設）					上乗せ基準（新設）				
			排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類	排水量別区分	COD	SS	鉱油類	動植物油脂類
化学工業	有機化学工業製品製造業	合成染料、染料医療中間物、有機顔料、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤製造業	-	70(50)	35(25)	2	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	2	7
		その他	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	20(15)	20(15)	2	-	10,000 m ³ 以上	10(5)	15(10)	1	5
	10,000 m ³ 以上	10(5)	15(10)	1	-							
	その他	-	30(20)	45(30)	2	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7	
							10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5	
	石油精製業	-	15(10)	15(10)	1	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	1	7	
10,000 m ³ 以上							10(5)	1		5		
10,000 m ³ 以上							10(5)	1		5		
窯業・土石製品製造業	-	15(10)	45(30)	その他の業種に同じ	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	20(15)	その他の業種に同じ	7		
						10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5		
鉄鋼業	-	15(10)	20(15)	2	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	1	7		
						10,000 m ³ 以上	10(5)		1	5		
非鉄金属製造業	-	15(10)	30(20)	2	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	その他の業種に同じ	7		
						10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5		
金属製品製造業	-	15(10)	15(10)	2	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	同上	7		
						10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5		
電気機械器具製造業	-	15(10)	15(10)	2	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	同上	7		
						10,000 m ³ 以上	10(5)		同上	5		
採石業及び砂・砂利・玉石採取業	-	30(20)	120(90)	その他の業種に同じ	-	50 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	30(20)	80(60)	同上	7		
						1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満			60(40)	同上	7	
						10,000 m ³ 以上			30(20)	同上	5	
洗たく業	-	80(60)	80(60)	同上	10	50 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	80(60)	同上	7		
						1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満			60(40)	同上	7	
						10,000 m ³ 以上			30(20)	同上	5	
と畜業	-	60(40)	90(70)	同上	10	50 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	45(30)	80(60)	同上	7		
						1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満			60(40)	同上	7	
						10,000 m ³ 以上			30(20)	同上	5	
し尿処理施設	処理対象人員 2,000人未満	80(60)	90(70)	同上	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	45(30)	70(50)	同上	7		
	処理対象人員 2,000人以上	45(30)		同上	-	10,000 m ³ 以上				5		
	その他	45(30)		同上	-							
下水道終末処理施設	-	30(20)	90(70)	同上	-	50 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	90(70)	同上	7		
						10,000 m ³ 以上				5		
輸送用機械器具製造業	50 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	70(50)	70(50)	2	-	50 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	30(20)	35(25)	2	7		
	1,000 m ³ 以上	30(20)	30(20)	2	-	1,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	2	5		
その他	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	90(60)	110(80)	2	-	50 m ³ 以上 100 m ³ 未満	60(40)	60(40)	2	7		
	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	70(50)	70(50)	2	-	100 m ³ 以上 1,000 m ³ 未満	35(25)	35(25)	2	7		
	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	30(20)	30(20)	2	-	1,000 m ³ 以上 10,000 m ³ 未満	15(10)	15(10)	2	7		
	10,000 m ³ 以上	15(10)	15(10)	1	-	10,000 m ³ 以上	10(5)	10(5)	1	5		

(注1)「既設」とは、1974(S49)年8月1日において既に設置されていた特定事業場[1974(S49)年8月1日において既に着工されていたものを含む。]及び1991(H3)年4月1日において既に設置されていたみなし指定地域特定施設のみを設置する特定事業場[1991(H3)年4月1日において既に着工されていたものを含む。]をいう。

(注2)「みなし指定地域特定施設」とは、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和48年政令第327号)第4条の2に規定する施設をいう。

(注3)一の特定事業場が二以上の業種(施設)に該当する場合は、当該事業場の主たる業種に係る上乗せ排水基準を適用する。

(注4)し尿処理施設の業種(施設)に係る上乗せ排水基準は、し尿処理施設のみを特定施設として設置する特定事業場に対して適用する。

(注5)排水量区分は、日平均排水量で区分する。

(注6) ()内は日間平均値である

資 6 - 2 8 立入検査の概要

日平均排水量	立入回数	日平均排水量	立入回数
50 m ³ /日未満 (有害物質取扱事業場)	年 2 回～4 回	1,000 m ³ /日～ 10,000 m ³ /日未満	年 4 回以上
50 m ³ /日～ 1,000 m ³ /日未満	年 2 回以上	10,000 m ³ /日以上	年 6 回以上

資 6 - 2 9 業種別立入件数

水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号および施設		昼間立入	夜間立入	計	事業場数
		件 数	件 数		
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	5	1	6	1
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	11	2	13	2
27	無機化学工業製品製造業の用に供する施設	2	0	2	1
37	石油化学工業の用に供する施設	12	2	14	2
46	有機化学工業製品製造業の用に供する施設	6	1	7	1
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	4	0	4	1
51	石油精製業の用に供する施設	9	1	10	1
51-2	工業用ゴム製品製造業の用に供する直接加硫施設	2	0	2	1
61	鉄鋼業の用に供する施設	6	1	7	1
62	非鉄金属製造業の用に供する施設	7	1	8	1
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	20	3	23	4
66-3	旅館業の用に供する施設	10	0	10	4
66-6	飲食店に設置されるちゅう房施設	1	0	1	1
67	洗濯業の用に供する洗浄施設	2	0	2	1
68-2	病院（病床300床以上）に設置される施設	4	0	4	2
71	自動式車両洗浄施設	2	0	2	1
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設	4	0	4	2
72	し尿処理施設	31	0	31	14
73	下水道終末処理施設	13	0	13	8
74	特定事業場から排出される水の処理施設	5	0	5	2
	指定地域特定施設	40	0	40	20
	その他	4	0	4	2
合 計		200	12	212	73

資 6 - 3 0 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場

ア 特定事業場（水質汚濁防止法）

水質汚濁防止法施行令別表 第1の号番号および施設名	第5条第1項特定事業場数				第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場数	計
	日平均 排水量 50m ³ 以上	うち有害 物質使用 特定事業場数	日平均 排水量 50m ³ 未満	うち有害 物質使用 特定事業場数		
1-2 畜産農業			16			16
2 畜産食料品製造業			7			7
3 水産食料品製造業			12			12
4 保存食料品製造業			27			27
5 みそ、しょう油等の製造業			4			4
8 パン・菓子の製造業、又は製あん業			3			3
9 米菓製造業、こうじ製造業			1			1
10 飲料製造業			4			4
11 動物系飼料、有機質肥料の製造業			5			5
16 麺類製造業			9			9
17 豆腐又は煮豆の製造業			8			8
19 紡績業、繊維製品の製造業			2			2
22 木材薬品処理業			1			1
23-2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業			10			10
24 化学肥料製造業			1	1		1
27 その他の無機化学工業製品製造業			2	1		2
28 カーバイド法アセチレン誘導品製造業			1			1
33 合成樹脂製造業			4	1		4
34 合成ゴム製造業			1			1
37 その他の石油化学工業			2			2
46 その他の有機化学工業製品製造業			3	2		3
52 皮革製造業			1			1
53 ガラス又はガラス製品の製造業			2			2
54 セメント製品製造業			23			23
55 生コンクリート製造業			26			26
59 砕石業			4			4
60 砂利採取業			9			9
61 鉄鋼業			1			1
63 金属製品製造業又は機械器具製造業			2	1		2
63-2 空きびん卸売業			1			1
64-2 水道・工業用水道・自家用工業用水道施設			5			5
65 酸又はアルカリによる表面処理施設			11	10	2	13
66 電気めっき施設			4	4		4
66-3 旅館業			107			107

水質汚濁防止法施行令別表 第1の号番号および施設名	第5条第1項特定事業場数				第5条第3項 有害物質 使用特定 事業場数	計
	日平均 排水量 50m ³ 以上	うち有害 物質使用 特定事業場数	日平均 排水量 50m ³ 未満	うち有害 物質使用 特定事業場数		
66-4 共同調理場			2			2
66-5 弁当仕出屋又は弁当製造業			12			12
66-6 飲食店に設置されるちゅう房施設			17			17
67 洗濯業の用に供する洗浄施設			46	2		46
68 写真現像業			25	1	3	28
68-2 病院			5	1		5
69 と畜業、死亡獣畜取扱業			1			1
69-2 卸売市場			1			1
70-2 自動車分解整備事業			10			10
71 自動式車両洗浄施設			269			269
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に供する施設			26	17		26
71-3 一般廃棄物処理施設である焼却施設			2			2
72 し尿処理施設	2		2			4
73 下水道終末処理施設	8					8
74 特定事業場から排出される水の処理施設			3	3		3
指定地域特定施設（し尿浄化槽201～500人槽）	35		95			130
計	45	0	835	44	5	885

イ 有害物質貯蔵指定事業場

	日平均排水量50m ³ 以上の特定事業場数	日平均排水量50m ³ 未満の特定事業場数	有害物質 貯蔵指定 施設のみ	計
有害物質貯蔵指定事業場	12	8	1	21

ウ 特定事業場（瀬戸内海環境保全特別措置法）

水質汚濁防止法施行令別表 第1の号番号および施設名	日平均 排水量 50m ³ 以上	うち有害 物質使用 特定事業場数	日平均 排水量 50m ³ 未満	うち有害 物質使用 特定事業場数	計
2 畜産食料品製造業	1	1			1
23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業	3				3
37 その他の石油化学工業	3	3			3
46 その他の有機化学工業製品製造業	1	1			1
47 医薬品製造業	1	1			1
48 火薬製造業	1	1			1
51 石油精製業	1	1			1
51-2 工業用ゴム製品製造業	1	1			1
61 鉄鋼業	1	1			1
62 非鉄金属製造業	1	1			1
63-3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	1				1
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	3	3			3
66-3 旅館業	5				5
66-5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	1				1
66-6 飲食店に設置されるちゅう房施設	1		1		2
68-2 病院	4				4
71 自動式車両洗浄施設	1				1
71-2 科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の用に 供する施設	2	2	1	1	3
71-4 産業廃棄物処理施設	1	0			1
72 し尿処理施設	13				13
74 特定事業場から排出される水の処理施設	2	1			2
計	48	17	2	1	50

資 6 - 3 1 ダイオキシン類対策特別措置法に係る水質基準対象施設及び水質排出基準

令別表 第2の 号番号	施 設 の 種 類	排出基準 (pg-TEQ/l)
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉(火床面積0.5㎡以上又は焼却能力50kg/h以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類(CFC及びHCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

資 6 - 3 2 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の届出状況（水質基準対象施設）

[2022(R4)年 3 月 31 日現在]

号	施 設 の 種 類	特定施設数	特定事業場数	
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	1	1	
15	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち	イー廃ガス洗浄施設	9	3
		ロー湿式集じん施設	7	2
	灰の貯留施設（汚水又は廃液を排出するもの）		1	1
19	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	3	2	
	合 計	21	—	

(注) 特定事業場には重複がある。

資 6 - 3 3 ダイオキシン類対策特別措置法に係る自主測定結果報告状況（水質基準対象施設）

(単位：pg-TEQ/ℓ)

施 設 の 種 類	報告特定事業場数	測定結果
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設	2	0.0022~0.2
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	2	0.00063~0.15
合 計	4	—

資 6 - 3 4 水質汚濁に係る環境基準 (地下水)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下
クロロエチレン	0.002 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
セレン	0.01 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

- (注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- (注2) 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- (注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと日本産業規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- (注4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資 6 - 3 5 要監視項目及び指針値 (地下水)

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして、要監視項目及び指針値が設定されている。

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ 以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ 以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ 以下
クロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ 以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ 以下
EPN	0.006 mg/ℓ 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/ℓ 以下
キシレン	0.4 mg/ℓ 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/ℓ 以下
アンチモン	0.02 mg/ℓ 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ 以下
全マンガン	0.2 mg/ℓ 以下
ウラン	0.002 mg/ℓ 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/ℓ 以下 (暫定)

- (注) PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

資 6 - 3 6 地下水質測定結果 (概況調査)

項目	地点	松岡D	広内D	志生木G	木佐上D	入蔵A	神崎F	竹中E	基準 超過 井戸
	測定回数	1	1	1	1	1	1	1	
pH		6.8	6.9	6.9	7.0	6.4	6.8	6.9	—
カドミウム (mg/ℓ)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0
全シアン (mg/ℓ)		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0
鉛 (mg/ℓ)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0
六価クロム (mg/ℓ)		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0
砒素 (mg/ℓ)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.005	<0.001	0
総水銀 (mg/ℓ)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0
PCB (mg/ℓ)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0
ジクロロメタン (mg/ℓ)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0
四塩化炭素 (mg/ℓ)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0
クロロエチレン (mg/ℓ)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0
1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)		<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0
1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)		<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0
1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0
1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0
1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0
トリクロロエチレン (mg/ℓ)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0
テトラクロロエチレン (mg/ℓ)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0
1,3-ジクロロプロパン (mg/ℓ)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0
チラム (mg/ℓ)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0
シマジン (mg/ℓ)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0
チオヘンカルブ (mg/ℓ)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0
ベンゼン (mg/ℓ)		<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0
セレン (mg/ℓ)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)		2.7	1.8	1.1	3.1	2.8	0.4	1.7	0
ふっ素 (mg/ℓ)		0.11	0.17	0.14	0.08	<0.08	<0.08	0.08	0
ほう素 (mg/ℓ)		<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0
1,4-ジオキサン (mg/ℓ)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0
ダイオキシン類 (pg-TEQ/ℓ)		0.042	0.032	0.032	0.044	0.033	0.038	0.033	0

(注) 水質汚濁に係るダイオキシン類環境基準は、1 pg-TEQ/ℓ以下である。

資 6 - 3 7 地下水質要監視項目測定結果 (概況調査)

項目	地点	松岡D	広内D	志生木G	木佐上D	入蔵A	神崎F	竹中E	指針値 超過 井戸
	測定回数	1	1	1	1	1	1	1	
クロホルム (mg/ℓ)		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0
1,2-ジクロロプロパン (mg/ℓ)		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0
p-ジクロロベンゼン (mg/ℓ)		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0
イリキチオン (mg/ℓ)		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0
ダイアジン (mg/ℓ)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0
フェニトロチオン (mg/ℓ)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0
イソプロチオン (mg/ℓ)		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0
オキシン銅 (mg/ℓ)		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0
クロタロニル (mg/ℓ)		<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0
プロピサミト (mg/ℓ)		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0
EPN (mg/ℓ)		<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0
ジクロロホス (mg/ℓ)		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0
フェノカルブ (mg/ℓ)		<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0
イソベンホス (mg/ℓ)		<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0
クロルニトロフェン (mg/ℓ)		<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	—
トルエン (mg/ℓ)		<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0
キシレン (mg/ℓ)		<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	0
フタル酸ジエチルヘキシル (mg/ℓ)		<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	0
ニッケル (mg/ℓ)		<0.005	<0.005	0.022	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	—
モリブデン (mg/ℓ)		<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	0
アジチオン (mg/ℓ)		<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0
エヒクロロトリン (mg/ℓ)		<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0
全マンガン (mg/ℓ)		<0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0
ウラン (mg/ℓ)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0
PFOS及びPFOA (mg/ℓ)		0.0000093	0.0000017	<0.0000003	0.0000011	0.0000019	<0.0000003	0.0000024	0

資 6 - 3 8 地下水質測定結果（継続監視調査）

項目	地点	鶴崎D	松岡P	松岡Q	松岡R	松岡S	松岡T	松岡U	丸亀G	佐賀関D	廻栖野A	廻栖野B	基準 (指針値) 超過井戸
	測定回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	
環境基準項目	pH	7.0	6.8	6.8	6.7	6.7	6.6	6.7	6.8	7.0	6.6	6.8	—
	クロロエチレン (mg/l)	—	0.0065	0.0014	0.0008	0.0003	0.0002	<0.0002	—	<0.0002	—	—	1
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	—	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	—	< 0.01	—	—	0
	1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	—	0.018	0.013	0.0085	0.0065	0.012	0.011	—	0.035	—	—	0
	トリクロロエチレン (mg/l)	—	0.0025	0.0045	0.0055	0.0055	0.0055	0.0025	—	0.009	—	—	0
	テトラクロロエチレン (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	0.22	—	—	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/l)	6	—	—	—	—	—	—	23	—	—	—	1
	ふっ素 (mg/l)	—	0.13	0.24	0.21	0.12	0.11	0.21	—	—	—	—	0
	ゲイオキシン類 (mg/l)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.48	0.050	0
要監視項目	PFOS及びPFOA (mg/l)	—	—	—	0.0018	0.00088	0.000028	0.000041	—	—	—	—	2

資 6 - 3 9 土壌汚染対策法施行状況

項 目		件 数
法第 3 条関係	有害物質使用特定施設廃止に伴う土壌汚染状況調査結果の報告	2
	ただし書の確認申請（調査猶予）	8
法第 4 条関係	一定規模以上の土地の形質変更届出	81
	特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の調査命令	0
法第 5 条関係	特定有害物質による汚染により健康被害が生ずるおそれがある土地の調査命令	0
法第 6 条関係	要措置区域の指定	2
	要措置区域の指定の解除	1
法第 11 条関係	形質変更時要届出区域の指定	3
	形質変更時要届出区域の指定の解除（一部解除を含む）	0
法第 14 条関係	要措置区域等の指定の申請	1
法第 22 条関係	汚染土壌処理業の許可申請	0
法第 23 条関係	汚染土壌処理業の変更許可申請	0

資6-40 公共下水道普及状況

(1) 年度別の推移

年度	処理面積 (ha)							処理人口 (人)						
	東部	敷戸	植田	中央	大在	南部	計	東部	敷戸	植田	中央	大在	南部	計
1985(S60)	346.8	50.7	716.2	383.7	—	—	1,497.4	23,609	5,080	53,597	24,222	—	—	106,508
1986(S61)	361.4	50.7	716.2	421.8	—	—	1,550.1	24,596	5,049	54,589	26,028	—	—	110,262
1987(S62)	377.2	50.7	721.7	438.2	—	—	1,587.8	26,502	5,060	55,763	26,981	—	—	114,306
1988(S63)	393.8	50.7	729.3	456.1	—	—	1,629.9	28,270	5,018	57,399	28,306	—	—	118,993
1989(H1)	430.6	50.7	783.7	479.4	—	—	1,744.4	30,824	4,749	58,067	31,201	—	—	124,841
1990(H2)	487.0	50.7	799.1	527.8	38.7	—	1,903.3	33,999	4,324	59,543	34,393	2,115	—	134,374
1991(H3)	539.7	50.7	807.7	569.9	59.2	—	2,027.2	36,946	4,160	60,903	38,171	2,967	—	143,147
1992(H4)	598.5	50.7	822.3	600.3	79.1	41.6	2,192.5	40,046	4,033	60,942	39,629	3,786	1,476	149,912
1993(H5)	648.7	50.7	843.2	636.8	104.1	45.2	2,328.7	44,016	3,901	61,114	42,721	4,645	1,907	158,304
1994(H6)	723.2	57.0	900.4	704.2	165.4	186.4	2,736.6	46,494	3,835	61,196	44,357	6,225	2,620	164,727
1995(H7)	798.5	57.0	997.2	762.5	212.0	210.9	3,038.1	50,155	3,847	60,954	46,718	7,917	3,853	173,444
1996(H8)	858.1	57.0	1,045.3	786.6	261.7	223.3	3,232.0	53,549	3,868	61,056	48,166	9,585	4,795	181,019
1997(H9)	910.3	57.0	1,051.1	815.1	297.2	233.6	3,364.3	56,740	3,811	61,012	49,791	10,742	5,526	187,622
1998(H10)	947.0	57.0	1,060.5	836.4	329.2	237.5	3,467.6	59,266	3,840	60,382	51,343	12,400	6,161	193,392
1999(H11)	971.0	—	1,143.4	864.4	347.7	243.3	3,569.8	61,495	—	64,626	52,727	12,991	7,002	198,841
2000(H12)	1,026.1	—	1,162.5	908.1	366.9	309.2	3,772.8	64,070	—	64,503	54,719	14,176	7,770	205,238
2001(H13)	1,059.4	—	1,181.1	945.8	379.3	340.5	3,906.1	65,922	—	66,425	56,789	14,827	8,533	212,496
2002(H14)	1,089.1	—	1,241.9	993.8	434.7	346.8	4,106.3	68,117	—	66,784	61,527	15,806	9,600	221,834
2003(H15)	1,115.4	—	1,253.2	1,016.8	460.2	356.5	4,202.2	69,293	—	66,983	62,442	16,755	10,584	226,057
2004(H16)	1,152.7	—	1,261.8	1,067.7	492.8	396.0	4,370.9	70,653	—	66,692	65,750	17,674	11,262	232,031
2005(H17)	1,183.0	—	1,272.1	1,112.2	506.0	397.5	4,470.8	71,752	—	66,350	68,562	18,559	11,825	237,048
2006(H18)	1,208.1	—	1,293.0	1,146.2	601.5	403.9	4,652.7	72,969	—	66,208	71,108	19,779	12,621	242,685
2007(H19)	1,241.1	—	1,332.5	1,159.4	613.2	405.7	4,751.9	75,049	—	66,928	72,214	20,956	13,826	248,973
2008(H20)	1,262.3	—	1,354.8	1,205.5	653.8	463.0	4,939.4	75,954	—	67,891	75,860	23,046	19,278	262,029
2009(H21)	1,298.9	—	1,361.0	1,248.2	665.2	474.4	5,047.6	78,000	—	67,846	79,703	23,712	20,184	269,445
2010(H22)	1,314.3	—	1,373.0	1,260.0	671.7	484.3	5,103.2	78,583	—	67,939	80,905	24,500	20,398	272,325
2011(H23)	1,353.2	—	1,375.0	1,285.4	676.6	488.4	5,178.6	80,664	—	67,598	83,077	24,974	20,914	277,227
2012(H24)	1,374.9	—	1,391.2	1,306.5	683.7	503.2	5,259.5	81,766	—	67,827	85,539	25,451	21,336	281,919
2013(H25)	1,402.9	—	1,397.9	1,329.2	692.8	507.4	5,330.2	83,328	—	67,762	87,088	25,936	21,982	286,096
2014(H26)	1,430.5	—	1,399.4	1,356.1	706.4	511.5	5,403.8	85,086	—	67,230	89,401	26,646	22,204	290,567
2015(H27)	1,461.8	—	1,402.9	1,401.6	717.7	512.6	5,496.6	86,715	—	66,794	92,666	27,156	22,497	295,828
2016(H28)	1,489.7	—	1,404.7	1,423.9	728.5	513.6	5,560.4	87,798	—	66,295	94,886	27,672	22,726	299,377
2017(H29)	1,509.0	—	1,421.3	1,446.7	745.7	515.2	5,637.9	88,292	—	65,989	96,021	28,463	22,759	301,524
2018(H30)	1,510.3	—	1,423.0	1,460.0	756.0	520.8	5,670.1	88,642	—	65,550	97,368	28,801	22,788	303,149
2019(R1)	1,527.4	—	1,431.2	1,475.9	769.8	534.3	5,738.6	88,211	—	65,013	98,644	29,302	23,073	304,243
2020(R2)	1,538.4	—	1,434.2	1,504.2	790.2	534.4	5,801.4	88,298	—	64,521	100,190	32,606	23,255	308,870
2021(R3)	1,565.2	—	1,444.4	1,529.4	830.7	567.4	5,937.1	89,803	—	64,230	102,522	33,033	25,650	315,238

(行政人口：2012(平成24)年度から住民基本台帳人口(外国人含む)) (単位：人、%)

(2) 処理区分別の整備状況

[2022(R4)年3月31日現在]

処理区分	処理場		処理面積	処理人口
	能力 ^(注) (m ³ /日)	流入量 ^(注) (m ³ /日)	(ha)	(人)
東 部	46,964	41,330	1,565.2	89,803
植 田	45,120	27,050	1,444.4	64,230
中 央	57,468	45,770	1,529.4	102,522
大 在	15,354	14,516	830.7	33,033
南 部	13,938	7,360	567.4	25,650
計	178,844	136,026	5,937.1	315,238

(注) 能力…設計 HRT (水理的滞留時間) による公称処理能力のこと

(注) 流入量…晴天時の最大流入量のこと

資 6 - 4 1 浄化槽設置費補助

(1) 補助対象者				
住宅に設置された単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽 (10 人槽以下) に設置替えをする者 (新築は対象外) ※併用住宅の場合は、延べ床面積の 2 分の 1 以上が住宅であること				
(2) 補助対象地域				
公共下水道事業計画区域および農業集落排水事業計画区域を除く地域 ※ただし、公共下水道事業計画区域のうち、7 年以上公共下水道の整備が見込まれない地域は補助対象地域				
(3) 補助金額				
	補助金額			
	計	浄化槽 設置工事費	既設槽 撤去工事費	宅内配管 工事費
	5 人槽	789,000 円	399,000 円	90,000 円 300,000 円
	6~7 人槽	846,000 円	456,000 円	
8~10 人槽	954,000 円	564,000 円		
※上記の金額は限度額 (各工事費が上記の額に満たない場合、その工事費の額 (千円未満切り捨て) が補助金額)				
(4) 補助基数実績				
1989 (S64) 年度~2016 (H28) 年度	9,384 基			
2017 (H29) 年度	155 基			
2018 (H30) 年度	160 基			
2019 (R1) 年度	126 基			
2020 (R2) 年度	180 基			
2021 (R3) 年度	175 基			
補助基数合計	10,180 基			

資 6 - 4 2 汚水処理人口普及率

(単位:人、%)

年度	行政区域内 人 口	公共下水道 処理人口	農業集落排水 施設処理人口	合 併 処 理 浄化槽処理人口	計	汚水処理人口 普及率
2002 (H14)	439,378	221,834	1,501	66,691	290,026	66.0
2003 (H15)	440,855	226,057	1,485	70,661	298,203	67.6
2004 (H16)	460,849	232,031	1,661	68,643	302,335	65.6
2005 (H17)	462,268	237,048	1,729	73,361	312,138	67.5
2006 (H18)	464,018	242,685	1,636	75,697	320,018	69.0
2007 (H19)	466,886	248,973	1,693	77,390	328,056	70.3
2008 (H20)	468,700	262,029	1,708	69,353	333,090	71.1
2009 (H21)	470,293	269,445	1,740	70,237	341,422	72.6
2010 (H22)	471,752	272,325	1,884	72,439	346,648	73.5
2011 (H23)	472,942	277,227	2,052	75,184	354,463	74.9
2012 (H24)	476,723	281,919	1,942	78,510	362,371	76.0
2013 (H25)	477,640	286,096	1,932	80,354	368,382	77.1
2014 (H26)	477,853	290,567	1,899	82,562	375,028	78.5
2015 (H27)	478,241	295,828	1,869	82,921	380,618	79.6
2016 (H28)	478,491	299,377	1,847	86,082	387,306	80.9
2017 (H29)	478,222	301,524	1,823	87,361	390,708	81.7
2018 (H30)	477,858	303,149	1,792	88,083	393,024	82.2
2019 (R1)	477,393	304,243	1,776	89,041	395,060	82.8
2020 (R2)	477,448	308,870	1,748	90,048	400,666	83.9
2021 (R3)	476,386	315,238	1,551	90,090	406,879	85.4

(注) 行政人口：2012 (H24) 年度から住民基本台帳人口 (外国人を含む)

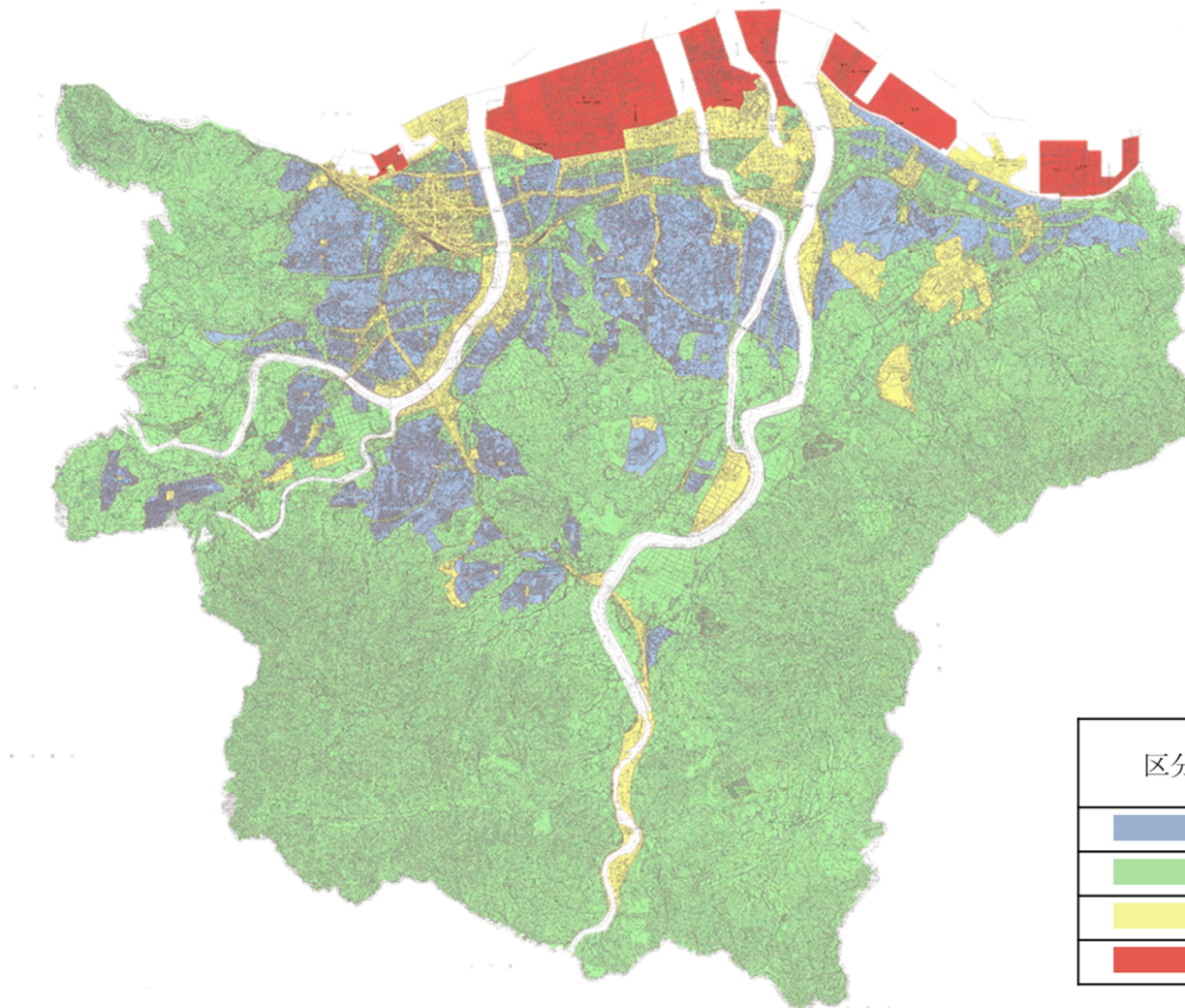
騒音・振動

資 7-1-1 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図





<環境基準の類型>

《騒音に係る環境基準（環境基本法）》

《自動車騒音の測定に基づく要請等（騒音規制法）》



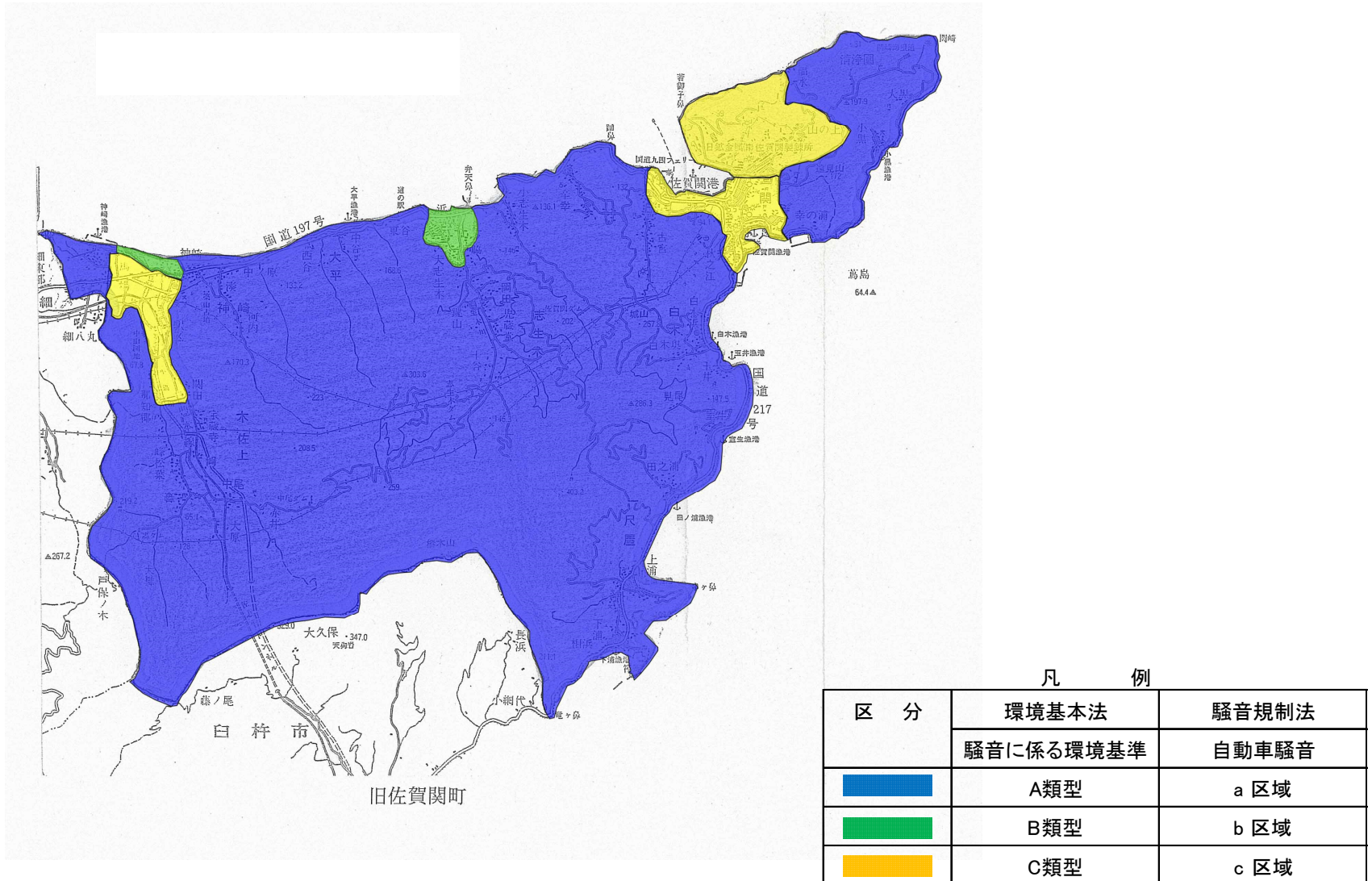
凡例

区分	環境基本法	騒音規制法
	騒音に係る環境基準	自動車騒音
	A類型	a区域
	B類型	b区域
	C類型	c区域
	除外区域	除外区域

資 7 - 1 - 2 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図（佐賀関地区）

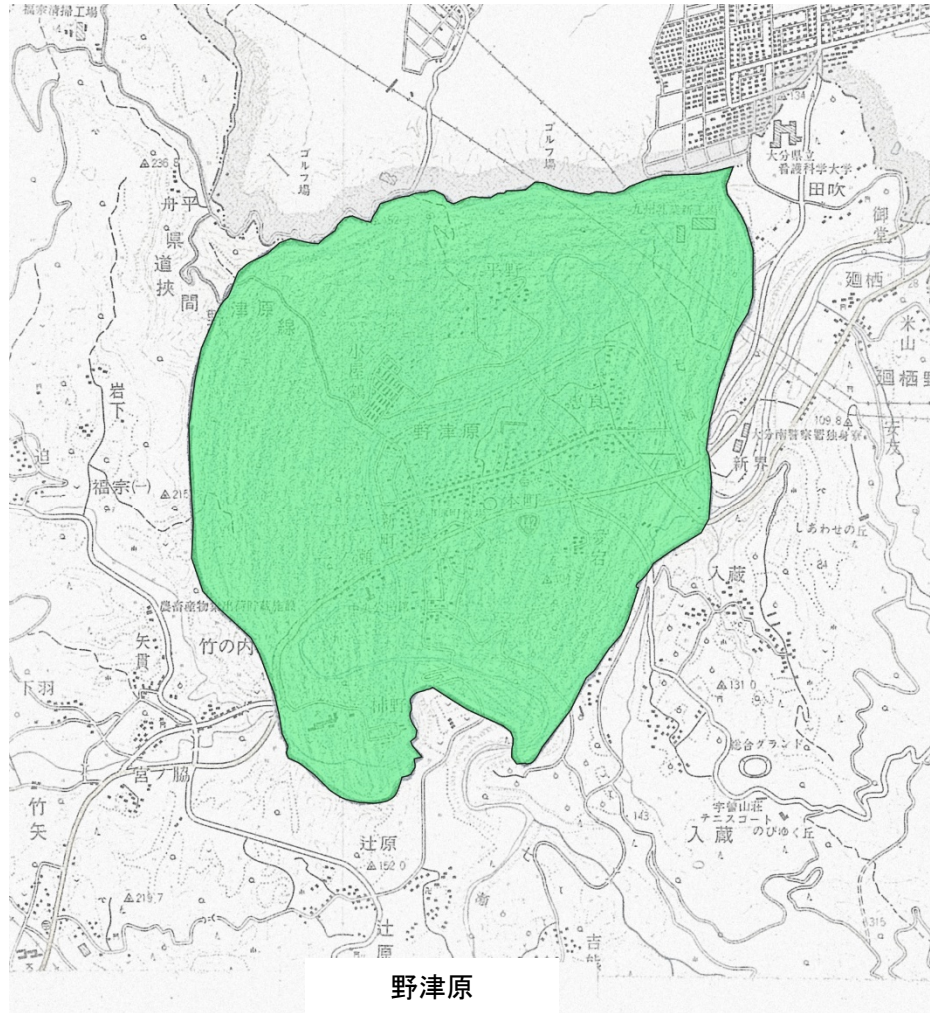
《騒音に係る環境基準（環境基本法）》

《自動車騒音の測定に基づく要請等（騒音規制法）》



資 7 - 1 - 3 騒音に係る環境基準の指定地域及び自動車騒音の指定地域図（野津原地区）

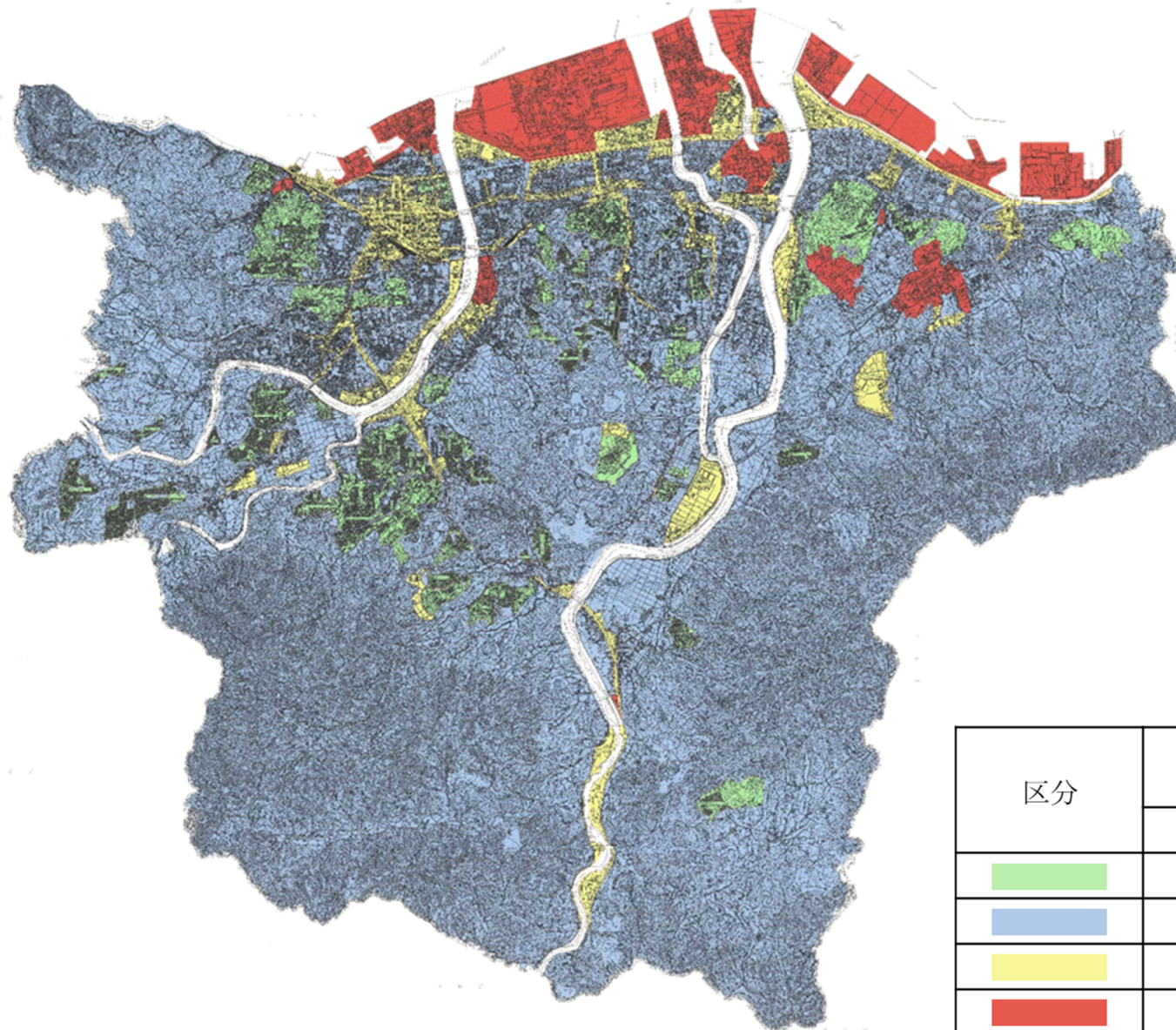
《自動車騒音の測定に基づく要請等（騒音規制法）》



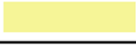

凡 例

区 分	騒音規制法
	自動車騒音
	b 区域

資 7 - 2 - 1 騒音に係る規制基準の指定地域図



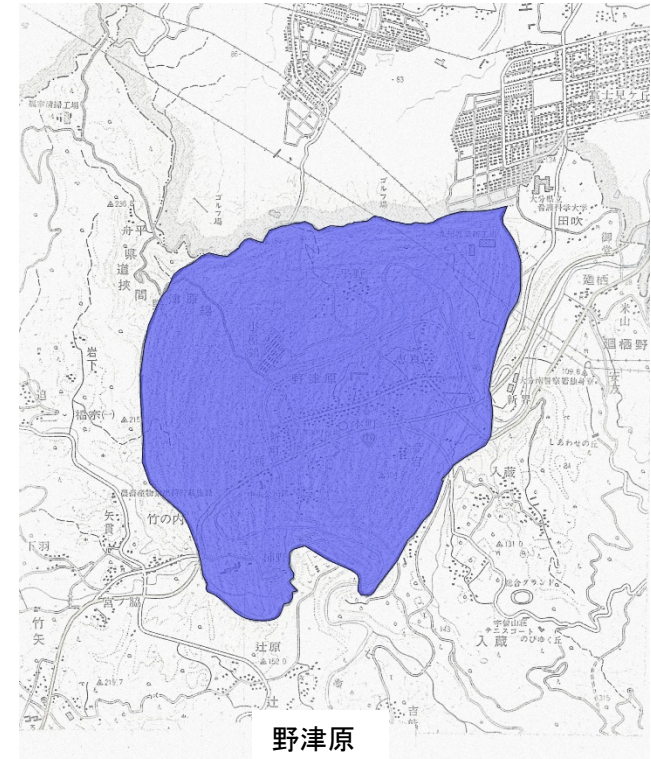
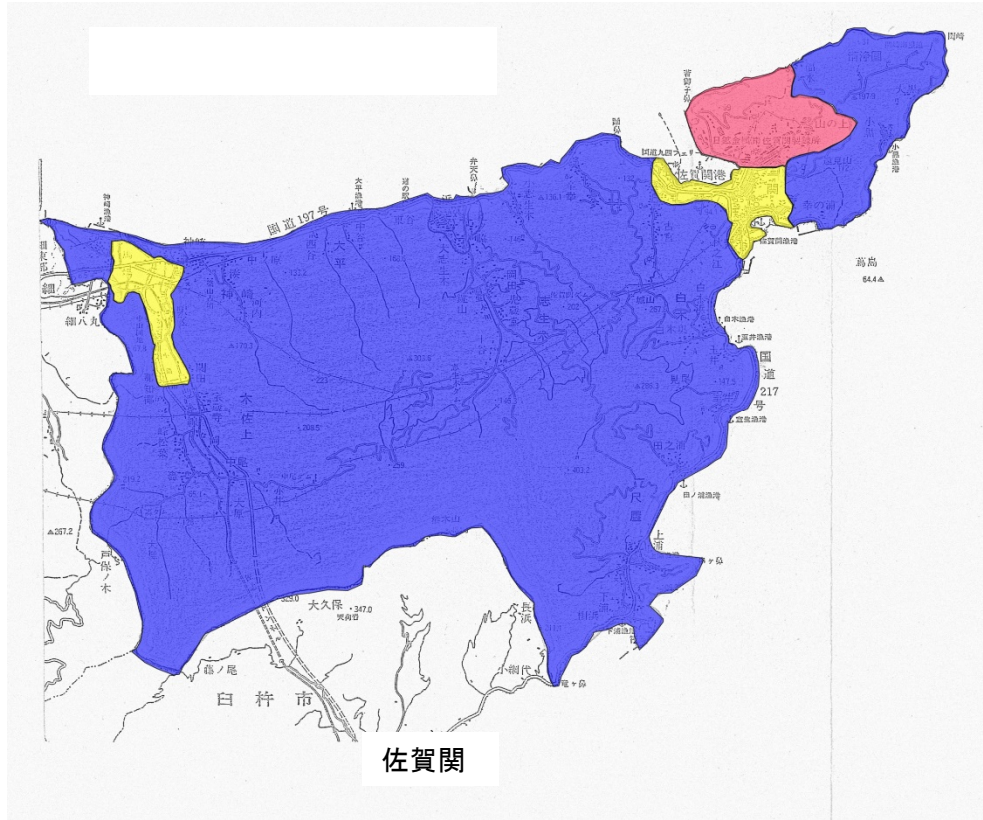
凡例





区分	騒音規制法及び 大分市騒音防止条例	
	工場等	建設作業
	第1種区域	第1号区域
	第2種区域	
	第3種区域	
	第4種区域	第2号区域

資 7 - 2 - 2 騒音に係る規制基準の指定地域図（佐賀関地区、野津原地区）

《特定工場等及び特定建設作業の規制（騒音規制法）》

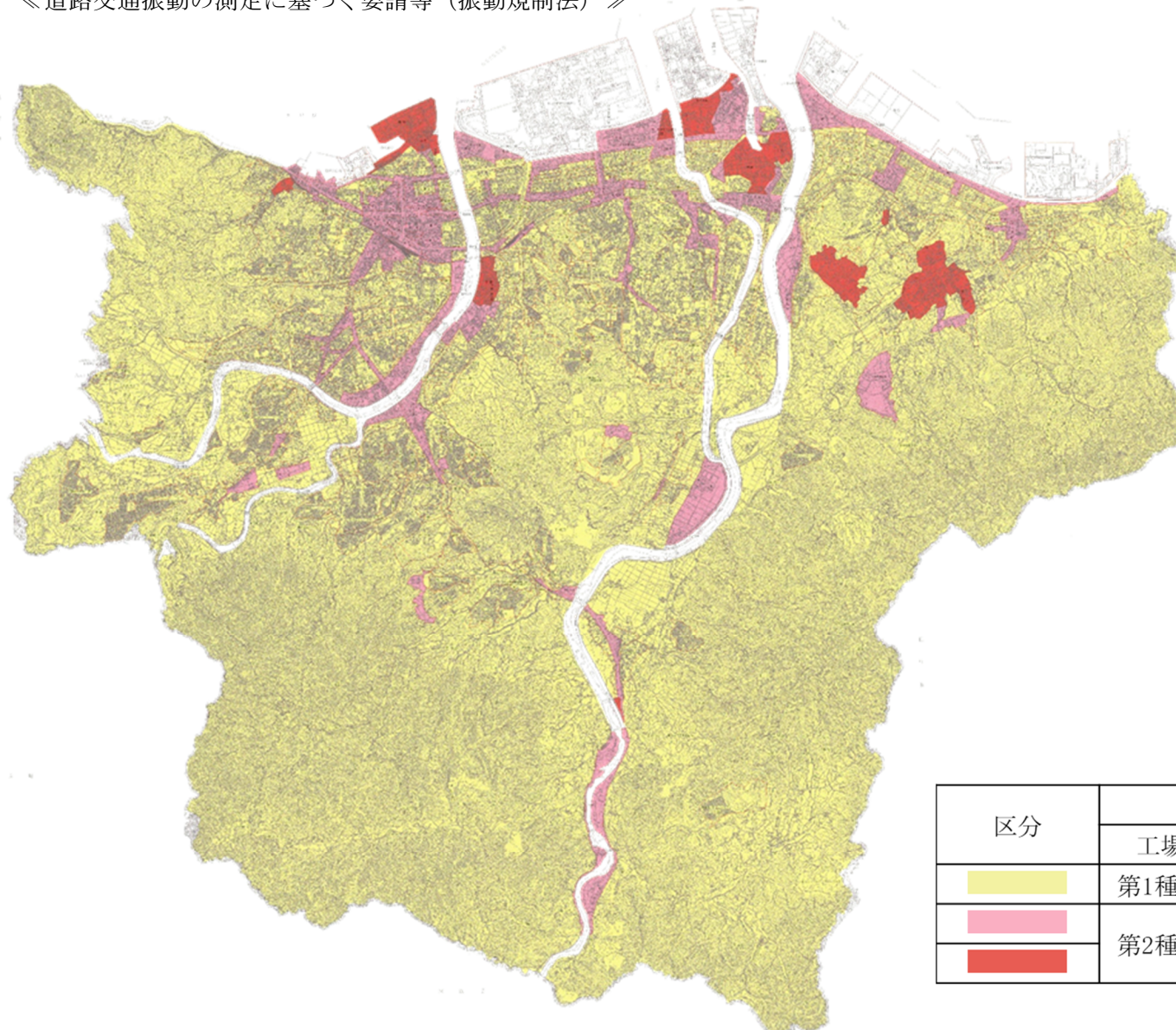
《工場等及び建設作業の規制（大分市騒音防止条例）》



区 分	騒音規制法及び 大分市騒音防止条例	
	工場等	建設作業
	第1種区域	第1号区域
	第2種区域	
	第3種区域	
	第4種区域	第2号区域

資 7 - 3 - 1 振動に係る規制基準の指定地域図

《特定工場等及び特定建設作業の規制（振動規制法）》
 《道路交通振動の測定に基づく要請等（振動規制法）》

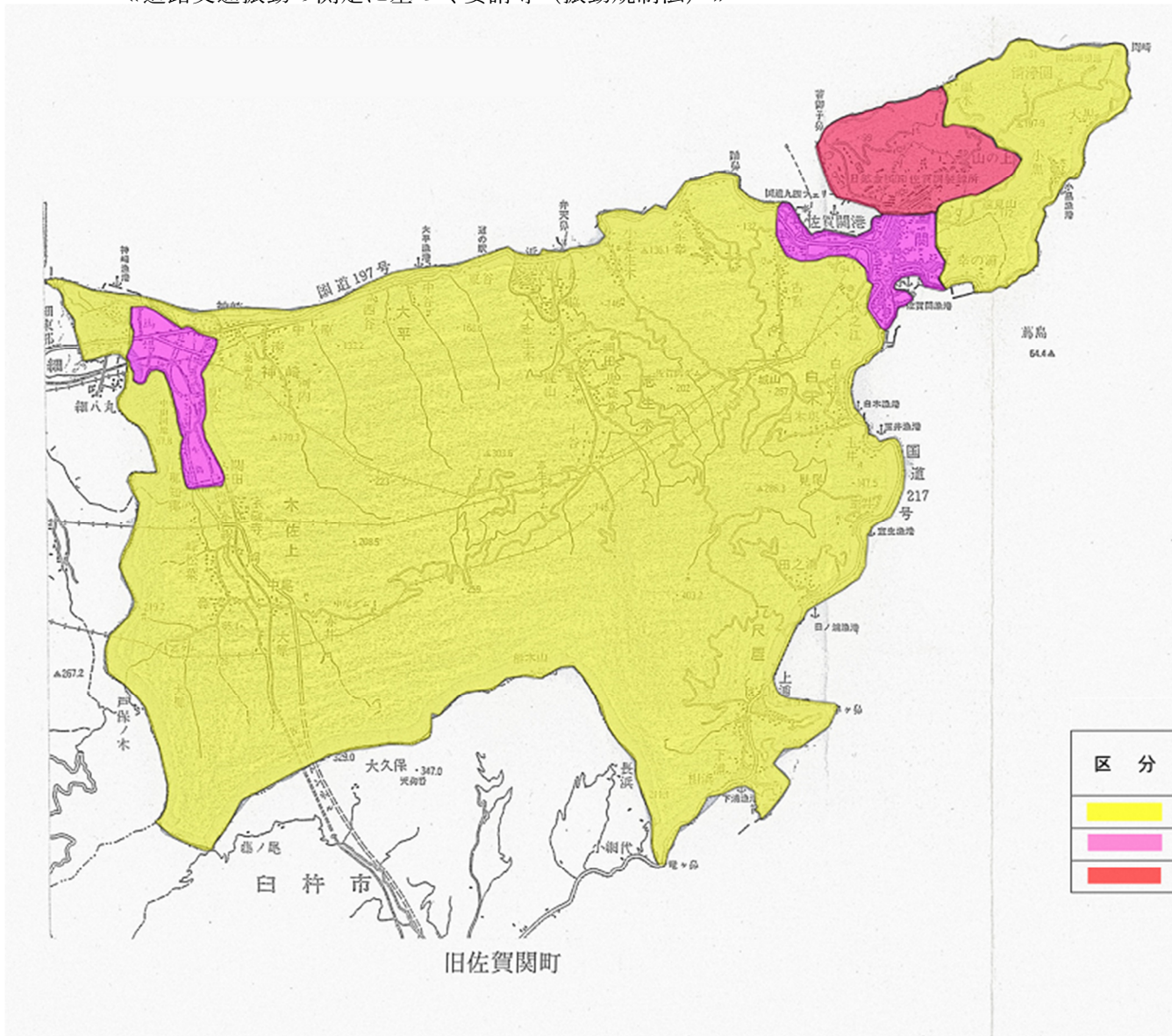


凡例

区分	振動規制法		
	工場等	建設作業	道路交通振動
■ (Yellow)	第1種区域	第1号区域	第1種区域
■ (Pink)	第2種区域		第2号区域
■ (Red)			

資 7 - 3 - 2 振動に係る規制基準の指定地域図 (佐賀関地区)

《特定工場等及び特定建設作業の規制 (振動規制法)》
 《道路交通振動の測定に基づく要請等 (振動規制法)》



凡 例

区 分	振動規制法		
	工場等	建設作業	道路交通振動
■ (Yellow)	第1種区域	第1号区域	第1種区域
■ (Pink)	第2種区域		第2種区域
■ (Red)		第2号区域	

資 7-4 騒音に係る環境基準について（一般地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 午前6時から午後10時まで	夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- (注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- (注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- (注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- (注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資 7-5 騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 午前6時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- (注1) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- (注2) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

資 7-6 騒音に係る環境基準について（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下 午前6時から午後10時まで	65デシベル以下 午後10時から翌日の午前6時まで
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

資 7-7 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6時から 午前8時まで	夕 午後7時から 午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下		40デシベル以下
第2種区域	60デシベル以下	50デシベル以下		45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下		50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下		55デシベル以下

- (注) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

資 7-8 振動規制法に基づく特定工場等に関する規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から午後7時まで	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

- (注) 第1種区域 騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域
 第2種区域 騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域より都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの

資 7-9 特定建設作業に関する規制基準

規制内容	区域の区分	騒音規制法 大分市騒音防止条例	振動規制法
特定建設作業の場所の敷地境界における基準値	1号	85デシベル以下	75デシベル以下
	2号		
作業時間	1号	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	2号	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
作業時間	1号	1日あたり10時間を超えないこと	
	2号	1日あたり14時間を超えないこと	
作業の期間	1号	連続して6日を超えないこと	
	2号		
作業日	1号	日曜日その他の休日でないこと	
	2号		

(注) 第1号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第1種区域、第2種区域及び第3種区域
 第2号区域 騒音規制法及び大分市騒音防止条例に基づく第4種区域(振動規制法については、都市計画法に基づく工業専用地域及び準工業地域の一部を除いたもの)

資 7-10 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分		1 a区域 専ら住居の用に供される区域 2 b区域 主として住居の用に供される区域 3 c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで	
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル	
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル	
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル	
幹線交通を担う道路に近接する区域	75デシベル	70デシベル	

1 幹線交通を担う道路 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。
 2 幹線交通を担う道路に近接する区域 2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から1.5メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。

資 7 - 1 1 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時から午後7時まで	夜 間 午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

(注) 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

資 7 - 1 2 大分市騒音防止条例に基づく一般建設作業に関する規制基準

時間帯 区域	昼 間	夜 間
第1種区域	午前7時から午後7時まで 70デシベル以下	午後7時から翌日の午前7時まで 55デシベル以下
第2種区域		
第3種区域		
第4種区域	午前6時から午後9時まで 75デシベル以下	午後9時から翌日の午前6時まで 60デシベル以下

資 7 - 1 3 大分市騒音防止条例に基づく夜間営業等の騒音の制限

区 域	音 量
第1種区域	40デシベル
第2種区域	45デシベル
第3種区域	50デシベル
第4種区域	55デシベル

(注1) 飲食店営業等を営む者は、午後11時から翌日の午前6時までの間においては、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業に該当するものを除く。

(注2) 対象となる営業

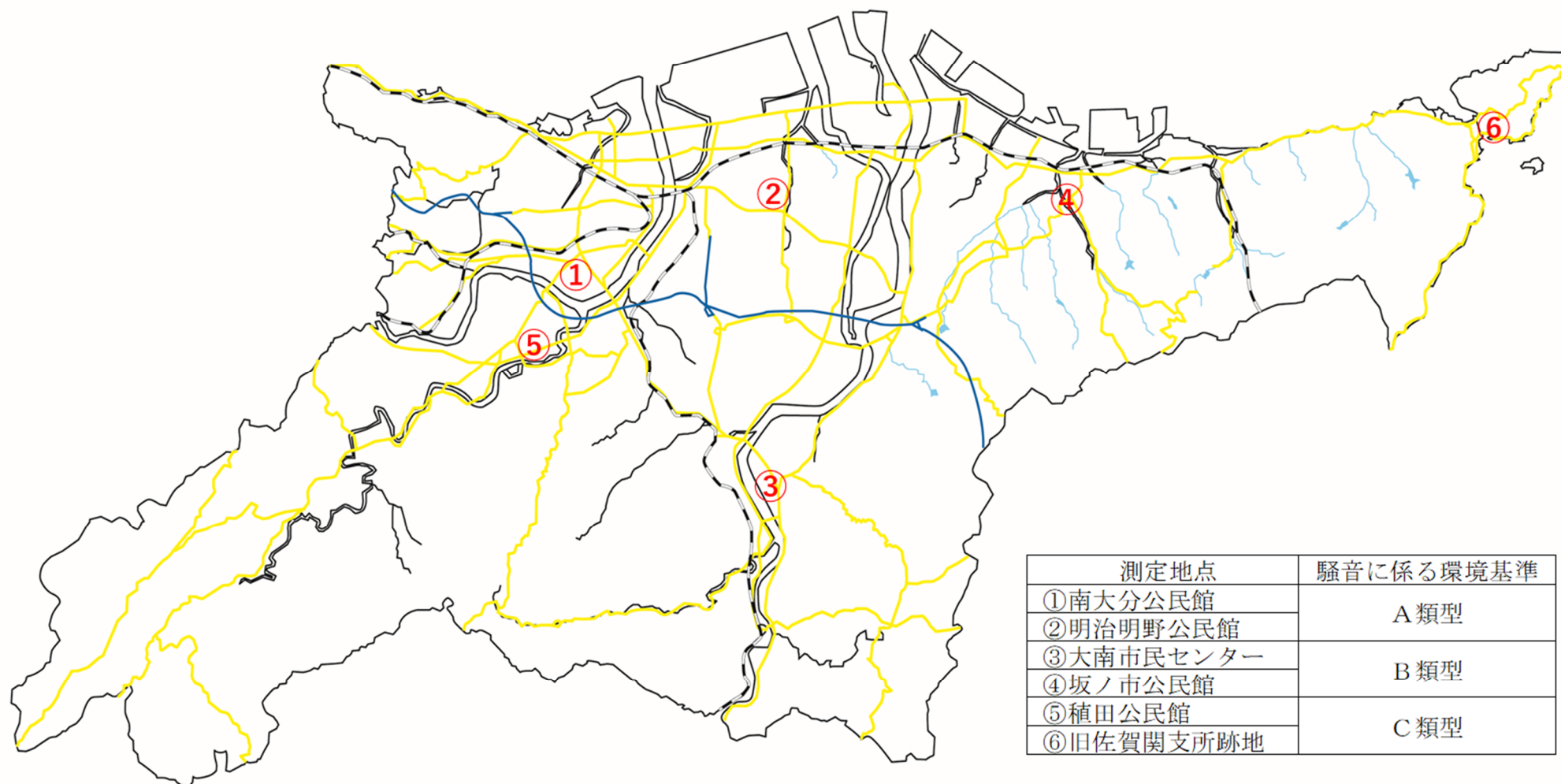
- 1 食品衛生法施行令第34条の2第2号に規定する飲食店営業
- 2 専らカラオケ装置(ビデオディスク等から伴奏音楽等を再生し、これに合わせてマイクロホンにより歌唱できるように構成された装置をいう。)を使用させて営む営業(前号の規定に該当するものを除く。)

資 7 - 1 4 大分市騒音防止条例に基づく拡声機の使用の制限

- 1 午後5時から翌日の午前9時までの間は、商業宣伝を目的として、航空機から機外に向けて、拡声機を使用してはならない。
- 2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域においては、拡声機を使用しないこと。
 - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院及び同法第39条に規定する保育所並びにへき地保育所
 - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
 - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
 - (7) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- 3 午後8時から翌日の午前9時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- 4 地上10メートル以上の箇所において拡声機を使用しないこと。
- 5 同一の場所において拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は、1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間をおくこと。
- 6 移動して拡声機を使用する場合は、同一地点に停止して連続して10分以上使用しないこと。
- 7 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地の境界線上の地点）において、次に掲げる区域ごとの音量を超えないこと。

区 域	音量
第1種区域	55デシベル
第2種区域	65デシベル
第3種区域	70デシベル
第4種区域	75デシベル

資 7 - 1 5 環境騒音調査地点図 (一般地域)



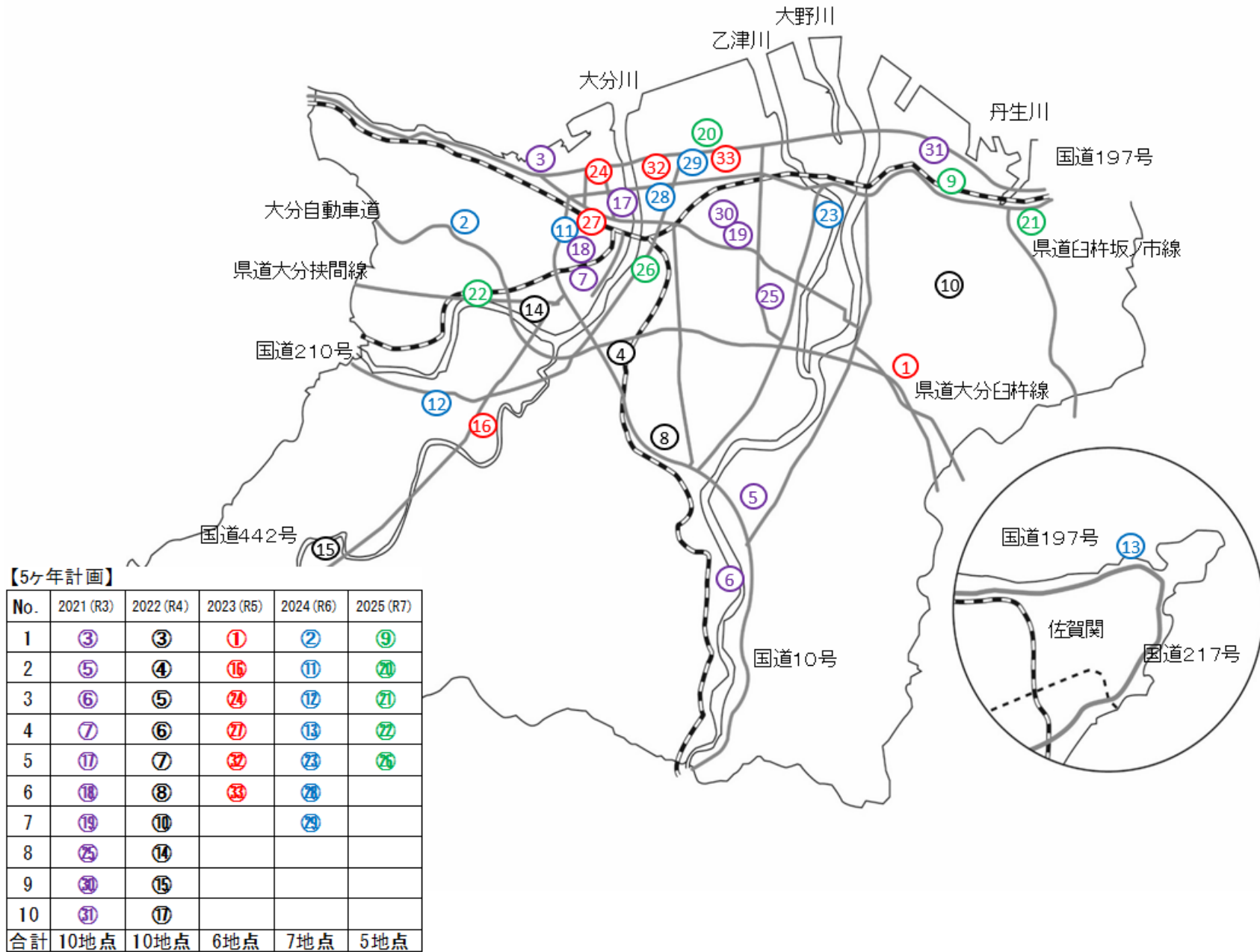
資 7-16 環境騒音調査結果（一般地域）

NO.	調査地点	類型	用途地域	昼間	夜間	基準値	
						昼	夜
1	南大分公民館	A	第1種中高層住居専用地域	50	40	55	45
2	明治明野公民館	A	第1種中高層住居専用地域	44	34		
3	大南市民センター	B	第1種住居地域	47	42		
4	坂ノ市公民館	B	第1種住居地域	51	41		
5	植田公民館	C	商業地域	50	44	60	50
6	旧佐賀関支所跡地	C	—	47	40		

資 7-17 環境基準達成状況（一般地域）

測定地点			達成地点		時間区分毎の達成地点			
類型	用途地域	地点数	地点数	達成率 (%)	昼間		夜間	
					地点数	達成率 (%)	地点数	達成率 (%)
A	第1種中高層住居専用地域	2	2	100	2	100	2	100
B	第1種住居地域	2	2	100	2	100	2	100
C	商業地域	1	1	100	1	100	1	100
	指定なし	1	1	100	1	100	1	100
合 計		6	6	100	6	100	6	100

資7-18 自動車騒音・道路交通振動調査地点図



資7-19 自動車騒音・道路交通振動調査 評価地点一覧 (5ヶ年計画)

No.	道路名	測定地点	車線数	測定年月日	騒音環境基準 類型	要請限度 区域(騒音)	騒音測定結果(Leq)		要請限度 区域(振動)	振動測定結果(L10)	
							昼	夜		昼	夜
1	東九州自動車道	丹川	2	H30.11.14 ~ H30.11.15	B	b	52	46	1	-	-
2	東九州自動車道	金谷迫	4	R02.02.04 ~ R02.02.05	B	b	55	48	1	-	-
3	一般国道10号	浜の市	6	R03.11.24 ~ R03.11.25	C	c	70	△ 66	2	44	41
4	一般国道10号	宮崎	4	H29.12.11 ~ H29.12.12	C	c	66	63	2	43	41
5	一般国道10号	中戸次	4	R03.12.14 ~ R03.12.15	C	c	△ 71	65	2	44	39
6	一般国道10号	中戸次	4	R03.12.14 ~ R03.12.15	C	c	△ 71	△ 66	2	44	41
7	一般国道10号	古国府	2	R04.01.19 ~ R04.01.20	C	c	△ 71	64	1	44	40
8	一般国道10号	中判田	2	H29.12.11 ~ H29.12.12	B	b	69	65	1	41	38
9	一般国道197号	城原	2	R02.11.12 ~ R02.11.13	B	b	66	61	1	30	30
10	一般国道197号	佐野(注)	4								
11	一般国道210号	大道	5	R02.01.15 ~ R02.01.16	C	c	67	64	2	42	40
12	一般国道210号	横瀬	2	R02.01.20 ~ R02.01.21	B	b	70	64	1	45	38
13	一般国道217号	佐賀関	2	R02.01.09 ~ R02.01.10	C	c	65	57	2	27	23
14	一般国道442号	奥田	3	H30.02.20 ~ H30.02.21	C	c	67	62	2	42	39
15	一般国道442号	野津原	2	H29.12.05 ~ H29.12.06	-	b	67	59	-	39	32
16	一般国道442号	木上	2	H30.12.13 ~ H30.12.14	B	b	62	53	1	39	27
17	大分臼杵線	錦町	4	R03.12.23 ~ R03.12.24	C	c	△ 72	△ 67	2	48	44
18	大分臼杵線	東大道	4	R03.11.09 ~ R03.11.10	B	b	58	52	1	33	28
19	大分臼杵線	明野北	3	R03.11.16 ~ R03.11.17	C	c	67	65	2	22	20
20	大在大分港線	向原西	6	R02.11.12 ~ R02.11.13	C	c	69	65	2	46	41
21	坂ノ市中戸次線	坂ノ市	2	R02.12.08 ~ R02.12.09	B	b	61	49	1	35	30
22	大分挾間線	賀来	4	R02.12.21 ~ R02.12.22	B	b	64	58	1	33	32
23	鶴崎大南線	森	2	R01.12.18 ~ R01.12.19	B	b	68	62	2	38	33
24	大分港線	中島西	4	H30.11.13 ~ H30.11.14	C	c	61	56	2	39	32
25	松岡日岡線	明野東	2	R03.11.16 ~ R03.11.17	B	b	67	59	1	37	32
26	下郡宮崎大通り線	片島	4	R02.12.21 ~ R02.12.22	C	c	70	65	2	43	40
27	金池上野丘線	金池南	4	H30.10.30 ~ H30.10.31	C	c	63	55	2	45	39
28	東津留1号線	古ヶ鶴	4	R02.03.11 ~ R02.03.12	B	b	60	55	1	33	28
29	萩原明野線	萩原	4	R01.12.18 ~ R01.12.19	B	b	64	56	1	40	34
30	萩原東明野線	明野北	4	R03.12.09 ~ R03.12.10	A	a	63	54	1	26	23
31	大在駅通り線	政所	4	R03.12.02 ~ R03.12.03	C	c	58	50	2	35	33
32	今津留大津町線	津留	4	H30.11.13 ~ H30.11.14	C	c	64	57	2	37	31
33	高城駅通り線	高城	4	H30.11.14 ~ H30.11.15	C	c	59	53	2	35	32

(注1) 2021(令和3)年度は、着色部について測定を実施。

(注2) △は環境基準超過を示す。

(注3) 2021(令和3)年度以降に新規で測定を計画している地点。

資 7 - 2 0 環境基準達成状況（幹線交通を担う道路に面する地域）

区 分	評価戸数	達成状況		時間区分毎の達成状況			
		戸 数	%	昼	%	夜	%
				戸 数		戸 数	
全体	33,667	32,058	95.2	32,240	95.8	32,549	96.7
近接空間	13,685	12,725	93.0	12,805	93.6	12,926	94.5
非近接空間	19,982	19,333	96.8	19,435	97.3	19,623	98.2

(注) 近接空間 幹線交通を担う道路に近接する空間
 (幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲)
 (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15m
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20m
 非近接空間 50mの評価範囲のうち近接空間以外の範囲

資7-21 各種届出状況（特定施設）

1. 騒音規制法に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類		設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場等実数	特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械	1	1	7	-17	1	1	160	694		
2. 空気圧縮機等	3	13	14	-28	9	23	410	5,732		
3. 土石用破砕機等	4	5					52	336		
4. 織機							6	834		
5. 建設用資材製造機械	1	1			1	0	40	61		
6. 穀物用製粉機							1	1		
7. 木材加工機械	1	1	5	-16	1	0	117	325		
8. 抄紙機							2	11		
9. 印刷機械			1	-6			76	271		
10. 合成樹脂用射出成形機					2	8	4	236		
11. 鋳造型機			1	-12			0	31		
合計	10	21	28	-79	14	32				8,532
実数	9		22		11		870			

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	62	3	65

2. 振動規制法に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類		設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場等実数	特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械			4	-7	1	1	123	590		
2. 圧縮機	3	3	9	-12	8	5	198	791		
3. 土石用破砕機等	4	5					43	240		
4. 織機							5	716		
5. コンクリートブロックマシン等							7	27		
6. 木材加工機械	1	1	1	-1	1	0	24	31		
7. 印刷機械			1	-4			31	116		
8. ロール機							0	0		
9. 合成樹脂用射出成形機					2	8	4	214		
10. 鋳造型機			1	-12			3	29		
合計	8	9	16	-36	12	14				2,754
実数	7		13		9		436			

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	31	0	31

3. 大分市騒音防止条例に基づく特定施設

施設の種類	届出の種類		設置（使用）届出		使用全廃届出		数変更届出		特定工場等実数	特定施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
1. 金属加工機械	1	2					46	65		
2. 圧縮機及び送風機	24	177	6	-19	53	100	1,097	7,285		
3. 粉砕機							8	8		
4. 木材加工機械							54	123		
5. 合成樹脂成型加工機							0	0		
6. 遠心分離機							0	5		
7. 石材引割機							22	31		
8. 紙加工機械							0	0		
9. 走行クレーン	1	1					12	17		
10. クーリングタワー							22	84		
11. ブロックマシン							3	7		
合計	26	180	6	-19	53	100				7,625
実数	26		6		53		1,265			

その他の届出	届出の種類	防止の方法変更届出	氏名等変更届出	承継届出	合計
	件数	0	36	1	37

資 7-22 特定建設作業の届出件数の推移

法令	年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
騒音規制法		406	498	525	583	662
振動規制法		319	385	387	453	555
大分市騒音防止条例		1,492	1,522	1,584	1,640	1,849

資 7-23 各種届出状況（特定建設作業）

ア 騒音規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類	年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
1. くい打機、くい抜機を使用する作業		15	14	14	33	17
2. びょう打機を使用する作業		1	0	0	1	0
3. さく岩機を使用する作業		378	473	488	522	622
4. 空気圧縮機を使用する作業		12	9	23	22	15
5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		0	0	0	0	4
6. バックホウを使用する作業		0	0	0	4	2
7. トラクターショベルを使用する作業		0	0	0	0	1
8. ブルドーザーを使用する作業		0	2	0	1	1
合 計		406	498	525	583	662

イ 振動規制法に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類	年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
1. くい打機、くい抜機を使用する作業		15	14	8	24	13
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		0	0	0	0	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業		0	0	0	1	0
4. ブレーカーを使用する作業		304	371	379	428	542
合 計		319	385	387	453	555

ウ 大分市騒音防止条例に基づく特定建設作業

特定建設作業の種類	年度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業		75	59	41	49	75
2. ショベル系掘削機を使用する作業		1143	1190	1224	1266	1406
3. コンクリートカッターを使用する作業		205	226	251	284	302
4. 鉄球を使用する作業		0	0	0	0	0
5. ディーゼル発電機を使用する作業		69	47	68	41	66
合 計		1,492	1,522	1,584	1,640	1,849

地球温暖化

資 8 - 1 月平均気温の変化

観測地点：大分市地方気象台（大分市長浜町）

[1972(S47)年～1976(S51)年]

[1997(H9)年～2001(H13)年]

5年間の平均気温

5年間の平均気温

年 月	1972 (S47)	1973 (S48)	1974 (S49)	1975 (S50)	1976 (S51)	5年間 の平均
1月	7.5	7.4	5.1	6.0	5.1	6.2
2月	6.8	7.6	5.7	5.6	7.9	6.7
3月	9.3	9.6	8.4	9.2	8.9	9.1
4月	13.1	16.1	14.4	14.2	13.7	14.3
5月	17.6	18.8	18.6	17.7	18.2	18.2
6月	21.0	22.3	21.5	21.9	21.3	21.6
7月	25.2	27.9	25.0	26.9	24.8	26.0
8月	25.8	27.0	26.7	26.5	26.6	26.5
9月	21.8	22.3	22.0	24.8	21.3	22.4
10月	17.1	17.3	18.0	19.3	17.5	17.8
11月	12.7	11.7	11.7	13.5	11.1	12.1
12月	7.7	5.8	8.4	8.0	7.1	7.4
年平均	15.5	16.2	15.5	16.1	15.3	15.7
暖かさの指数						128.4

年 月	1997 (H9)	1998 (H10)	1999 (H11)	2000 (H12)	2001 (H13)	5年間 の平均
1月	5.9	6.2	6.6	7.4	6.2	6.5
2月	6.7	8.6	6.8	5.9	7.3	7.1
3月	10.6	10.2	10.6	10.0	10.5	10.4
4月	14.7	16.7	14.4	14.4	15.0	15.0
5月	19.4	20.2	19.3	18.8	19.6	19.5
6月	22.8	22.5	22.8	22.3	23.4	22.8
7月	26.1	27.0	25.3	27.4	27.4	26.6
8月	27.0	28.5	26.9	27.8	27.6	27.6
9月	23.1	24.4	25.5	24.0	23.7	24.1
10月	17.6	20.2	19.7	19.8	19.4	19.3
11月	14.2	13.8	13.7	14.7	12.7	13.8
12月	9.3	10.0	8.1	9.3	8.5	9.0
年平均	16.5	17.4	16.6	16.8	16.8	16.8
暖かさの指数						141.7

[2007(H19)年～2011(H23)年]

[2017(H29)年～2021(R3)年]

5年間の平均気温

5年間の平均気温

年 月	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	5年間 の平均
1月	7.2	7.2	6.6	6.7	3.9	6.3
2月	9.2	6.1	9.2	9.0	7.4	8.2
3月	10.6	10.4	10.9	10.6	8.5	10.2
4月	14.4	14.8	15.1	13.4	14.3	14.4
5月	19.9	19.2	19.8	18.6	19.5	19.4
6月	23.1	21.8	23.4	22.4	22.9	22.7
7月	26.0	28.3	26.1	26.8	27.0	26.8
8月	28.5	27.5	27.3	29.3	27.7	28.1
9月	26.5	24.6	24.2	26.0	24.6	25.2
10月	20.4	19.5	19.0	19.7	19.4	19.6
11月	13.8	13.2	13.7	13.0	15.6	13.9
12月	9.5	8.6	8.6	8.7	8.0	8.7
年平均	17.4	16.8	17.0	17.0	16.6	17.0
暖かさの指数						143.4

年 月	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	5年間 の平均
1月	7.0	5.5	7.7	9.1	6.7	7.2
2月	7.5	5.6	8.7	8.7	9.3	8.0
3月	9.4	10.9	11.5	11.5	12.6	11.2
4月	15.7	16.4	14.8	14.0	15.5	15.3
5月	20.2	19.5	20.0	20.2	19.5	19.9
6月	22.5	22.8	22.9	24.0	23.4	23.1
7月	28.3	28.3	25.7	25.1	26.9	26.9
8月	28.7	29.1	27.2	29.3	27.1	28.3
9月	23.5	24.1	25.5	24.5	25.1	24.5
10月	19.2	18.9	20.8	19.1	20.4	19.7
11月	12.7	13.8	14.3	14.8	13.8	13.9
12月	7.1	9.8	9.9	7.9	8.8	8.7
年平均	16.8	17.1	17.4	17.4	17.4	17.2
暖かさの指数						146.6

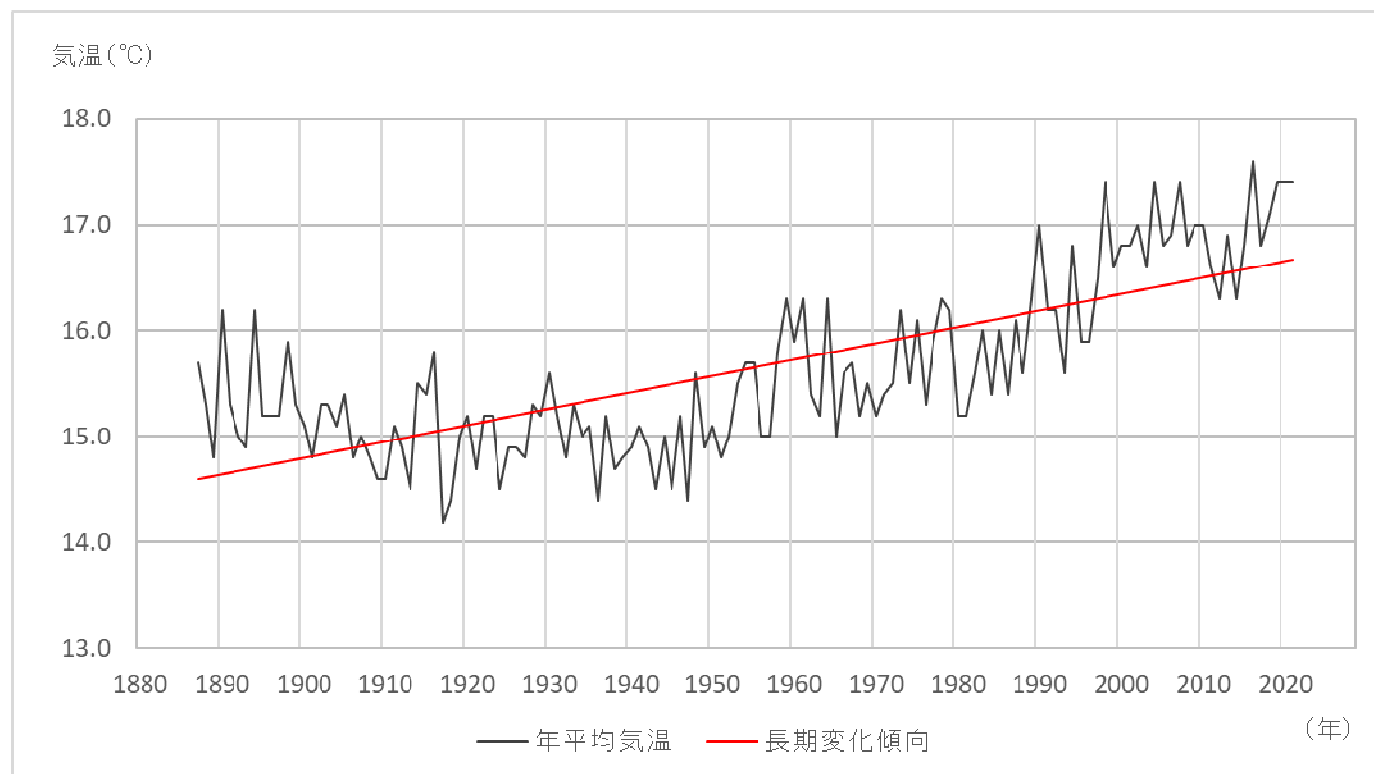
(大分地方気象台ホームページ「過去の気象データ」を引用)

(注)「暖かさの指数」とは植物分布を表すために用いる指数で、1年の月平均気温のうち、5℃以上の月について、その月の平均気温から5℃を差し引いた温度の合計値です。

暖かさの指数の一定の範囲内に、特定の植生が成立することが知られており、中間温帯林や照葉樹林では85～180、亜熱帯多雨林では180～240、熱帯多雨林は240以上とされています。

上表においては、近年の気温変化を把握するため、1972(S47)年～、1997(H9)年～、2007(H19)年～、2017(H29)年～の各5年間に於ける月平均気温の平均値を用いて指数を算出しています。

資 8 - 2 大分市における過去 100 年間の温度変化



(大分地方気象台ホームページ「過去の気象データ」を引用)

資 8 - 3 地球温暖化対策おおいた市民会議設置要綱

(設置)

第 1 条 本市における地球温暖化対策に関する取組を市民及び事業者と協働して推進するため、地球温暖化対策おおいた市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 市民会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策に係る具体的な実践活動の推進に関する事。
- (2) 地球温暖化対策に係る普及啓発に関する事。
- (3) 地球温暖化対策に係る情報の把握及び交換に関する事。
- (4) その他地球温暖化対策に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 市民会議は、委員 4 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 市の職員

(参画依頼等の期間)

第 4 条 参画依頼又は任命の期間は、2 年以内で市長が定める期間を 1 期間とする。

2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1 期間ごとにこれを行うものとする。

3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 市民会議に委員長及び副委員長 2 人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 市民会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、市民会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 第 2 条各号に掲げる事項について具体的な検討を行うため、市民会議に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから委員長が指名する者を部会員として組織する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を掌理する。

5 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金等)

第 8 条 委員（第 3 条第 2 項第 4 号に規定する委員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第 9 条 市民会議の庶務は、環境部環境対策課において処理する。

(委任)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年12月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後において最初に参画依頼し、又は任命する委員の当該参画依頼又は任命の期間は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月12日から施行する。ただし、第7条の改正規定（同条ただし書を削る部分に限る。）は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

資 8 - 4 第 8 期地球温暖化対策おおいた市民会議委員 [任期 2021(R3).5.24~2023(R5).3.31]

区 分	氏 名	勤務先又は団体等
学識経験を有する者	坂井 美穂	日本文理大学
	衣本 太郎	国立大学法人 大分大学
	渡邊 紀子	(一社) 大分市連合医師会
	宮本 学治	大分県弁護士会
	吉田 豊三	大分県地球温暖化防止活動推進センター
	梅埜 新一郎	大分地方気象台
市民の代表者	荒金 一義	大分市自治会連合会
	小野 ひさえ	大分市生活学校連絡協議会
	小野 鶴子	大分市地域婦人団体連合会
	細井 利男	NPO 法人 大分環境カウンセラー協会
	小坂 正則	NPO 法人 九州・自然エネルギー推進ネットワーク
	溝部 敏勝	公募
	柿本 雅子	公募
	西本 真喜子	公募
	松村 紅実子	公募
事業者の代表者	上田 耕作	大分商工会議所
	桑野 恭子	エコアクション21 特別基礎地域事務局おおいた
	河原 伸明	大分県生活協同組合連合会
	前田 義憲	(株) トキハ
	大部 慶敬	九州電力(株)大分支店
	豊島 雅史	大分ガス (株)
	藤田 歩	大分コンビナート競争力強化検討部会 (昭和電工株式会社 大分コンビナート)
	木村 誠	大分市工業連合会
	佐藤 来	(公社) 大分県トラック協会
	中村 孝正	九州旅客鉄道(株) 大分支社
	脇 紀昭	(一社) 大分県バス協会
	赤嶺 義美	(一社) 大分県タクシー協会
	森下 昌勅	(一社) 大分県産業資源循環協会
	朝久野 正美	日産プリンス大分販売 (株)
市の職員	末松 広之	大分市教育部長
	加藤 典臣	大分市農林水産部長
	姫野 正浩	大分市都市計画部長
	大石 晃	大分市環境部長

[2022(R4)年3月31日現在]

資 8 - 5 温室効果ガスの活動区分別排出量（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

活動区分		2019 (R1)		2021 (R3)		増減 (%) 2019 (R1) / 2021 (R3)
		活 動 量	排出量 (t-CO ₂)	活 動 量	排出量 (t-CO ₂)	
			割 合 (%)			
電 気 の 使 用	買電 (kWh)	87,825,041	28,016 (注)	91,986,504	33,575(注)	19.8
	売電 (kWh)	26,582,060	8,480	29,324,490	10,703	26.2
	売買差(kWh)	61,242,981	19,537 (14.1)	62,662,014	22,872 (17.1)	17.1
燃 料 の 燃 焼	ガソリン (ℓ) (施設等での利用)	1,017	2 (0.0)	640	1 (0.0)	△ 50.0
	ガソリン (ℓ) (公用車)	324,422	753 (0.5)	299,481	695 (0.5)	△ 7.7
	灯油 (ℓ)	933,601	2,324 (1.7)	911,724	2,270 (1.7)	△ 2.3
	軽油 (ℓ) (施設等での利用)	36	0 (0.0)	244	1 (0.0)	-
	軽油 (ℓ) (公用車)	156,836	405 (0.3)	140,599	363 (0.3)	△ 10.4
	A重油 (ℓ)	60,992	165 (0.1)	75,146	204 (0.2)	23.6
	L P G (m ³)	120,540	789 (0.6)	227,223	1,488 (1.1)	88.6
	天然ガス (m ³)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	増減なし
	都市ガス (m ³)	969,751	2,094 (1.5)	1,414,261	3,054 (2.3)	45.8
	溶融炉での コークスの使用量 (t)	4,745	15,041 (10.8)	4,260	13,501 (10.1)	△ 10.2
	計		21,573 (15.5)		21,577 (16.1)	0.0
	一般廃棄物の焼却 (t)	179,798	3,042 (2.2)	180,558	3,055 (2.3)	0.4
一般廃棄物中の プラスチック類の焼却 (t)	33,875	92,049 (66.2)	30,798	83,412 (62.4)	△ 9.4	
廃棄物の埋立て処分 (t)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	増減なし	
下水の処理量 (m ³)	40,293,805	2,808 (2.0)	39,103,220	2,725 (2.0)	△ 3.0	
下水汚泥の焼却量 (t)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	増減なし	
し尿の処理量 (m ³)	0	0 (0.0)	0	0 (0.0)	増減なし	
その他		31 (0.0)		33 (0.0)	6.5	
合 計		139,040 (100)		133,674 (100)	△ 3.9	

(注1) 買電の温室効果ガス排出量については、九州電力㈱の二酸化炭素排出係数を用いて算出した。

(注2) し尿処理施設の処理方式が、希釈後下水放流であるため、し尿の処理に伴う活動量・温室効果ガス排出量は下水の処理に含まれる。

資 8 - 6 温室効果ガスの種類別排出量（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

種類	主な発生源	2019(R1)	2021(R3)	増減 (%) 2021(R3)/ 2019(R1)
		排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	
		構成割合 (%)	構成割合 (%)	
二酸化炭素 (CO ₂)	・電気使用・燃料使用（コークス、ガソリン、灯油等） ・一般廃棄物（プラスチック類）の焼却	133,159 (95.8)	127,861 (95.7)	△ 4.0
メタン (CH ₄)	・一般廃棄物の焼却 ・下水道処理 ・埋立による排出	892 (0.6)	866 (0.6)	△ 2.9
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・燃料使用（灯油、A重油） ・一般廃棄物の焼却 ・自動車走行	4,983 (3.6)	4,937 (3.7)	△ 0.9
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・封入カーエアコンの使用	6.0 (0.0)	11.0 (0.0)	増減なし
合計		139,040 (100)	133,674 (100)	△ 3.9

資 8 - 7 目標達成状況（大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

目標の対象	数値目標 2025 (R7)	2019(R1) (基準年度)	2021 (R3)	増減 (%) 2021(R3) /2019(R1)
温室効果ガスの総排出量に関する削減目標				
温室効果ガスの総排出量 (t-CO ₂)	4.9%削減	139,040	133,674 ^(注1)	△ 3.9
温室効果ガスの排出量（一般廃棄物分野等を除く）に関する削減目標				
温室効果ガスの排出量（一般廃棄物処理部門を除く） (t-CO ₂)	5.1%削減	43,948	47,207 ^(注1)	7.4
原単位あたりの目標				
本市所管施設の床面積（1 m ² ）あたりの電気使用量 (kWh/m ²)	5.3%削減	98.7	85.7	△ 13.2
公用車1台あたりのエネルギー消費量 (GJ/台)	5.0%削減	29.7	20.4	△ 31.3
分野別（項目別）目標 [直接的に温室効果ガスの排出削減に繋がる項目]				
電気の使用に基づく温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	5.3%削減	28,016	33,575	19.8
燃料の使用に基づく温室効果ガス排出量 ^(注2) (t-CO ₂)	5.0%削減	21,573	21,577	0.0
一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	4.4%削減	3,042	3,055	0.4
一般廃棄物中のプラスチック類の焼却に伴う温室効果ガス排出量 ^(注3) (t-CO ₂)	4.4%削減	92,049	83,412	△ 9.4
分野別（項目別）目標 [間接的に温室効果ガスの排出削減に繋がる項目]				
水使用量 (m ³)	5.0%削減	853,689	828,996	△ 2.9
コピー用紙購入量 (枚)	10.0%削減	37,077,750	35,506,000	△ 4.2
庁舎等から発生する廃棄物量 (kg)	4.4%削減	1,022,644	972,114	△ 4.9
庁舎等から発生する廃棄物のリサイクル率 (%)	66.2%以上	64.0	66.9	2.2%改善

(注1) 買電の温室効果ガス排出量については、九州電力㈱の二酸化炭素排出係数を用いて算出した。
(注2) 「燃料」は「ガソリン」「灯油」「軽油」「A重油」「LPG」「都市ガス」「コークス」を指す。
(注3) 「一般廃棄物中のプラスチック類」には、大分市の定める分別方法により、燃やせるごみとして排出することとなっているプラスチック製品と燃やせるごみに混入していた資源プラを含む。

資 8 - 8 大分市のエコエネルギー導入状況

1. 太陽光発電（照明灯を除く）

No.	設置箇所	設備概要・規模等	設置年度
1	七瀬川自然公園	8 kW	1998(H10)年度
2	下郡小学校	4.35 kW	2001(H13)年度
3	田ノ浦公園駐車場	70 kW	2002(H14)年度
4	市内5ヶ所 (不法投棄監視カメラシステム)	0.9 kW	2002(H14)年度
5	大在西小学校	30 kW	2004(H16)年度
6	市内3ヶ所 (不法投棄監視カメラシステム)	0.39 kW	2008(H20)年度
7	大在中学校	10 kW	2010(H22)年度
8	大在市民センター	5 kW	2010(H22)年度
9	坂ノ市市民センター	15 kW	2010(H22)年度
10	大道小学校	10 kW	2011(H23)年度
11	坂ノ市小学校	10 kW	2011(H23)年度
12	滝尾中学校	10 kW	2011(H23)年度
13	大分市水道局 横尾浄水場	10 kW	2011(H23)年度
14	南大分小学校	5 kW	2012(H24)年度
15	J:COM ホルトホール大分	15 kW	2013(H25)年度
16	大分市役所 第2庁舎	10 kW	2013(H25)年度
17	春日町小学校	10 kW	2013(H25)年度
18	大在小学校	5.76 kW	2014(H26)年度
19	鶴崎小学校	5.76 kW	2016(H28)年度
20	碩田学園	5.5 kW	2017(H29)年度

2. ソーラー照明灯

No.	設置個所	規模等	設置年度
1	下郡小学校	13 基 (0.26kW)	2001(H13)年度
2	大分市廻栖野	36 基 (0.648kW)	2003(H15)年度
3	大在西小学校	15 基 (0.195kW)	2004(H16)年度
4	上野ヶ丘中学校	1 基 (0.014kW)	2007(H19)年度
5	神崎中学校	3 基 (0.043kW)	2007(H19)年度
6	大分市荷揚町(歩道)	1 基 (0.02kW)	2007(H19)年度
7	上野ヶ丘中学校	5 基 (0.02kW)	2008(H20)年度
8	市道汐見竹下線	8 基 (0.032kW)	2008(H20)年度
9	松岡小学校	3 基 (0.024kW)	2008(H20)年度
10	佐賀関小学校	1 基 (0.014kW)	2008(H20)年度
11	佐賀関中学校	1 基 (0.014kW)	2008(H20)年度
12	市道羽田8号線	7 基 (0.161kW)	2009(H21)年度
13	市道羽田17号線	5 基 (0.115kW)	2009(H21)年度
14	都市計画道路下郡羽田線	4 基 (0.092kW)	2009(H21)年度
15	大在中学校	1 基 (0.006kW)	2010(H22)年度
16	学校給食西部共同調理場	6 基 (0.036kW)	2010(H22)年度
17	都市計画道路下郡羽田線	9 基 (0.207kW)	2010(H22)年度
18	大南市民センター	3 基 (0.018kW)	2010(H22)年度
19	中央町地下駐輪場天井照明	121 基 (4.84kW)	2010(H22)年度
20	都市計画道路下郡羽田線	8 基 (0.184kW)	2011(H23)年度
21	葬斎場	15 基 (0.055kW)	2013(H25)年度

3. 太陽熱利用

No.	設置個所	設備概要・規模等	設置年度
1	大分駅南高齢者福祉複合施設	真空ガラス式 集熱面積 21.84 m ² 蓄熱容量 2.0 m ³	1999(H11)年度
2	西部清掃事業所	集熱面積 60 m ² 蓄熱容量 3 m ³	1999(H11)年度
3	中央消防署明野出張所	集熱面積 6.0 m ² 蓄熱容量 330ℓ	2001(H13)年度
4	南消防署	真空式ノーラーシステム 集熱面積 18.54 m ² 蓄熱容積 27ℓ	2006(H18)年度

4. 廃棄物発電、熱利用

No.	設置個所	規模等	設置年度
1	福宗環境センター清掃工場	6,000kW（工場内消費、余剰分は売電） 給湯、冷暖房	1997(H9)年度 <small>(注) 設置者は大分市、 由布・大分環境衛生組合</small>
2	佐野清掃センター清掃工場	9,500kW（工場内消費、余剰分は売電） 給湯、冷暖房、佐野植物公園の足湯 及び温室	2003(H15)年度

5. 中小水力発電

No.	設置個所	規模等	設置年度
1	三芳配水場	49.9kW	2019(R1)年度

6. 天然ガスコージェネレーション

No.	設置個所	規模等	設置年度
1	学校給食西部共同調理場	25kW	2010(H22)年度

7. 業務用燃料電池

No.	設置個所	規模等	設置年度
1	市役所本庁舎	3.0kW	2019(R1)年度
2	碩田学園	3.0kW	2019(R1)年度

8. クリーンエネルギー自動車

No.	区分	用途	規模等	導入年度
1	電気自動車	公用車	2台	2007(H19)年度
2	ハイブリッド車	公用車	2台	2011(H23)年度
3	ハイブリッド車	公用車	1台	2013(H25)年度
4	ハイブリッド車	公用車（上下水道局）	1台	2014(H26)年度
5	ハイブリッド車	公用車	1台	2014(H26)年度
6	ハイブリッド車	公用車	1台	2015(H27)年度
7	燃料電池自動車	公用車	1台	2016(H28)年度

8	ハイブリッド車	公用車	1台	2017(H29)年度
9	ハイブリッド車	公用車	1台	2018(H30)年度
10	低速電動バス	公用車	1台	2019(R1)年度
11	ハイブリッド車	公用車	1台	2020(R2)年度
12	ハイブリッド車	公用車	1台	2020(R2)年度
13	電気自動車	公用車	3台	2020(R2)年度
14	低速電動バス	公用車	1台	2020(R2)年度